

富 士 大 学
自 己 点 検 ・ 評 価 報 告 書

平成 23 年 9 月

富士大学

ま え が き

平成 14(2002)年の学校教育法改正に伴い、平成 16(2004)年から認証評価制度が施行された。もとより本学は、学校教育法改正前の規定に基づき、自己点検・評価を行ってきたところであるが、学校教育法改正を機に、文部科学大臣より平成 17(2005)年に認証を受けた日本高等教育評価機構の会員となり、同評価機構が認証評価を開始して 3 年目の平成 19(2007)年度に、同評価機構の認証評価を受け、その結果、同評価機構の大学評価基準を満たしていると認定された。

その際、本学は、同評価機構の大学評価基準に従い、自己評価報告書を作成している。その後も、自己点検を不断に行ってきたが、認証評価を受けた翌年(平成 20 年)には、リーマンショックが発生し、日本経済は大混乱に陥った。その後遺症が癒えるまで、自己点検・評価報告書の作成に手を付けられずにいたが、平成 22(2010)年 11 月に自己点検・評価委員長より、平成 23(2011)年度の自己点検・評価報告書の作成が宣言され、直ちに準備に取り掛かった。

自己点検・評価報告書の作成に当たっては、実績があり、かつ、客観的に優れた基準である日本高等教育評価機構の大学評価基準に基づき行うこととした。なお、同評価機構は、大学評価基準を、平成 24(2012)年度以降改正する方向とのことであったが、同評価機構も、平成 23(2011)年度は、従来の評価基準によって認証評価を行っていること、また、新評価基準は、本学の自己点検・評価報告書作成段階においては、未だ具体的なものになっていないこと、という実情に鑑み、本学は、改正前の基準で、自己点検・評価報告書を作成することとした。

平成 23(2011)年 3 月 11 日、千年に一度といわれるマグニチュード 9.0 の地震、大津波、原発事故など、多大な被害をもたらした東日本大震災が発生した。本学は、岩手県内陸部にあるため、建物の亀裂発生など小規模な被害で済み、津波・原発事故による大きな被害はなかったが、教職員・学生の家族・親戚などが被災し、受けた間接的な被害は計り知れない。そのような中で、自己点検・評価報告書の作成作業は、遅れ気味となったが、関係教職員の協力により、刊行することができた。これを機に、本学の教育・研究の質的向上を目差し、なお一層の努力を図ってまいりたい。

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念・使命・目的、大学の個性・特色	p. 1
II. 富士大学の沿革と現況	p. 2
III. 「基準」ごとの自己評価	p. 5
基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	p. 5
基準 2. 教育研究組織	p. 7
基準 3. 教育課程	p. 13
基準 4. 学生	p. 37
基準 5. 教員	p. 53
基準 6. 職員	p. 62
基準 7. 管理運営	p. 68
基準 8. 財務	p. 80
基準 9. 教育研究環境	p. 87
基準 10. 社会連携	p. 95
基準 11. 社会的責務	p. 101
IV. 特記事項	p. 106
1. 富士大学の教育課題に対する取組みについて —「富士大学の教育課題に関する検討委員会」報告を 中心と全学的取組みについて—	p. 106
2. 学生ボランティア活動	p. 110
3. スポーツ振興	p. 113
4. 富士大学主催のスポーツ関連事業	p. 115
5. 「高大連携ウインターセッション」事業	p. 117
6. 「全国高校生童話大賞」事業	p. 118
7. 文部科学大臣委嘱「図書館司書・司書補講習」の実施	p. 122

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 富士大学の建学精神

(1) 建学の精神・大学の基本理念

富士大学の建学の精神は、以下のとおりである。

「本学の教育理念は、人類の築き上げつつある学術文化を研究・教授し、深い教養と総合的判断力を具えた豊かな人間性を養うことによって、平和的かつ創造的な文化の向上と活力ある社会の発展に寄与する人材を育成するにある。この理念に基づき、特に地球的・国際的視野の涵養、創造的・実践的知性の開発、自発的・奉仕的精神の体得を目標として、心身ともに健全な学生の育成を期する。」

この建学の精神には、本学の教育理念が端的に言い表されている。すなわち、本学の教育理念は、①「人類の築き上げつつある学術文化を研究・教授」すること、②「深い教養と総合的判断力を具えた豊かな人間性を養う」こと、③「平和的かつ創造的な文化の向上と活力ある社会の発展に寄与する人材を育成する」ことであり、同時にそれが大学の基本理念でもある。

(2) 使命・目的

富士大学の使命・目的は、建学の精神を踏まえて、学則及び大学院学則に定めている。学則第1条は、本学が「広く知識を世界にもとめ、深遠なる学術の研究と心身ともに健全なる人材の育成を期し人類の平和と地域の発展に寄与することを目的とする」と規定している。また、大学院学則第1条は、本学大学院が「富士大学の目的使命に則り、学術理論およびその応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定め、同第3条第2項は、大学院における人材養成目的を「(1) 高度に専門的な知識を有する実務者、(2) 公的資格を有する専門職業人、(3) 研究者として専門研究に従事する人材」と規定している。

(3) 大学の個性・特色

富士大学は、昭和40(1965)年に岩手県花巻市に開学した奥州大学（経済学部経済学科）を前身とする（昭和51(1976)年に大学名を富士大学に改称）経済学部の単科大学である。本学は、これまで時代の変化に対応しながら、教育体制の整備・拡張に努めてきた。平成10(1998)年に経営法学科、平成15(2003)年には経営情報学科を設置し、経済学部を3学科体制にした。また、平成15(2003)年には、大学院 経済・経営システム研究科 経済・経営学専攻（修士課程）を設置し、より高度な教育を提供できる体制を整えた。

このように教育体制を整備・拡張しながらも、本学は建学の精神と、そこに謳われる教育理念・目標を堅持し、教育研究を行ってきた。本学の個性・特色は、①社会／地域の発展に寄与することができる人材を育成するために、建学の精神（教育理念・目標）に基づく教育を実践すること、そして②地域社会に貢献することにある。具体的な内容を以下に示す。

- 1) 「深い教養と総合的判断力を具えた豊かな人間性」の涵養を目指す教養教育、全学年ゼミ制度

- 2)「地球的・国際的視野の涵養」を目指す教養教育、外国語教育、国際理解教育、情報処理教育
- 3)「創造的・実践的知性の開発」を目指す全学年ゼミ制度と実践的な専門教育
- 4)「自発的・奉仕的精神の体得」を目指す大学行事、地域活動、ボランティア活動、スポーツ活動の奨励
- 5)「社会／地域の発展に寄与する」ことを目的とした、生涯学習の機会提供と研究成果の地域還元

2. 富士大学が目指す大学像

富士大学が目指す大学像は、次の三つである。

- (1) 本学の建学の精神・教育理念を踏まえて、地域発展を担う経済・経営人材を育成し、有為な人材を地域社会に供給する大学を目指す。
- (2) 地域の教育水準を高めるために、高等教育機会を地域住民に提供し、また、大学の研究成果を地域に還元し、まちづくり支援活動、ボランティア活動、スポーツ振興を通じて、地域社会に貢献する大学を目指す。
- (3) LL 機器及び留学生の受入れを通じて、地球的・国際的視野の涵養を図り、国際社会に貢献する大学を目指す。

II. 富士大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和	4 年	5 月	財団法人京王商業学校設置、京王商業学校を開設
	23 年	8 月	学制改革により法人名を財団法人京王学園、学校名を京王高等学校に改称
	26 年	2 月	私立学校法施行により学校法人京王学園に改称
	38 年	8 月	岩手県花巻市（現在地）に大学用地買収

昭和	40 年	1 月	奥州大学 設置認可（経済学部 経済学科 入学定員 100 人）
	40 年	4 月	校舎 1 号館 完成
	40 年	4 月	学校法人京王学園 奥州大学 開学
	41 年	3 月	校舎 2 号館、教授会館、寄宿舍（第一陸奥寮）完成
	42 年	7 月	文部大臣委嘱 司書及び司書補の講習 開始
	44 年	11 月	法人名を学校法人奥州大学に改称
	51 年	4 月	法人名を学校法人富士大学、大学名を富士大学に改称
	52 年	3 月	富士大学記念体育館（校舎 3 号館）完成
	61 年	12 月	入学定員増 認可（経済学部 経済学科 100 人→150 人）
昭和	62 年	9 月	校舎 5 号館（図書館棟）完成
	63 年	3 月	寄宿舍 2 号館（第二陸奥寮）完成
平成	元年	12 月	期間を付した入学定員増 認可
(75 人、平成 2 年 4 月 1 日～平成 11 年 3 月 31 日)			

平成	3年 12月	期間を付した入学定員増 認可 (75人、平成4年4月1日～平成12年3月31日)
	5年 10月	校舎6号館 完成
	7年 10月	武道館、野球場 完成
	9年 12月	経済学部 経営法学科 設置認可 (入学定員200人、3年次編入学定員20人)
	10年 3月	校舎メディア棟 完成
	10年 4月	経済学部 経営法学科 開設
	10年 7月	屋内総合体育館（スポーツセンター）完成
	10年 12月	期間を付した入学定員増の期間延長 認可 (75人、平成11年4月1日～平成12年3月31日)
	11年 7月	期間を付した入学定員増の廃止に伴う恒常的入学定員増 認可 (経済学部 経済学科 150人→225人)
	11年 7月	平成12年度から平成16年度までの期間を付した入学定員増 認可 (臨定延長、経済学部 経済学科 平成12年度60人、13年度45人、 14年度30人、15年度15人、16年度0人)
	11年 12月	全天候型陸上競技場 完成
	14年 5月	寄宿舍3号館（第三陸奥寮）完成
	14年 12月	大学院 経済・経営システム研究科 経済・経営学専攻（修士課程） 設置認可（入学定員25人）
	14年 12月	経済学部 経営情報学科 設置認可 (入学定員100人、3年次編入学定員10人)
	14年 12月	経済学部 経営法学科 入学定員の減少 認可 (入学定員200人→100人、3年次編入学定員20人→10人)
	15年 4月	大学院 経済・経営システム研究科 開設
	15年 4月	経済学部 経営情報学科 開設
	17年 4月	経済学部 経済学科・経営法学科・経営情報学科 入学定員変更 (経済学科 225人→150人、経営法学科 100人→75人、 経営情報学科 100人→75人)
	18年 7月	人工芝サッカー場 完成
	19年 7月	証明設備完成（野球場・サッカー場・ソフトボール場）
	21年 4月	経済学部 経済学科・経営法学科・経営情報学科 入学定員変更 (経済学科 150人→110人、経営法学科 75人→110人、 経営情報学科 75人→50人)

富士大学

2. 本学の現況

大学名 富士大学

所在地 岩手県花巻市下根子 450 番地 3

学部の構成（大学及び大学院）

大 学	学部名	学科名
	経済学部	経済学科
		経営法学科
		経営情報学科

大 学 院 (修士課程)	研究科名	専攻名
	経済・経営システム研究科	経済・経営学専攻

学部及び大学院の学生数（平成 23(2011)年 5 月 1 日現在）

経済学部

学 科	1 年次			2 年次			3 年次			4 年次以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
経済	32	3	35	42	9	51	59	6	65	93	12	105	226	30	256
経営法	99	45	144	109	36	145	52	33	85	87	31	118	347	145	492
経営情報	17	8	25	13	4	17	12	8	20	34	12	46	76	32	108
合 計	148	56	204	164	49	213	123	47	170	214	55	269	649	207	856

大学院 経済・経営システム研究科（修士課程）

専 攻	1 年次			2 年次以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
経済・経営学専攻	16	1	17	22	5	27	38	6	44

教員数（平成 23(2011)年 5 月 1 日現在）

区別	男	女	計
教授	38	1	39
准教授	6	0	6
講師	3	0	3
助教	0	0	0
専任教員合計	47	1	48
客員教授	3	0	3
非常勤講師	41	5	46

注）教授の人数に学長を含む。

職員数（平成 23(2011)年 5 月 1 日現在）

区別	男	女	計
正職員	21	15	36
嘱託職員	7	3	10
合 計	28	18	46

Ⅲ.「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1. 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

《1-1 の視点》

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

(1) 1-1 の事実の説明（現状）

本学の建学の精神には、教育理念が端的に言い表されており、それが大学の基本理念になっている。本学では、建学の精神をホームページ上（<http://www.fuji-u.ac.jp/>）及び広報誌『FUJI UNIV.』（学生、保護者、卒業生、教職員向け）、『履修登録の手引』（学生、教職員向け）、『キャンパスガイド』（新入生用）等の印刷物に明記し、学内外に示している。また、入学式の式辞の中で、学長が建学の精神を新入生に解りやすく説明している。

(2) 1-1 の自己評価

ホームページと各種印刷物等によって学内外に示されており、評価できる。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

さまざまな情報媒体を通じて一層の周知徹底を図っていく。

1-2. 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

《1-2 の視点》

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

(1) 1-2 の事実の説明（現状）

①の視点

本学の使命・目的は、建学の精神・教育理念（大学の基本理念）を踏まえて、学則に定めている。学則第1条では、本学の使命・目的を「広く知識を世界にもとめ、深遠なる学術の研究と心身ともに健全なる人材の育成を期し人類の平和と地域の発展に寄与することを目的とする」と規定し、第3条の2では、経済学部の研究上の目的を「建学の精神に示す目標に基づき、地球的・国際的視野、創造的・実践的知性、自発的・奉仕的精神を身につけた人材を育成すること」と規定している。第3条の2第2項では、経済学科、経営法学科、経営情報学科の研究上の目的をそれぞれ、「経済のしくみと政策、歴史を体系的に学び、今日の諸課題を考察するのに必要な経済、経営、法律、情報の専門知識と柔軟な問題解決能力をもった人材」の育成、「実践的な語学力と情報処理能力を身につけ、経営学の専門知識を修得するとともに、現代の「市場の規律」たる企業関連法を深く理解し、

実践的に体得した人材」の育成、「経営学の専門知識のみならず、実践的な語学力と高度な情報処理能力を兼ね備え、情報を戦略的に活用できる人材」の育成と定めている。

また、大学院学則第 1 条は、本学大学院の使命・目的を「富士大学の目的使命に則り、学術理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。また、同第 3 条第 2 項には、大学院における人材養成目的を「(1) 高度に専門的な知識を有する実務者、(2) 公的資格を有する専門職業人、(3) 研究者として専門研究に従事しうる人材」と規定している。

②の視点

大学の使命・目的、経済学部教育研究上の目的、各学科の教育研究上の目的については、本学のホームページ上に公表しているほか、『履修登録の手引』、『履修ガイドブック』（「学則」の項）、『キャンパスガイド』（「学則」の項）に明記して学生、教職員に周知を図っている。

大学院の使命・目的及び人材養成目的は、本学のホームページ上に公表しているほか、大学院『履修要項』（「大学院学則」の項）に明記し、学生、教職員に周知している。

③の視点

大学及び大学院の使命・目的、教育研究上の目的／人材養成目的は、ホームページをとおして学外に公表している。

(2) 1-2 の自己評価

本学の使命・目的は、学則に定められており、『履修登録の手引』、『履修ガイドブック』、『キャンパスガイド』、『履修要項』の配付をとおして学内の周知を図っている。また、ホームページをとおして学外にも公表している。これらの点から、大学の使命・目的の設定及び学内外への周知に関して、評価できる。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的をより一層周知させるために、広報・ホームページ委員会を中心に検討を続ける。

[基準 1 の自己評価]

本学の建学の精神・基本理念は、ホームページやさまざまな印刷物をとおして学内外に周知されており、評価できる。また、本学の使命・目的も明確に定められ、ホームページやさまざまな印刷物をとおして学内外に周知されており、評価できる。

[基準 1 の改善・向上方策（将来計画）]

広報・ホームページ委員会を中心に、更に効果的な周知を行うための方策を検討し、受験生、在学生、卒業生、教職員、保護者、企業、教育関係者等に対して広く周知徹底を図っていく。

基準 2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1 の視点》

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1 の事実の説明（現状）

①の視点

表 2-1-1 教育研究の基本的な組織

(学部)

経済学部	経済学科
	経営法学科
	経営情報学科

(大学院)

経済・経営システム研究科	経済・経営学専攻（修士課程）
--------------	----------------

(附属機関)

附属図書館
附属地域経済文化研究所

(その他の教育研究組織)

学術研究会
福祉・ボランティア研究センター

表 2-1-2 入学定員・収容定員・在籍学生数と専任教員数（平成 23(2011)年 5 月 1 日現在）
（経済学部の入学定員・収容定員・在籍学生数）

学 科	入学定員	収容定員	在籍学生数
経済	110	480 (440)	256
経営法	110	405 (440)	492
経営情報	50	225 (200)	108
合 計	270	1,110 (1,080)	856

注) () 内は平成 24(2012)年度以降の収容定員

(経済・経営システム研究科の入学定員・収容定員・在籍学生数)

専 攻	入学定員	収容定員	在籍学生数
経済・経営学専攻	25	50	44

(経済学部)の教員組織)

学部	学科	専任教員数					設置基準上 必要専任 教員数	設置基準上 必要専任 教授数	兼任 (非常勤) 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計			
経済	経済	13	2	1	0	16	10	5	
	経営法	19	2	1	0	22	10	5	
	経営情報	7	2	1	0	10	10	5	
経済学部計		39	6	3	0	48	30	15	40
大学全体の収容 定員に応じて定める 専任教員数							15	8	
合 計		39	6	3	0	48	45	23	40

注) 経営情報学科の教授の人数に学長を含む。

(大学院経済・経営システム研究科)の教員組織)

研究科	専攻	研究指導 教員数	研究指導 補助 教員数	合計	設置基準上 必要研究 指導教員数	設置基準上必要研究 指導教員数及び研究 指導補助教員数合計	専 任 教員数	兼 担 教員数	兼 任 (非常勤) 教員数
経済・経営 システム	経済学 経営学	10	9	19	5	9	0	10	9

- 注) 1. 研究指導教員数に学長及び客員教授(兼任(非常勤))3名を含む。
 2. 研究指導補助教員には、講義担当の兼任(非常勤)6名を含む。
 3. 兼任教員は、すべて経済学部の専任教員が兼務している。

経済学部は、昭和 40(1965)年に開設された経済学科、平成 10(1998)年に開設された経営法学科、平成 15(2003)年に開設された経営情報学科の 3 学科によって構成されている。

大学院 経済・経営システム研究科 経済・経営学専攻(修士課程)は、平成 15(2003)年に開設された。開設科目は「経済学」、「経営学」、「会計学」、「情報学」、「法学」の 5 分野にわたり、修士(経済学)又は修士(経営学)の学位を授与することができる。教育研究は、10 人の専任教員(経済学部と兼務)、3 人の客員教授及び 6 人の非常勤講師が担当している。

「附属図書館」は、施設面積 1,572 m²、蔵書総数 184,456 冊、定期刊行物は年間受入で 1,263 点を有し、自習用のマルチメディア教室(コンピュータ 50 台設置)も併設している。平成 14(2002)年 9 月から図書館総合システム「CARIN」を導入し、利用者の図書検索の簡便化に寄与している。また、岩手県内 5 大学で連携し、図書の相互貸出を実施している。利用者のニーズの多様化に対応して、図書以外に視聴覚資料(DVD、ビデオソフト)、デジタル資料(CD-ROM)等を購入し、本学全体の教育研究環境の整備に努めている。更には、平成 20(2008)年度から岩手県内図書館横断検索に参加、平成 21(2009)年度には、本学が所在する花巻市と相互友好協力協定を締結したことで、地域や市民に対し、書籍や資料を広く公開している。図書館の運営に関しては、各専門分野より選抜された教員 11 人から成る図書委員会が、年次基本計画策定から選書まで行っている。

「附属地域経済文化研究所」は、昭和 59(1984)年に設置された「富士大学附属学術研究

所」を平成 5(1993)年に改組したもので、「富士大学附属地域経済文化研究所規程」に基づいて運営されている。研究所は、東北地域、特に岩手県における経済動向と文化、及びこれに関連する事項を調査研究し、その成果を『研究年報』の発行を通じて公表するとともに、地域社会における生涯学習活動の推進に貢献することを主な業務としている。研究業務は、富士大学の教員 10 人によって遂行され、研究所長がその業務を総括している。また、業務内容によっては、学内外に協力を要請することがある（協力所員）。

その他の研究組織として、「学術研究会」は、本学の学術研究を促進することを目的に昭和 43(1968)年に設立され、「富士大学学術研究会会則」に基づいて運営されている。主たる目的は、『富士大学紀要』と『星辰（富士大学研究会報）』の発行である。

「福祉・ボランティア研究センター」は、本学の学生が、21 世紀の共生社会構築の基盤になる社会福祉や市民活動（ボランティア活動）の有様を、実社会のフィールドから学ぶ実学を推進するため、福祉・ボランティア活動に関する調査、指導助言及び実施に伴う調整を行い、実践をサポートすることを目的として、平成 18(2006)年 4 月に発足した。現在、授業科目「福祉ボランティア実習Ⅱ」の実習として行われるボランティア活動を行うための地域社会のニーズ把握と学生の実践希望のマッチング（コーディネート）を図るために、センター長 1 人（教員）、コーディネーター 2 人（教員）を配置し、「富士大学 福祉・ボランティア研究センター規程」に基づいて運営されている。

②の視点

経済学部運営に関しては、建学の精神を踏まえた大学の使命・目的、学部教育研究上の目的に沿うように、「富士大学教授会規則」に基づいて教授会が「教育課程その他授業に関する事項」、「学術研究に関する事項」等を審議している。

教授会の下では、各学科が経済学部の教育研究上の目的に基づき、それぞれの教育研究上の目的を設定し、学科長を中心に他学科と連携を図りながら、その運営に当たっている。

大学院の運営に関しては、建学の精神を踏まえた大学院の使命・目的、教育研究上の目的である人材養成目的に沿うように、研究科委員会が教育研究に関する事項を審議し、その内容を学部と共有するため、重要事項を教授会に報告している。

他の教育研究組織との連携については、経済学部 3 学科の領域である「経済学」、「経営学」、「会計学」、「法学」、「情報学」の学問分野を更に深く研究できるように、大学院の教育課程も「経済学」、「経営学」、「会計学」、「法学」、「情報学」の五つの研究分野で構成している。他大学で経済学又は経営学以外の分野を修めて大学院に入学した学生に対しては、経済学部の授業の受講、聴講を認めている。

「附属地域経済文化研究所」は、本学の使命・目的に基づき、東北地区、特に岩手県に関する経済、文化的諸問題の研究において重要な貢献をしている。毎年「花巻市民セミナー」、「北上市民セミナー」を開催し、地域社会に生涯学習の機会を提供するとともに、『研究年報』の発行をとおして、研究成果を地域社会に還元し、地域の発展に寄与している。本学は、平成 18(2006)年度の花巻市市勢功労者（教育文化振興部門）として表彰されたが、「附属地域経済文化研究所」の活動を中心に、花巻・北上地区との地域連携、社会貢献及び啓蒙活動に成果を上げたことが、その理由の一つになっている。

「学術研究会」は、『富士大学紀要』と『星辰（富士大学研究会報）』の発行により、本

学の教育研究成果の公表に大きく貢献している。また、学内の学生研究発表会（「演習発表会」）に補助金を交付し、学生の研究活動の活性化に寄与している。

「福祉・ボランティア研究センター」は、本学の教育研究上の目的の一つである「自発的・奉仕的精神を身につけた人材の育成」について体得的にアプローチする活動を行っている。具体的には、1) 地域社会のボランティアニーズのアセスメント 2) 実学のサポート 3) 実践意欲を喚起するための実践証明書の交付等を、富士大学福祉・ボランティア研究センター運営要項に基づいて行っている。また、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に対しては、災害復興支援学生ボランティアを組織し、ボランティア活動の単位化の環境を整えて実学の拡充に取り組んでいる。教職課程を履修する学生に対しては、岩手県教育委員会との協定による教育ボランティア「スクールトライアル」で同様の精神を修養することができるように支援している。平成 23(2011)年度には、東日本大震災による「スクールトライアル」の中止に伴い、本学独自の「富士大学教育ボランティア」（学校行事の補助、学習指導の補助、課外活動支援）にも着手した。

(2) 2-1 の自己評価

本学の学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織は、大学の使命・目的を達成するための組織として概ね適切な規模と構成を有していると考えられる。また、本学は単科大学であるため、各教育研究組織の連携が容易であり、大学全体として一体感のある運営を行っている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育研究組織は、互いに協力し合い、一体感のある運営を行っている。教育研究上の目的達成のため、今後も各教育研究組織が協力していく。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2-2 の視点》

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

(1) 2-2 の事実の説明（現状）

①の視点

本学は、「深い教養と総合的な判断力を具えた豊かな人間性を養う」という教育理念のもとで、教養教育を重視している。したがって、経済学部の中には 3 学科のほかに、教養教育（カリキュラム上の「学科共通基礎科目」及び「教養科目」）担当教員を「教養教育科」として組織している。毎月会議を行って教育内容、教育方法等について話し合い、後述する初年次教育のように、内容によっては、教務委員会、学生委員会、図書委員会、キャリア委員会等の各種委員会と連携を図り、効果的な教育を行っている。具体例を一つだけ挙げると、「附属図書館」及び図書委員会との連携により、毎年 1 年生に対して、研究を行っていく上で必要な図書館の利用法（図書の検索、資料の収集）を指導している。

②の視点

教養教育の運営は、教養教育科長が責任者であり、同科長補佐が科長を補佐している。

(2) 2-2 の自己評価

本学は、教育理念に基づき教養教育を重視している。そのため、経済学部には3学科のほか、独自に「教養教育科」を組織し、明確な責任体制のもと効果的に組織を運営している。また、他の組織との連携も十分に図られている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

「教養教育科」内の意見交換が更に活発化するよう努めるとともに、他の教育研究組織との連携をもっと充実したものにし、本学の教養教育の更なる向上を目指す。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3 の視点》

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3 の事実の説明（現状）

①の視点

教育研究に関わる意思決定機関としては、全学的な運営組織として「運営委員会」が、大学には「教授会」が、大学院には「研究科委員会」が設置され、更に教授会の下には各種委員会が設置されている。

「運営委員会」は、「富士大学運営委員会規程」によると、「大学全体の企画・運営・管理に関し、理事長の諮問に応じ、または理事長に意見を具申する機能」、「法人・管理部門と教学部門との意思疎通・連携を図る機能」、「教学案件全般について協議するとともに、教授会の審議事項・報告事項・連絡事項について事前検討する機能」を持っており、特に教育研究に関しては、大学全体の視点から審議が尽くされる場である。毎月1回会議を開催し、「学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項」、「予算の方針に関する事項」、「学部学科およびその他重要な施設の設置廃止に関する事項」、「人事に関する事項」、「教学全般に関する事項」、「その他大学の企画・運営・管理に関する事項」について審議する。また、「理事会の権限に属する事項」について、その指示に従い審議する。構成員は、理事長、学長、常勤理事、学長補佐、事務局長、法人部長、地域経済文化研究所長、図書館長、総務部長、教務部長、学生部長、国際交流センター長、キャリアセンター長、入試・広報部長、入試部長、入試・広報部事務部長、広報部長、経済・経営システム研究科長、経済学科長、経営法学科長、経営情報学科長、教養教育科長、FD委員長、資格取得等支援センター長である。

教育研究に関わる学内意思決定機関である「教授会」と「研究科委員会」は、それぞれの専任教員によって構成され、毎月1回会議を開催している。また、会議には、事務局（総務部、教務部、学生部、キャリアセンター、国際交流センター、入試・広報部、図書館）を出席させているので、審議決定事項が円滑に執行される体制となっている。

「教授会」の下には、各学科、教務委員会、学生委員会、入試委員会、キャリア委員会、図書委員会、広報・ホームページ委員会、メディア教育委員会、教職課程委員会、国際交流委員会等の委員会が設置され、教授会の付託事項について審議し、その結果を教授会に報告することになっている。また、「附属図書館」、「附属地域経済文化研究所」も必要事項を教授会で報告する。特に、学部全体の教育に関わる事項は、教務委員長、副委員長、各学科及び教養教育科所属の教員と事務局（教務部）によって構成される教務委員会において協議される。また、教務委員会は、各学科・科と連携を保ちながら、運営されている。

②の視点

本学では、どの教育研究組織も大学の使命・目的を意識している。また、各種アンケート調査、全学年ゼミ制度、投書箱の設置等、学習者の要求を汲み上げるシステムも整っている。同時に、教育研究に関わる本学の意思決定機関である、「教授会」、「研究科委員会」のほか、関連する「運営委員会」、各学科、教務委員会等の各種委員会は、前述のように適切な教職員によって構成され、うまく連携を保っている。また、平成16(2004)年には、教授会の下、「富士大学の教育課題に関する検討委員会」が設置され、今日に至るまで、教育目的達成に向けた具体的な教育課題についての検討がなされてきている。

したがって、教育研究に関わる本学の意思決定機関の組織は、大学及び大学院の使命・目的、学習者の要求に十分対応できる。

(2) 2-3 の自己評価

教育研究に関わる学内意思決定機関である「教授会」及び「研究科委員会」、関連する「運営委員会」、そして「教授会」の下部組織の各種委員会は、適切に整備されているとともに、大学及び大学院の使命・目的及び学生の要求に対応できるよう十分に機能している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究に関する学生のニーズを的確に汲み上げ、より良い対応ができるよう更に組織の整備に取り組む。

【基準2の自己評価】

本学の教育研究組織は、概ね適正な規模、構成を有し、学長のリーダーシップのもと、大学及び大学院の使命・目的、教育研究上の目的に沿って、関係組織の相互連携のもとに運営されている。特に「教養教育科」が、他の組織と連携を図り、より良い教養教育を目指している点は評価できる。

また、教育研究に関わる学内意思決定機関である「教授会」及び「研究科委員会」、関連する「運営委員会」、そして「教授会」の下部組織である各種委員会が適切に整備され、大学及び大学院の使命・目的が学生の要求に対応できるように十分に機能している。

【基準2の改善・向上方策（将来計画）】

教育研究組織の運営において、更に連携を深められるような協力体制をつくる。

基準 3. 教育課程

3-1. 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

《3-1 の視点》

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

(1) 3-1 の事実の説明（現状）

①の視点

（経済学部）

本学の建学の精神には、教育理念（大学の基本理念）・目標が端的に示されている。すなわち、本学の教育理念は「人類の築き上げつつある学術文化を研究・教授し、深い教養と総合的判断力を具えた豊かな人間性を養うことによって、平和的かつ創造的な文化の向上と活力ある社会の発展に寄与する人材を育成する」ことであり、この理念に基づく「地球的・国際的視野の涵養」、「創造的・実践的知性の開発」、「自発的・奉仕的精神の体得」がその目標である。

経済学部では、上記三つの目標に基づき、教育研究上の目的を以下のとおり学則に定め、ホームページ上で公表している。

<経済学部>

経済学部は、建学の精神に示す目標に基づき、地球的・国際的視野、創造的・実践的知性、自発的・奉仕的精神を身につけた人材を育成することを教育研究上の目的とする。

また、経済学部は、経済学科、経営法学科、経営情報学科の 3 学科を設置しているが、どの学科も本学の教育理念、経済学部の教育研究上の目的をベースに、教育研究上の目的を設定し、学則に定めてホームページ上で公表している。

各学科の具体的な教育研究上の目的は、以下のとおりである。

<経済学科>

経済のしくみと政策、歴史を体系的に学びながら、今日の諸課題を考察するのに必要な経済、経営、法律、情報の専門知識と柔軟な問題解決能力をもった人材を育成する。

<経営法学科>

実践的な語学力と情報処理能力を身につけ、経営学の専門知識を修得するとともに、現代の「市場の規律」たる企業関連法を深く理解し、実践的に体得した経営人材を育成する。

<経営情報学科>

経営学の専門知識のみならず、実践的な語学力と高度な情報処理能力を兼ね備え、情報を戦略的に活用できる人材を育成する。

また、経済学部には、全学科を横断する形で教養教育科を置いてあり、その教育目標を「学問の共通的な基盤となる知識・技能等の修得を図るとともに、進展する国際化社会において信頼される、豊かな人間性と、広い視野から物事を考えようとする態度を育てる」と定めている。

なお、本学は、昭和 40(1965)年の開学から今日に至るまで、建学の精神の中に示された教育理念・目標のもと、時代の変化・社会の要請に対応しながら教育体制の整備・拡充に努め、8 千人を超える卒業生を社会に送り出してきた。学校法人富士大学は、平成 18(2006)年に花巻市市勢功労者（教育文化振興部門）として表彰されたが、その理由の一つに「昭和 40(1965)年に開学して以来、教育理念として『豊かな人間性の涵養、文化の向上と活力ある社会の発展に寄与する人材の育成』を掲げ、今日まで輝かしい歴史と伝統を築き、各界においてめざましい活躍をしている幾多の優秀な人材を輩出し、最高学府の教育機関として多大な社会貢献」をしてきたことが挙げられている。

（大学院）

本学大学院は、建学の精神のもと「研究者の養成機関」としての機能だけでなく、「高度に専門的な職業人の養成機能」及び「社会人再学習機能」をもって創設した大学院である。したがって、広い視野に立って深い学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要の高度の能力を養い、次に掲げる人材を養成することを目的としている。そして、それが同時に教育目標でもある。

- 1) 高度に専門的な知識を有する実務者
- 2) 公的資格を有する専門職業人
- 3) 研究者として専門研究に従事しうる人材

現在、大学院には、「高度に専門的な職業人の養成」と「社会人再学習」の機能が求められており、本学大学院もこうした社会的要請に応えるべく、北東北圏で開設された。

また、本学大学院は、岩手県を中心とした北東北圏の社会的ニーズに応える研究機関でもある。というのも、これまで経済学・経営学・会計学・法学分野の学部を設置しているのは、岩手県では本学のみであり、更に経済学・経営学・会計学系の大学院の岩手県内での設置は皆無であった。そして、それが岩手県内での自律的な専門分野の研究者及び高度に専門的な知識を有する職業人の育成・養成を妨げる大きな要因となっていた。加えて、再学習を希望する社会人のニーズに応えることができない事態を打破するためにも、県内での経済学・経営学・会計学系の大学院設置・整備が急務とされていた。これに応える意味で、本学大学院が設置準備され、開設されるに至った。

②の視点

（経済学部）

①の視点で述べたとおり、本学では教育理念のもと、「地球的・国際的視野の涵養」、「創造的・実践的知性の開発」、「自発的・奉仕的精神の体得」を経済学部の目標／教育研究上の目的として掲げ、それをベースに各学科がそれぞれの教育研究上の目的を設定している。そして、経済学部と各学科では、教育研究上の目的を達成するため、以下の 1)～3)の考えに基づき、「各分野を通じて培う学士力」（平成 20(2008)年中教審答申「学士課程教育の構

築に向けて)」と合わせて、教育課程編成・実施の方針を設定している。

- 1)「地球的・国際的視野」を涵養するため、教養教育を重視した教育課程、国際感覚と語学力・情報処理能力を高めることができるような教育課程を編成する。
- 2)「創造的・実践的知性」を開発するため、考える力（自ら問題を発見し解決する能力）の育成を目指す教育課程、実学を重視した教育課程を編成する。経済学、経営学（スポーツ経営学を含む）、会計学、経営法学、法学、情報学の分野において基礎から応用へと段階的・体系的に学習を進め、深い知識と高度な技能を修得できるように教育課程を編成する。
- 3)「自発的・奉仕的精神」を体得し、地域社会と地域経済を主体的に担っていく人材を育成するため、学生が地域のボランティア活動等に関わっていける教育課程を編成する。

＜教育課程編成・実施の方針＞

建学の精神に基づく教育研究上の目的を達成するため、以下のような方針で教育課程を編成し実施する。

- (i) 深い教養と豊かな人間性を養うための教養教育を行う。
- (ii) 教養演習（1年次のゼミ）を中心に積極的に初年次教育に取り組む。
- (iii) 全学年少人数ゼミ制度によってきめ細かな指導を行う。
- (iv) 経済学、経営学、会計学、経営法学、法学、情報学の分野において、各学科の教育研究上の目的に基づき、基礎から応用へと段階的・体系的に学習を進められるようにする。
- (v) 卒業論文の作成を必須とする。
- (vi) キャリア教育を推進し、生涯を通じた持続的な就業力を育成する。
- (vii) 各種資格の取得を奨励する。
- (viii) ボランティア活動、課外活動（クラブ活動、学内行事、地域行事等）への参加を奨励する。

（大学院）

大学院は、既述のような人材養成が教育目標であるため、その人材養成目的に沿った教育課程の編成方針をとっている。「高度に専門的な知識を有する実務者」の養成では、急激に変化する現代社会の諸問題に積極的にアプローチをする最先端知識・技術を修得できるように教育課程を編成している。特に、高度な実務能力の養成を重視し、社会人の再教育に十分に配慮する形で、人材養成に当たることとしている。次いで、高度に専門的な「公的資格」取得を目指す人材のニーズへの対応については、国家・地方公務員の上級職、公認会計士、税理士等の資格取得に対する支援を教育課程の編成方針としている。また、「研究者として専門研究に従事しうる人材」の養成にあっては、専攻分野の研究能力を身につけ、将来自律的な研究者として専門研究に従事できる基礎固めをすることを教育課程の編成方針としている。

以上に加えて、それぞれの人材養成に効果を上げるため、経済学・経営学に加え、情報学及び法学分野の授業科目を支援科目として開講することも教育課程の編成方針である。

③の視点

(経済学部)

教育研究上の目的を達成するため、以下のような教育方法等を採用している。

1) 全学年少人数ゼミ制度

「創造的・実践的知性」を開発するため、そして何よりも本学の教育理念である「深い教養と総合的判断力を具えた豊かな人間性」の涵養と「文化の向上と活力ある社会の発展に寄与する人材」の育成を実現するため、経済学部では全学年少人数ゼミ制度を採用している。この制度のもと、教員と学生の触れ合いや大学行事等をとおして、学生の全人格的成長を促すとともに、一人ひとりの資質や能力を伸ばし、考える力と主体的に研究し発表しようとする態度を育てている。

2) 達成度別英語クラス編成

「地球的・国際的視野の涵養」という観点から、英語教育を重視している。教育効果を高めるため、日本人教師によるリーディング、ライティング、リスニング、異文化理解等の授業、外国人教師によるオーラル・コミュニケーション、異文化理解の授業を受講者の達成度に応じて提供している。

なお、英語を含め外国語の授業の多くは、LL 教室で行っている。

3) 「情報処理」実習

今日の高度情報化社会に対応できる職業人を育成するため、「情報処理」実習科目 6 単位を必修とし、全学生に情報処理の基礎的知識と技能を修得させている。また、プログラミング、ネットワーク、システム、マルチメディア等、情報のあらゆる分野に関する授業科目（実習を含む）を開講し、学生のニーズに応じている。

4) 年次別科目配置と必修科目

どの学科の教育課程においても、年次別に専門科目を配置し、基礎から応用へと段階的・体系的に学習できるよう配慮している。また、コアとなる専門科目については、必修としている。

5) 実務経験者による実践的授業と「ビジネス実務・秘書学プログラム」

実学重視の立場から、本学では多くの実務経験者（行政機関、金融機関、建設業、IT 企業、税理士、医師等）を教員に登用して、実践的な授業を展開している。また、本学独自の「ビジネス実務・秘書学プログラム」（詳しくは 3-2 の事実の説明（現状）⑥の視点で述べる。）により、学生のビジネス実務能力の向上を目指している。

6) ボランティア活動の推奨

「自発的・奉仕的精神の体得」を目的に、教養科目として「人間社会とボランティア」、専門科目として「福祉ボランティア実習Ⅱ」を開講し、学生のボランティア活動参加を奨励している。

7) コース制と履修モデル

全学科でコース制を採用し、履修モデルを提示することによって専門科目の段階的・体系的学習に方向性を与えている。経済学科では、現代の課題と学生のニーズに対応すべく「国際経済コース」、「地域政策コース」、「総合政策コース」を設けている。経営法学科では、学生の目指す進路に応じて、経営学（スポーツ経営学を含む）、会計学、経営法学、法学のうちどの学問分野に重点を置いて学習すべきか、その目安を示すために、「経

営・商学コース」、「法学コース」、「スポーツ経営コース」、「福祉経営コース」（平成22(2010)年度以前の入学生のみ）を設けている。経営情報学科では、学生の目指す進路に必要な専門知識を段階的・体系的に修得できるよう、「会計ファイナンスコース」、「情報メディアコース」、「生活情報デザインコース」を設けている。なお、経営情報学科では、コースを再編し、平成23(2011)年度以降の入学生については、「会計ビジネスコース」、「情報ビジネスコース」を設けることとしている。

学生は、2年次進級時にコースを自由に選択できる。

（大学院）

大学院の教育目標である人材養成目的を達成するため、以下のような教育方法等を採用している。

1) 各年次におけるゼミ制度の推進

各年次にゼミを配置している。これは、「高度に専門的な知識を有する実務者」、「公的資格を有する専門職業人」、「研究者として専門研究に従事しうる人材」の「学識」、「専門性」、「研究能力」を養成するために、ゼミ制度が最も効果的な方法だからである。

2) 「外国語文献講読」授業の展開

「外国語文献講読」授業を開講している。これは、上記の人材養成にとって、他の研究者の研究業績に通暁させるとともに、基本的な文献の読解方法を修得させることにより基礎力を強化することが必要不可欠だからである。

3) 情報処理教育の強化

情報学の授業科目を配置して、情報処理教育についても強化している。これは、養成を目的とするどの人材にとっても、情報処理能力の向上が有用なものだからである。

（2）3-1 の自己評価

（経済学部）

建学の精神、大学の使命・目的、教育理念、教育研究上の目的、「各分野を通じて培う学士力」に基づき、社会や時代の要請も考慮しながら、より良い教育課程・教育方法等、学生の要望に応えられる教育課程・教育方法等の導入を目指し、「教務委員会」、「教育課題に関する検討委員会」、「メディア教育委員会」、各学科会議等で今後も検討を重ねていく。

（大学院）

大学院は、建学の精神のもと、人材養成目的を教育目標として設定している。具体的には、以下の3項目が、大学院が養成すべき人材である。

- 1) 高度に専門的な知識を有する実務者
- 2) 公的資格を有する専門職業人
- 3) 研究者として専門研究に従事しうる人材

「高度に専門的な知識を有する実務者」にあつては、急激に変化する現代社会の諸問題に積極的にアプローチをする最先端知識・技術の修得を目指す人材を育成する。「公的資格を有する専門職業人」とは、各種の非常に高度な公的資格取得を目指す人材であり、経済学・経営学に加えて、情報学及び法学分野の知識も求められる。「研究者として専門研究に

従事しうる人材」については、岩手県下では、養成がほとんど不可能であった経済学及び経営学における自律的研究者の育成を目指すものである。

大学院は、上記の教育目標である人材養成目的を教育課程編成方針としている。そして、目標の達成のために独自の教育方法等を採用している。

以上の点から、大学院では、建学の精神のもとで教育目標として人材養成目的が設定され、その教育目標が教育課程や教育方法等に十分に反映されているといえる。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学部）

建学の精神、大学の使命・目的、教育理念、教育研究上の目的、「各分野を通じて培う学士力」に基づき、社会や時代の要請も考慮しながら、より良い教育課程・教育方法等、学生の要望に応えられる教育課程・教育方法等の導入を目指し、「教務委員会」、「教育課題に関する検討委員会」、「メディア教育委員会」、各学科会議等で今後も検討を重ねていく。

（大学院）

建学の精神、大学院の使命・目的、教育目標である人材養成目的を基盤としながら、社会や時代の要請に基づいて、望ましい教育課程・教育方法等、学生の要望に応えられる教育課程・教育方法等の導入を目指しつつ、大学院としての研究成果を創出し、これを社会に問うていくものである。そうした課題については、既に研究科委員会において検討を重ねてきている。今後もこれまで以上に望ましいあり方を追求すべく、議論を重ねていく。

3-2. 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

《3-2 の視点》

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。
- 3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

(1) 3-2 の事実の説明（現状）

①の視点

（経済学部）

経済学部の授業科目は、「学科共通基礎科目」、「教養科目」、「専門科目」、「プログラム

科目」という四つの科目群によって構成されている。

教養教育科の教育目標のもと、「学科共通基礎科目」群は、外国語コミュニケーション能力、情報処理能力の修得を重視し、現代社会人として必須の基礎的能力育成を目指している。「教養科目」群は、現代にふさわしい一般教養を身につけさせることによって、「深い教養」、「総合的判断力」、「豊かな人間性」を具えた学生を育成することを目指している。

「専門科目」群は、三つの学科の特色・教育目的に応じて、専門的知識と技能が修得できるよう段階的・体系的に編成している。

「プログラム科目」群は、学生のキャリア形成を支援するプログラム「イーハートブ・キャリアプラン」及び資格取得を支援するプログラム（「ビジネス実務・秘書学プログラム」と「スポーツ指導者養成プログラム」）を構成する授業科目群である。修得した単位は、「専門科目」の単位として認定するが、卒業に必要な単位として認めるのは修得単位中最大 20 単位である。

経済学科における「専門科目」群には、経済史、経済学の理論、政策に関する多様な授業科目を配置している。必修科目（「経済史Ⅰ」・「経済史Ⅱ」、「ミクロ経済学」・「マクロ経済学」又は「理論経済学Ⅰ」・「理論経済学Ⅱ」、「経済政策」又は「公共経済学」）を指定し、それ以外の授業科目は現代の社会経済が抱える多くの諸課題および学生のニーズに対応した三つのコース（国際経済コース、地域政策コース、総合政策コース）に基づいて、選択必修科目と選択科目に分けている。「国際経済コース」では、経済学の基礎理論に加えて、金融理論、財政理論、国際金融、国際経済等を体系的に学ぶ。「地域政策コース」では、少子・高齢化問題が進行する地域社会の問題を分析するために、地域経済・社会の構造等を体系的に学ぶ。「総合政策コース」では、経済学の基礎理論の上に、現代社会・企業活動に欠かすことのできない法律、経営法学等を体系的に学ぶ。これらの専門科目は、年次別に配置し、1 年次に基礎的な授業科目、2 年次に基幹的な授業科目、3・4 年次に応用的な授業科目を、段階的・体系的に学習できるよう教育課程を編成している。

経営法学科における「専門科目」群には、経営学の専門科目と、現代の企業をめぐるさまざまな問題を解決するために求められる経営法学、法学の専門科目を中心に、経済学、会計学、情報学関連科目を配置している。必修の「基礎科目」群（「経済学概論」、「経営学概論Ⅰ」・「経営学概論Ⅱ」、「簿記原理Ⅰ」・「簿記原理Ⅱ」、「法律と経済」、「民法総則Ⅰ」・「民法総則Ⅱ」）、選択必修の「基幹科目」群及び「展開科目」群の各授業科目を年次的に配置することによって、学生が1 年次から4 年次まで段階的に履修し、経営学（スポーツ経営学を含む）、経営法学、法学、更に経済学、会計学、情報学の関連分野の専門知識を体系的に修得できるようにしている。

なお、経営法学科では、コース制（経営・商学コース、法学コース、スポーツ経営コース、福祉経営コース）を採用し、学生の目指す進路に応じて、経営学（スポーツ経営学を含む）、会計学、経営法学、法学のうち、どの学問分野に重点を置いて学習すべきかを示すために履修モデルを提示している。

経営情報学科における「専門科目」群には、経営学の専門科目に加え、経済の国際化、情報化、システム化に対応した経営管理・情報処理関連の授業科目を配置している。経営情報学科の「専門科目」群は、必修の「基礎科目」群（「経済学概論」、「経営学概論Ⅰ」・「経営学概論Ⅱ」、「簿記原理Ⅰ」・「簿記原理Ⅱ」、「情報科学概論」）、選択必修の「基幹科目」

及び「展開科目」の各科目群で構成しているため、1年次から4年次まで順次段階的に履修することによって、経営学、情報学のほか、経済学、会計学、法学等関連分野の専門知識を体系的に修得することができる。更に経営情報の学際的性質を考慮して、「経営情報論」、「経営情報システム論」等の経営情報関連科目を開講している。

なお、経営情報学科では、卒業後の進路に対応したコース制（会計ファイナンスコース、情報メディアコース、生活情報デザインコース）を採用し、履修モデルを提示している。

各学科の科目区分と卒業に必要な単位数を表 3-2-1 に示し、経済学部教育課程の大枠を提示する。

表 3-2-1 科目区分と卒業に必要な単位数

経済学科

授業科目群			必修	選択必修	選択	卒業要件単位	
学科共通基礎科目	外国語	英語	0	12	0	12	20 単位以上
		ドイツ語					
		フランス語					
		中国語					
		韓国語					
	情報処理		6	0	0	6	
	教養演習		2	0	0	2	
教養科目	文化の受容と伝達		0	6	0	6	20 単位以上
	現代社会の基本構造		0	8	0	8	
	現代科学と環境		0	4	0	4	
	体育		2	0	0	2	
専門科目	専門科目		10	30	34	74	84 単位以上
	専門演習		10	0	0	10	
プログラム科目	イーハトーブ・キャリアプラン		0	0	0	0	20 単位まで卒業に必要な専門科目（選択科目）の単位として認定
	ビジネス実務・秘書学プログラム						
	スポーツ指導者養成プログラム						
合 計			30	60	34	124 単位以上	

経営法学科

授業科目群			必修	選択必修	選択	卒業要件単位	
学科共通基礎科目	外国語	英語	0	12	0	12	20 単位以上
		ドイツ語					
		フランス語					
		中国語					
		韓国語					
	情報処理		6	0	0	6	
教養演習		2	0	0	2		
教養科目	文化の受容と伝達		0	6	0	6	20 単位以上
	現代社会の基本構造		0	8	0	8	
	現代科学と環境		0	4	0	4	
	体育		2	0	0	2	
専門科目	基礎科目		16	0	0	16	84 単位以上
	基幹科目		0	18	0	18	
	展開科目		0	40	0	40	
	専門演習		10	0	0	10	
プログラム科目	イーハートープ・キャリアプラン		0	0	0	0	20 単位まで卒業に必要な専門科目（展開科目）の単位として認定
	ビジネス実務・秘書学プログラム						
	スポーツ指導者養成プログラム						
合 計			36	88	0	124 単位以上	

経営情報学科

授業科目群			必修	選択必修	選択	卒業要件単位	
学科共通基礎科目	外国語	英語	0	12	0	12	20 単位以上
		ドイツ語					
		フランス語					
		中国語					
		韓国語					
	情報処理		6	0	0	6	
	教養演習		2	0	0	2	
教養科目	文化の受容と伝達		0	6	0	6	20 単位以上
	現代社会の基本構造		0	8	0	8	
	現代科学と環境		0	4	0	4	
	体育		2	0	0	2	
専門科目	基礎科目		12	0	0	12	84 単位以上
	基幹科目		0	24	0	24	
	展開科目		0	38	0	38	
	専門演習		10	0	0	10	
プログラム科目	イーハートープ・キャリアプラン		0	0	0	0	20 単位まで卒業に必要な専門科目（展開科目）の単位として認定
	ビジネス実務・秘書学プログラム						
	スポーツ指導者養成プログラム						
合 計			32	92	0	124 単位以上	

(大学院)

授業科目は、「経済学系」、「経営学・会計学系」、「情報学系」、「法学系」及び「演習」によって構成される。

1) 「経済学系」の授業科目

「経済学方法論特論」「ミクロ経済学特論」「マクロ経済学特論」「経済学説史特論」、「経済政策特論」、「経済史特論」という基礎経済科目と「財政学特論」、「金融論特論」、「国際金融論特論」、「統計学特論」、「数値解析特論」、「計量経済学特論」、「地域経済研究特論」、という応用経済科目を配置し、経済理論、経済政策、経済史に関する基礎的な研究を進めるとともに、高度に専門的な研究についても展開を進める。

2) 「経営学・会計学系」の授業科目

「経営学系」と「会計学系」に大別される。

(i) 「経営学系」の授業科目は、「経営学特論」、「経営管理特論」、「労務管理特論」、「企業財務特論」、「経営倫理特論」、「経営史特論」、「マーケティング特論」、「企業論特論」の授業科目を配置している。

「経営学特論」は、経営学全般を見通すための総論として位置づけられる。

「経営管理特論」は、多様な経営における管理活動や組織の実効性・効率性・生産性を考察するものである。

「労務管理特論」は、従業員に対する集団的な管理活動を考える授業科目である。

「企業財務特論」は、企業における資本調達・投資に関わる側面を研究する。

「経営倫理特論」は、経営において生じる倫理問題の解決を目指すための研究である。

「経営史特論」は、企業組織の生成発展の観点から経営学を研究する。

「マーケティング特論」は、商品を購入しようとする顧客獲得活動のあり方について研究する。

「企業論特論」は、企業とは何かという考察を深めるために位置づけられている授業科目である。

(ii) 「会計学系」の授業科目は、「会計学原理特論」、「簿記原理特論」、「財務会計特論」、「原価計算特論」、「管理会計特論」、「会計監査特論」、「財務諸表分析特論」、「税務会計特論」、「実証会計学特論」の授業科目を配置している。

「会計学原理特論」は、現代会計における会計基準及び諸課題について分析研究する。

「財務会計特論」は、財務会計の理論と財務会計の実務を研究する。

「原価計算特論」は、生産する製品の原価計算の手法を研究する。

「管理会計特論」は、管理会計の理論と管理会計の実務を研究する。

「会計監査特論」は、会計基準を保証させるために、証拠の収集・評価を進めつつ、その結果を企業の利害関係者に伝達することを考察する。

「財務諸表分析特論」は、企業の作成した財務諸表から数値を分析し考察することを研究する。

「税務会計特論」は、会計において重要課題である税務を考察する分野である。

「実証会計学特論」は、会計における理論的な側面だけではなく現実の会計のあり方を実際のあり方・数値に即して考察研究する。

3) 「情報学系」の授業科目は、基本的な情報関連の知識を修得させる。

「情報システム特論」は、コンピュータのハードウェアとソフトウェアの理解を図る。

「人間情報学特論」は、人間行動の数量的把握を通して、経済、経営行動を理解する。

- 4) 「法学系」の授業科目は、高度に専門的な知識を必要とする職業人をを目指す者にとっては、企業関連の法律知識が必要不可欠である。さらに、各種資格試験や国家公務員Ⅰ種・地方公務員上級を目指す者にとって、民商法や租税法に関する理解と知識は必須であり、法学分野での基礎的法学科目として、「民法特論」、「会社法特論」及び「租税法特論」を設置し知識を修得させる。

- 5) 「演習」の授業科目は、「外国語文献講読」、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」によって構成されている。

「外国語文献講読」は、学生にとって必須の作業であり、その手法をこの授業の中で深化させていく授業科目である。。

「演習Ⅰ」は、1年次必修。修士論文作成準備のために配置された授業科目である。

「演習Ⅱ」は、2年次必修。修士論文のテーマ設定、研究計画の立案、論文課題への取組み、論文執筆を指導するための授業科目である。

なお、授業科目区分と大学院修了に必要な単位数を表 3-2-2 に示し、大学院の教育課程を提示する。

表 3-2-2 授業科目区分と修了に必要な単位数

区分	経済・経営システム研究科	修士(経済学)の学位修得要件				修士(経営学)の学位修得要件			
		単位数		配当年次	備考	単位数		配当年次	備考
		必修	選択			必修	選択		
経済学系	経済学方法論特論		4	1・2	* 1		4	1・2	
	ミクロ経済学特論		4	1・2			4	1・2	
	マクロ経済学特論		4	1・2			4	1・2	
	経済学説史特論		4	1・2			4	1・2	
	経済政策特論		4	1・2			4	1・2	
	財政学特論[税法含む]		4	1・2			4	1・2	
	経済史特論		4	1・2			4	1・2	
	統計学特論		4	1・2			4	1・2	
	数値解析特論		4	1・2			4	1・2	
	金融論特論		4	1・2			4	1・2	
	国際金融論特論		4	1・2			4	1・2	
	地域経済研究特論Ⅰ		2	1・2			2	1・2	
	地域経済研究特論Ⅱ		2	1・2			2	1・2	
	計量経済学特論		4	1・2			4	1・2	
経営学・会計学系	経営学特論		2	1・2			2	1・2	* 2
	経営管理特論		4	1・2			4	1・2	
	労務管理特論		2	1・2			2	1・2	
	企業財務特論Ⅰ		2	1・2			2	1・2	
	企業財務特論Ⅱ		2	1・2			2	1・2	
	経営倫理特論		4	1・2			4	1・2	
	マーケティング特論		4	1・2			4	1・2	
	経営史特論		4	1・2			4	1・2	
	企業論特論		2	1・2			2	1・2	
	会計学原理特論		4	1・2			4	1・2	
	簿記原理特論		2	1・2			2	1・2	
	財務会計特論		2	1・2			2	1・2	
	原価計算特論		2	1・2			2	1・2	
	管理会計特論		2	1・2			2	1・2	
	会計監査特論		2	1・2			2	1・2	
	財務諸表分析特論		2	1・2			2	1・2	
	税務会計特論		2	1・2			2	1・2	
実証会計学特論		2	1・2		2	1・2			
情報学系	情報システム特論		4	1・2		4	1・2		
	人間情報学特論[知識情報処]		4	1・2		4	1・2		
法学系	民法特論		4	1・2			4	1・2	
	会社法特論Ⅰ		2	1・2			2	1・2	
	会社法特論Ⅱ		2	1・2			2	1・2	
	租税法特論		4	1・2			4	1・2	
演習	外国語文献講読Ⅰ		4	1・2			4	1・2	
	外国語文献講読Ⅱ		4	1・2			4	1・2	
	演習Ⅰ	4		1		4		1	
	演習Ⅱ	4		2		4		2	
総修得単位数		36単位以上				36単位以上			
注) 必修科目8単位、選択必修科目12単位以上に加え、選択科目として16単位以上、合計36単位以上を履修・修得すること。									
* 1 修士(経済学)の学位修得を目指す者は、経済学系から12単位以上選択履修すること・選択必修									
* 2 修士(経営学)の学位修得を目指す者は、経営学・会計学系から12単位以上選択履修すること・選択必修									

②の視点

(経済学部)

経済学部の授業科目・授業内容は、大筋において教育研究上の目的と「各専攻分野を通じて培う学士力」に基づく教育課程編成・実施の方針に即している。教育課程編成・実施の方針と表 3-2-1 の科目区分をもとにそのことを説明する。

1) 深い教養と豊かな人間性を養うための教養教育

教養演習（10 人前後の少人数でクラス編成する 1 年次のゼミ）を必修にし、全人格的教育を行うと同時に、考える力と主体的に研究し発表しようとする態度を育てている。

「教養科目」群を三つに区分（「文化の受容と伝達」、「現代社会の基本構造」、「現代科学と環境」）し、「知の探求と文化」、「社会と心理学」、「日本の歴史」、「国際経済社会と日本」、「情報化と社会」、「統計処理と社会」、「現代福祉と環境」、「生命科学と環境」、「環境と資源管理」等、多彩な授業科目を開講している。

「地球的・国際的視野の涵養」という観点から外国語教育（国際理解教育を含む）を重視し、日本人教師と外国人教師による達成度別の授業を行っている。英語は「学科共通基礎科目」群の「外国語」区分に配置されており、学生は 1・2 年次に達成度に応じて基礎コース（「基礎英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「展開英語Ⅰ」）又は展開コース（「展開英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「応用英語Ⅰ」）を履修する。日本人教師がリーディング、ライティング、リスニング、異文化理解等の授業を担当し、外国人教師がオーラル・コミュニケーション、異文化理解の授業を担当しているので、学生は毎年度必ず日本人教師と外国人教師の授業に参加することになる。3 年次には、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語の中から希望する外国語を選択することができる。

今日の高度情報化社会に対応できるように「学科共通基礎科目」群の「情報処理」科目群 3 科目（「情報処理論」、「コンピュータリテラシーⅠ・Ⅱ」）を必修とし、全学生に情報処理の基礎的知識と技能を修得させている。

2) 教養演習を中心とした積極的な初年次教育

初年次教育については、3-2-⑥の視点で述べる。

3) 全学年少人数ゼミ制度によるきめ細かな指導

教養演習だけでなく、2 年次の「専門基礎演習」、3 年次の「専門演習Ⅰ」、4 年次の「専門演習Ⅱ」も必修とし、全人格的教育を行うと同時に、論理的思考力、問題解決力を育てている。

4) 各学科の教育研究上の目的に基づく基礎から応用へという段階的・体系的な学習

各学科の教育目的達成のため年次別に授業科目を配置し、基礎から応用へと段階的・体系的に学習を進め、深い知識と高度な技能を修得できるように工夫している。

経済学科では、1 年次に「経済学概論」及び「経済史Ⅰ・Ⅱ」を配置し、学生に経済学の基本的な考え方、経済の理論と現実・歴史との関係を学ばせている。2 年次には「ミクロ経済学」、「マクロ経済学」、「理論経済学Ⅰ・Ⅱ」を配置し、経済学の理論的基礎を学ばせている。そして、3・4 年次には、「財政学」、「地方財政論」、「金融論」、「国際金融論」等、財政・金融関連の科目、「国際経済学」、「アジア経済論」、「ヨーロッパ経済論」、「流通経済論」等、応用的分野の授業科目へと進ませている。

学生は、これらの授業科目をとおして、経済学の考え方、その分析の仕方を修得する

とともに、経済活動の多様な側面について学ぶ。

経営法学科、経営情報学科では、それぞれの専門科目を「基礎科目」、「基幹科目」、「展開科目」の各科目群に分け、基礎から順次応用・発展的な内容へと進むことによって、段階的・体系的に経営学、会計学、経営法学、法学、情報学について学ぶことができるようにしている。経営法学科では、1年次に「経営学概論Ⅰ・Ⅱ」、「簿記原理Ⅰ・Ⅱ」、「法律と経済」、「民法総則Ⅰ・Ⅱ」、「経済学概論」（いずれも「基礎科目」）を中心に履修し、2年次には経営学系、会計学系、経営法学系、法学系、経済学系、情報学系、スポーツ経営系の核となる授業科目（「基幹科目」）の中から履修モデルでコースごとに推奨されるものを中心に履修する。そして、3・4年次には、経営学系、会計学系、経営法学系、法学系、経済学系、情報学系、スポーツ経営系、福祉経営系の応用的「展開科目」群の中から履修モデルでコースごとに推奨される授業科目を中心に履修する。経営情報学科では、1年次に「経済学概論」、「経営学概論Ⅰ・Ⅱ」、「簿記原理Ⅰ・Ⅱ」、「情報科学概論」、（いずれも「基礎科目」）を中心に履修し、2年次以降は経済学系、経営学系、会計学系、ファイナンス系、情報学系、デザイン系の「基幹科目」及び経済学系、経営学系、会計学系、ファイナンス系、情報学系、デザイン系、経営法学系、法学系の「展開科目」群の中から履修モデルでコースごとに推奨される授業科目を中心に履修し、段階的・体系的に専門的知識と技術を修得する。

5) 卒業論文

卒業論文を、専門的知識、論理的思考力、問題解決力、情報リテラシー、コミュニケーションスキルの集大成と位置づけ、「専門演習Ⅱ」で全学生に作成を義務づけている。

6) キャリア教育の推進

「キャリア形成論Ⅰ」（1年生全員履修）、「キャリア形成論Ⅱ」（2年生全員履修）、「キャリア形成論Ⅲ」（3年生全員履修）、「キャリア形成論Ⅳ」（4年生選択）を開講している。これらは、就業力を備えた実践力ある人材の育成を目指す、本学の「イーハトーブ・キャリアプラン」の軸となる授業科目である。なお、今年度より「キャリア形成論Ⅱ」の受講者全員がインターンシップに参加する予定である。

7) 各種資格の取得の奨励

資格取得については、3-2-⑥の視点で述べる。

8) ボランティア活動、課外活動（クラブ活動、学内行事、地域行事等）への参加奨励

「教養科目」群に「人間社会とボランティア」を、経営法学科「展開科目」群の「福祉経営系」区分に「福祉ボランティア実習Ⅰ・Ⅱ」を配置し、学生の地域ボランティア活動等への参加を奨励している。なお、経済学科及び経営情報学科の学生も、他学科科目として「福祉ボランティア実習Ⅰ・Ⅱ」を履修し、ボランティア活動等に参加することができる。今年度は、東日本大震災に伴う災害復興支援学生ボランティア活動を「福祉ボランティア実習Ⅱ」の実習に充てている。そのほか、「学士課程教育を通じて到達すべき学習成果は（中略）課外活動を含め、あらゆる教育活動の中で、修業年限を通じて培う」（平成20(2008)年中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」）という観点から、課外活動（クラブ活動、学内行事、地域行事等）への参加を奨励している。

(大学院)

大学院が建学の精神、教育目標である人材養成目的を指針として教育課程を編成していることは、既に述べた。授業科目・授業内容に関しても大筋において編成方針に即していると考えるので、表 3-2-2 の授業科目区分をもとに説明したい。

1) 「高度に専門的な知識を有する実務者」

経済学・経営学・会計学・情報学・法学分野の授業科目を有機的に、かつ体系的に配置し、これを修得することで高度に専門的な知識を獲得できるようにしている。その上で、1、2 年次配当の「演習Ⅰ」及び「演習Ⅱ」において、更に上級の専門的な知識の構築を目指す。これらの授業科目、及び演習時における指導教授の指導等によって、実務者として高度に専門的な知識の獲得が可能となる。

2) 「公的資格を有する専門職業人」

特に、会計関連の公的資格を目指す職業人の育成において、履修モデルが構築されている。例えば、税理士を目標とする学生には、「会計学特論」、「会計学原理特論」、「財務会計特論」、「管理会計特論(原価計算を含む)」、「会計監査特論」、「税務会計特論」、「実証会計学特論」、「財務諸表分析特論」等の会計学系の授業科目及び「会社法特論」、「租税法特論」といった法学系の授業科目を履修することによって、最新で、かつ、高度に専門的な知識が得られるようになっている。その上で、「演習Ⅱ」において修士論文を執筆する中で、専門職業人として必要とされる先見的な問題認知能力・論理的な思考能力・合理的な問題解決能力が陶冶される。

3) 「研究者として専門研究に従事しうる人材」

経済学系・経営学系・会計学系における授業科目、例えば、経済学系には「ミクロ経済学特論」、「マクロ経済学特論」、「経済政策特論」、「経済史特論」、「計量経済学特論」、「金融論特論」、「財政学特論」といった授業科目、経営学系では「経営学特論」、「経営管理特論」といった授業科目、更に会計学系にあっては「会計学特論」、「会計学原理特論」といった授業科目を履修することで、将来、研究者として専門研究に携わるための基礎的な能力を養うことができる。その上で、経済学系・経営学系・会計学系における応用的な授業科目を修得することによって、基礎的な能力を多面的な能力にまで広げることができる。また、情報学の授業科目である「情報システム特論」、「人間情報学特論」は、研究を遂行するうえで有用である。そして、「演習Ⅰ」・「演習Ⅱ」においては、修士論文という研究成果を目指す中で、学問研究の方法を修得する。

③の視点

(経済学部)

各授業科目の単位数は、学則第 13 条に「1 単位の学習時間を 45 時間」とし、「講義および演習については 15 時間から 30 時間の授業時間をもって 1 単位」、「実習および実技については、30 時間から 45 時間の授業時間をもって 1 単位」とすると定めている。また、本学の授業科目は、1 コマ（1 授業時間）が 90 分であり、単位換算では 1 コマ 2 時間としている。

授業期間については、学則の第 8 条に「1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする」、履修規程の第 6 条に「1 年間の授業期間は、定期試験・

諸行事等を含め 35 週にわたることを原則とする」と定めている。これらの規定に従い、経済学部は、履修ガイダンス、定期試験を含めて授業期間を 35 週として年間学事予定を組んでいる。また、セメスター制を採用しているので、定期試験と諸行事を除いた授業週（実際の授業回数）が、前期 15 週、後期 15 週となるように配慮している。

年間学事予定は、「学年暦」として教務部で原案を作成し、原案は教務委員会を経て、運営委員会、教授会で審議され決定する。

年間学事予定及び授業期間は、『履修登録の手引』の中に明示し、学生に周知している。

なお、平成 23(2011)年度は、東日本大震災のため授業開始の時期が遅れたので、前期については 14 週分の授業週を確保し、1 週分については研究課題を課し、その提出をもって対応することとした。

（大学院）

授業科目の単位数及び授業期間については、学部の定めである学則に準じて進めている。大学院履修規程第 5 条によれば、1 年間の授業は試験、諸行事等を含めた 35 週を原則とする旨が定められている。また、大学院における年間学事予定である「学年暦」は、経済学部の「学年暦」をもとに研究科委員会で審議し、決定している。

なお、年間学事予定は、『履修要項』の中に明示して学生に周知し、授業期間については、4 月のガイダンス時に詳しく説明している。

④の視点

（経済学部）

単位認定については、履修規程第 16 条に「履修科目単位認定は試験・論文および研究報告（レポート）のいずれか、または併用によって行う」と定めている。また、単位認定の評価基準は、表 3-2-3 に示すとおり、同規程第 18 条に定めている。経済学部では、この規定に基づき、各科目の担当教員がシラバスで到達目標を提示し、その達成度を試験、論文、レポートのほか、受講態度、小テスト、課題等によって測定し、成績評価を行っている。

なお、成績評価が適切になされるように、成績評価方法については全教員が授業科目ごとにシラバスに明記している。また、成績に関して保護者、学生、ゼミ担当教員から質問が寄せられた場合、教務部が調査して回答している。

いわて高等教育コンソーシアム（本学のほか、岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、盛岡大学）単位互換に関する協定書に基づき、本学の学生が他大学の授業科目を履修し単位を認定された場合、学則第 16 条の 2 に基づき、教授会の議を経て、本学卒業に必要な単位として認定している。また、当該科目の成績評価については、受入れ大学による成績評価をそのまま採用している。なお、他大学等における既修得単位等の認定は、学則第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 16 条の 4 で 60 単位を超えないものと定めている。

3 年次編入学の場合、「富士大学編入学規程」により、「学科共通基礎科目」及び「教養科目」については 40 単位、「専門科目」については 22 単位の範囲内で単位を認定すると定めている。

表 3-2-3 単位認定の評価基準

優 (A)	80 点 ～ 100 点	合 格
良 (B)	70 点 ～ 79 点	
可 (C)	60 点 ～ 69 点	
不可 (D)	59 点以下	不合格

卒業要件に関しては、学則第 17 条に「本学に 4 年以上（転入学生・編入学生については、本学に入学前の他大学等の在学期間を含む。）在学し、所定の単位を修得した者を卒業者とし、卒業証書・学位記を授与する」と定めている。具体的な単位数は、学則別表(1)に「学科共通基礎科目及び教養科目 40 単位以上、専門科目 84 単位以上、合計 124 単位以上」と明記している。学科ごとの卒業に必要な単位数は、表 3-2-1 に示すとおりである。経済学部は、3 月上旬の教授会で、学則の当該規定に基づき 4 年生一人ひとりについて卒業判定を行っている。

なお、学位授与の方針を以下のとおり策定し、今年度（平成 23(2011)年度）より公表している。

<学位授与の方針>

教育研究上の目的に基づく教育課程を履修し、以下の要件を満たした学生に学位を授与する。

- 1) 修業年限を満たし、卒業に必要な所定の単位を修得していること。
- 2) 卒業論文の作成を通じて、専門分野の知識、論理的思考力、問題解決力が培われていること。

(大学院)

年次別履修科目の上限と進級については、特に定めていない。

大学院の修了要件に関しては、大学院学則第 10 条に「大学院に 2 年以上在学し、所定の 36 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、論文審査に合格すること」と定めている。

⑤の視点

(経済学部)

履修規程第 11 条には、「1 年間の最高履修単位は、原則として 48 単位とする」と定めている。ただし、卒業年次の学生及び 3 年次編入学の学生には、例外を認めている。

授業週については、すべての曜日の授業科目が 15 週分の回数を確保できるように配慮し、学年暦を作成している。

シラバスには、授業の概要、到達目標、学習方法指示（準備学習を含む）、成績評価方法、授業内容（各回の授業計画）等を明記し、ホームページをとおして学外にも公表している。

更に、学生の思考力（考える力）を養うため、そして教室外の学習時間を確保するため、「富士大学の教育課題に関する検討委員会(以下「教育課題検討委員会」という。)」の提言を受け、実習及び実技科目を除くすべての授業科目でレポート作成（定期試験以外）を課し、自分の考えを文章にまとめるという作業を行わせている。

(大学院)

単位認定の評価基準は、表 3-2-4 に示すとおりである。

表 3-2-4 修士論文の評価基準

優(A)	80 点 ～ 100 点	合 格
良(B)	70 点 ～ 79 点	
不可 (D)	69 点以下	不合格

⑥の視点

(経済学部)

以下の分野で教育内容・方法に、特色ある工夫をしている。

1) 初年次教育

経済学部は、初年次教育に力を入れている。初年次教育は、新入生の大学生活適応及び学習スキル獲得を主な目的に、1 クラス 10 人程度で編成される「教養演習」のゼミ活動等を中心に行っている。具体的な教育内容等は、以下のとおりである。

<新入生学外オリエンテーション>

毎年 4 月中旬に 1 泊 2 日の日程で実施されるオリエンテーションと研修旅行。教養教育科長の講話、ゼミ単位の討論会、全体の発表会、学友会主催のレクリエーション、岩手県内の研修旅行等をとおして、大学生活に関するアドバイスと学習の動機づけを行うとともに、教職員と学生の間及び学生間の交流を図る。ただし、平成 23(2011)年度は、東日本大震災の影響により、オリエンテーションを学内で行い、後日別に、研修旅行を実施した。

<スポーツフェスティバル>

毎年 6 月中旬に学友会主催により実施される体育祭。1 年生の教養ゼミと 2 年生以上の専門ゼミがチームをつくり、チーム対抗で競技を行い、新入生と教職員、新入生と上級生、新入生同士の交流を図る。ただし、平成 23(2011)年度は、東日本大震災によって授業開始時期が遅れたため、授業回数を確保するため中止した。

<図書館リテラシー>

自主学習、レポート作成、将来の卒業論文作成等に備え、教養演習の時間帯にゼミ単位で図書館の利用法（図書の検索、資料の収集等）を学ぶ。（前期に 2 回実施）

<小論文指導>

教養演習の時間帯を利用し、原稿用紙の使い方から文章の書き方まで、国語担当教員がゼミ単位で指導する。（前期 2 回、後期 1 回実施）

<レポート指導>

各ゼミ担当教員がレポートの作成方法を指導する。そして、主体的に研究する態度を養うため、学生にテーマを決めさせレポートを作成させる。また、作成したレポートをもとにゼミ内で発表させ、プレゼンテーションの技術を体得させる。

<教養演習発表会>

毎年 12 月下旬に実施している。いくつかの分科会に分かれて各ゼミの代表者が、それまでの研究成果を発表する。

2) 資格取得支援

本学では、資格取得等支援センターの主催により、簿記、情報系の各種資格取得講座を課外で開講し、学生の資格試験受験・合格を支援している。経済学部の特徴の一つは、それらの資格取得講座に加えて「ビジネス実務・秘書学プログラム」（平成 18(2006)年度から）、「スポーツ指導者養成プログラム」（平成 18(2006)年度より）という二つのプログラムを正課の中に開設し、学生の資格取得を支援していることである。

「ビジネス実務・秘書学プログラム」は、本学の実学重視の立場から、学生のビジネス実務能力向上を目指して開設している。本プログラムを修了することにより、「全国大学実務教育協会」から「上級ビジネス実務士」、「上級秘書士」の資格認定を受けることができる。また、サービス接遇検定や秘書検定の受験に向けた学習もできる。平成 22(2010)年度は、「上級ビジネス実務士」認定が 2 人、「上級秘書士」認定が 6 人、サービス接遇検定合格者が 45 人（1 級筆記 1 人、準 1 級 8 人、ロールプレイング 4 人、2 級 32 人、）秘書検定合格者が 13 人（準 1 級 1 人、2 級 8 人、3 級 4 人）であった。

なお、平成 22(2010)年 2 月には、サービス接遇検定団体優秀賞を受賞している。

「スポーツ指導者養成プログラム」は、将来スポーツ指導に関わっていくことを希望する学生のために開設している。本プログラムを修了することにより、「(財)日本体育協会」から「スポーツリーダー（スポーツ指導基礎資格）」の認定を受けることができる。平成 22(2010)年度の資格取得者数は、47 人であった。

3) 教職課程と図書館学講座

経済学部では、教職課程及び図書館学講座を開設しており、経済学科で中学校教諭一種免許状（社会）及び高等学校教諭一種免許状（地歴、公民）、経営法学科で中学校教諭一種免許状（保健体育）及び高等学校教諭一種免許状（商業、保健体育）、経営情報学科で高等学校教諭一種免許状（情報）の取得、全学科で司書となる資格の取得が可能である。

（大学院）

大学院は、以下の教育方法等を推進している。

1) 「各年次におけるゼミ制度の推進」

大学院修士課程における最終的な研究成果である修士論文をまとめる上で、研究指導をより強力に、かつ充実させるべく、1 年次より演習指導を展開している。また、修士論文の中間発表会を年 2 回実施している。それらによって、大学院の研究成果となる修士論文の内容をより高度なものにすることが可能になっている。さらに優秀な修士論文は、本学紀要へ掲載されるため、院生の研究意欲へ大きなインセンティブを与えている。

2) 「外国語文献講読」授業の展開

これまでの研究成果に触れる機会の乏しい学生には、過去の研究成果に触れ、理解を深める機会が必要である。文献講読を進めることで、他の研究者の研究業績に通暁するとともに、基本的な文献の読解方法も修得できる。

3) 「情報処理教育の強化」

大学院の目指す人材、すなわち「高度に専門的な知識を有する実務者」、「公的資格を有する専門職業人」、「研究者として専門研究に従事しうる人材」の何れにあっても、コンピュータやネットワークをベースとする「情報処理」技術の修得は必須である。例え

ば、近年のネットワークを基礎とする各種のデータベースを活用することにより、自分自身の研究成果の深化も可能であると同時に、最新の研究成果に対するアプローチも可能である。そのため、大学院では「情報処理教育の強化」を打ち出し、学生の「情報処理」能力の向上にも力を注いでいる。

⑦の視点

本学では、通信教育を行っていない。

(2) 3-2 の自己評価

(経済学部)

経済学部では、建学の精神に示される教育理念・目標、教育研究上の目的及び各学科の教育研究上の目的、「各専攻分野を通じて培う学士力」を指針に教育課程編成・実施の方針を定め、教育課程を体系的に編成し、授業科目を配置している。授業内容についても教育理念と教育研究上の目的に合致するよう教務委員会を中心に検討を重ねている。

授業期間は、学則、履修規程の定めるところに従って運営され、年間学事予定は、毎年、教務委員会、運営委員会、教授会で審議したうえ決定している。

年次別履修科目の上限は、履修規程に原則として 48 単位と定めている。卒業要件については、学則別表(1)に明記しており、この規定に従って教授会で厳格に卒業判定を行っている。学位授与の方針も策定して、今年度より公開している。

成績評価については、教員が授業科目ごとにシラバスの中でその方法を公表し、透明性を高め、適切になされるよう配慮している。

特色ある工夫として、経済学部では、学友会の学生も含め、全学的な協力のもと、初年次教育を実施している。アンケート調査によれば、「新入生学外オリエンテーション」、「スポーツフェスティバル」に対する学生の評価は良好で、毎年、それらの行事をとおして教員と学生の間、職員と学生の間、そして学生同士の人間関係が形成される。また、4 年生に卒業論文作成を義務づけていることから、「図書館リテラシー」、「小論文指導」、「レポート指導」、「教養演習発表会」の実施は、学生が主体的に研究し、発表しようとする態度を育てるのに大いに役立っている。

資格取得支援プログラムに関しては、「ビジネス実務・秘書学プログラム」と「スポーツ指導者養成プログラム」が大きな成果を上げている。

以上の点から、経済学部における各学科の教育課程は、その編成方針に即して、体系的かつ適切に設定されているといえる。

(大学院)

大学院の教育課程は、建学の精神及び大学院の教育目標である人材養成目的の指針に沿って体系的に編成され、授業科目が配置されている。また、教育課程の改善については、研究科委員会において議論が積み重ねられている。

授業期間は、学則、履修規程の定めに従っている。年間の学事予定は、毎年、研究科委員会で審議のうえ、決定している。

修了要件は、学則別表に明記している。また、修了要件となる修士論文についても、厳

格な定めに従って、審査委員による論文審査を行い、研究科委員会での審議のうえ、修了判定を行っている。

したがって、大学院の教育課程は、編成方針に沿って、体系的かつ適切に設定されている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

（経済学部）

経済学部の教育課程は、体系的に編成されているといえる。しかし、学生が教育課程の体系性を十分に理解しているかという点に関しては、いまだ不十分であると考えられる。したがって、学生に対するガイダンス等を充実させる等の改善策を講じる。

初年次教育に関しては、学生の意見を参考にしながら、学生委員会、教養教育科の会議で議論を重ね、より良いものにしていく。

資格取得支援プログラムに関しては、今後の成果を見ながら、改善すべき点を見極め、より大きな成果を上げられるよう学生を指導していく。

（大学院）

大学院の教育課程は、体系的かつ適切に編成されているといえる。今後は、三つの人材養成目的を達成するため、これまで以上に充実したカリキュラムを目指して検討を重ねていく。まず、平成 24 年(2012)度より、大学院教育のためのカリキュラム改革を行う準備をしている。

3-3. 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

《3-3 の視点》

3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

（経済学部）

経済学部は、全学年少人数ゼミ制度を採用している。したがって、ゼミ担当教員が、卒業論文作成指導と面談をとおして学生の学習状況、資格取得、就職状況、意識について把握し、教育目的の達成状況を点検している。もちろん、関係部署も教育目的の達成状況を点検するため、ゼミ担当教員との協力体制を敷いている。教務部は、ゼミ担当教員に学生の履修時間割表（個人の履修登録状況を示す表）、成績通知表、長期欠席調査結果（1 セメスターに 2 度実施）等を提供し、学生の指導に役立てている。資格取得等支援センターは、資格取得状況を教授会で報告している。キャリアセンターは、ゼミ担当教員と協力しながら、就職内定状況を把握し、適宜、教授会で報告している。学生部は、ゼミ担当教員を通じて、毎年、大学生活についてのアンケート調査を実施し、その結果を教授会で報告している。そのほか、毎年、教養演習発表会と専門演習発表会を実施し、学生の研究発表をとおして、教育目的の達成状況が点検・評価できるようにしている。

(2) 3-3 の自己評価

(経済学部)

全学年少人数ゼミ制度を採用すると同時に、卒業論文作成を必須にしているため、ゼミ担当教員が一人ひとりの学生の学習状況・資格取得・就職状況、意識等について把握し、教育目的の達成状況が点検できる仕組みになっている。また、全体的な状況については、教授会で報告されるので、全教員が情報を共有する。したがって、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力は、十分なされているといえる。

(大学院)

大学院では、建学の精神及び大学院の教育目標である人材養成目的を指針として教育課程を体系的かつ適切に編成している。その上で、授業科目を配置して、教育目標を達成させるために独自の教育方法等を採用している。また、これらの教育課程、教育方法等の改善については、研究科委員会で議論を重ねている。

1 単位あたりの学習時間は、学則の定めに従って運用している。また、授業期間についても学則、履修規程の定めに従って運営している。年間の学事予定は、毎年、研究科委員会で審議したうえ決定している。

このように、大学院では建学の精神及び教育目標である人材養成目的に従って教育課程が定められ、体系的な編成がなされているといえる。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

(経済学部)

全学科共通の卒業論文評価基準、学習ポートフォリオ、教室内外の学習状況に関する学生アンケート調査等、教育目的の達成状況をより客観的に点検・評価できるような仕組みを導入する。

(大学院)

教育課程は、体系的に編成されているが、今後は人材養成目的及び教育目標を達成するため、より良い教育課程編成を目指して、検討を重ねていく。

特に、教員による授業及び研究指導の改善を図るために、公開授業や授業研究会を開催するほか、大学院主催による講演会、地域税理士会との協賛による研究会を開催する。また、教員による学内研究会、研究内容の迅速な公表システムとしての、Technical Reportの刊行等を行っており、今後も継続して取り組んでいく。

[基準3の自己評価]

(経済学部)

経済学部では、建学の精神の中の教育理念・目標、教育研究上の目的、及びそれに基づく各学科の教育研究上の目的並びに「各分野を通じて培う学士力」を指針に教育課程の編成・実施方針を定め、教育課程を体系的に編成し授業科目を配置して、目的達成のため独自の教育方法等を採用している。また、授業内容についても、毎年、教務委員会を中心に検討を重ねている。

学生の思考力（考える力）を養うために、「教育課題検討委員会」の提言を受け、実習及び実技科目を除くすべての授業科目でレポート作成を義務づけているが、このことは、同時に、大学設置基準に定める授業時間外に必要な学習として位置づけられる。

授業期間は、学則、履修規程の定めるところに従って運営され、年間学事予定は、毎年、教務委員会、運営委員会、教授会で審議したうえで決定している。

年次別履修科目の上限は、履修規程に原則 48 単位と定めている。卒業要件については、学則別表(1)に規定されており、教授会で厳格に卒業判定を行っている。学位授与の方針も明確にしている。

成績評価については、教員が授業科目ごとにシラバスの中で、到達目標と成績評価方法を明記し、適切になされるよう配慮している。

また、経済学部は、初年次教育と資格取得において特色ある教育を実践している。前者は 1 年生の大学生活適応と学習スキル獲得に役立つだけでなく、将来に向けて主体的に研究し発表しようとする態度を育てるうえで大きな役割を果たしている。後者に関しては、「ビジネス実務・秘書学プログラム」が学生のビジネス実務能力向上に、「スポーツ指導者養成プログラム」が「スポーツリーダー」の養成に成果を上げている。

教育目的の達成状況を点検・評価する努力もしている。

以上の点から、経済学部では、その教育目的に沿った教育課程が定められて体系的に編成され、教育目的の達成状況を点検・評価する努力もなされているといえる。

（大学院）

大学院では、建学の精神及び大学院の教育目標である人材養成目的を指針として教育課程を体系的かつ適切に編成している。その上で、授業科目を配置して、教育目標を達成させるために独自の教育方法等を採用している。また、これらの教育課程、教育方法等の改善については、研究科委員会で議論を重ねている。

1 単位あたりの学習時間は、学則の定めに従って運用している。また、授業期間についても学則、履修規程の定めに従って運営している。年間の学事予定は、毎年、研究科委員会で審議したうえで決定している。

このように、大学院では、建学の精神及び教育目標である人材養成目的に従って教育課程が定められ、体系的な編成がなされているといえる。

〔基準 3 の改善・向上方策（将来計画）〕

（経済学部）

教育課程は、体系的に編成されているといえるので、学生が教育課程の体系性を十分に理解できるようガイダンスを充実させる等の改善策を講じていく。また、より良い教育課程・教育方法等、学生の要望に応えられる教育課程・教育方法の導入を目指し、「教務委員会」、「教育課題検討委員会」、「メディア教育委員会」、各学科会議等で、今後も検討を重ねていく。

教育内容・方法における特色ある工夫としての初年次教育に関しては、学生の意見を参考にしながら、学生委員会、教養教育科の会議で議論を重ねていき、より良いものにしていく。

教育目的の達成状況を、より客観的に点検・評価できるような仕組みを導入する。

（大学院）

教育課程は、体系的に編成されているが、今後は人材養成目的及び教育目標を達成するため、より良い教育課程編成を目指して、検討を重ねていく。

特に、教員による授業及び研究指導の改善を図るために、公開授業や授業研究会を開催するほか、大学院主催による講演会、地域税理士会との協賛による研究会を開催する。また、教員による学内研究会、研究内容の迅速な公表システムとしての、**Technical Report**の刊行等を行っており、今後も継続して取組んでいく。

その他、本学では、さまざまな点についての意見・要望を汲み上げるシステムとして、学長宛の「投書箱」があり、これは学生の意見・要望等が直接学長に伝わる仕組みである。学長は、内容に応じて直接学生に回答したり、関係する教員や部署に検討を指示して、改善案が提出されることもある。また、必要に応じて教授会で全専任教員にも周知徹底される。この対応については、今後も継続して改善につなげていく。

基準 4. 学生

4-1. アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

《4-1 の視点》

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

(1) 4-1 の事実の説明（現状）

①の視点

（経済学部）

本学は、開学以来、経済学部の単科大学として、地域社会に経済人材・経営人材を送り出し、その多くが地方の首長・議員・公務員や、地域企業の経営者・管理者として活躍している。これは、本学の経済学・経営学・法学等の専門教育もさることながら、本学が、建学の精神に則り、深い教養と豊かな人間性を養い、文化の向上と社会の発展に寄与する人材を育成してきた成果である。本学の学生が、自由闊達な雰囲気の中で、勉学やスポーツなど多岐にわたる活動をとおして、深い教養と総合的判断力を具えた豊かな人間性を身につけてきたことが、地域社会での活躍の下地となっているのである。

そこで、経済学部では、「建学の精神・教育理念・教育目標に賛同し、勉学、スポーツ、ボランティア、国際交流等、多岐にわたる活動をとおして、日々向上しようとする意欲を持った学生を求めている。従って、入学者選抜においては、多様な方法を採用し、さまざまな個性や資質を持った学生を広く受け入れる」ことを、アドミッションポリシーとしている。このアドミッションポリシーは、『大学案内パンフレット』、『入学者選抜実施要項』及びホームページ上に記載し、周知を図っている。

（大学院）

大学院は、平成 15(2003)年度開設であるが、教育目標に具体的な人材養成目的（高度に専門的な知識を有する実務者の養成、公的資格を有する専門職業人の養成、研究者として専門研究に従事しうる人材の養成）を掲げているため、「経済学または経営学・会計学の基礎知識を有し、教育目標に掲げる人材養成目的に基づいて、専攻分野における高度な知識と研究能力を身につけることを希望する学生を受け入れる」ことをアドミッションポリシーとしている。このアドミッションポリシーは、ホームページ上に記載し、周知を図っている。

②の視点

（経済学部）

経済学部へ入学できる者は、学則第 20 条第 1 項各号の何れかに該当し、本学の選抜試

験に合格した者ということであるが、本学では、アドミッションポリシーに基づき、さまざまな個性や資質を持った学生を広く受け入れるために、多様な入学試験形態を採用している。その内容は、1) 一般入試（Ⅰ期～Ⅲ期）、2) AO 入試・社会人入試（Ⅰ期～Ⅴ期）、3) 推薦入試（指定校、スポーツ、公募）、4) 給費生試験（Ⅰ期～Ⅲ期）、5) 大学入試センター試験利用選考入試（Ⅰ期～Ⅲ期）、6) 留学生試験、7) 編入学・転入学試験（Ⅰ期～Ⅲ期）である。

経済学部の入学試験は、教授会の下に専任教員を構成員とする入試委員会が組織され、入試委員会を中心に全学体制で実施している。

入試委員会は、入試・広報部 入試係と連携して、入試要綱の作成や入試日程・試験科目の決定から、入学試験の実施運営までの入試に関する業務を行っている。

入学試験は、近年の入学試験形態の多様化に伴い、試験実施運営や合否判定が複雑化してきているが、入試委員会を中心に、全教員が携わって的確に実施し、また、合否判定は公正に行われている。

（大学院）

大学院に入学できる者は、大学院学則第 16 条の各号の何れかに該当し、入学試験に合格した者であるが、大学院では、アドミッションポリシーに沿った学生を受け入れるために、以下のように多様な入学試験を実施している。

- 1) 大卒者、大卒見込者：一般入試（Ⅰ期～Ⅲ期）
- 2) 社会人：社会人入試（Ⅰ期～Ⅲ期）、特別社会人入試（Ⅰ期～Ⅲ期）
- 3) 留学生：留学生入試（Ⅰ期～Ⅲ期）
- 4) 本学学部卒業者、同卒業見込者：学内選考（Ⅰ期～Ⅲ期）、特別学内選考（飛び入試）

大学院入学に関する事項は、大学院学則第 36 条第 2 号により、大学院専任教員から成る研究科委員会の専管事項となっており、入試関係事務について入試・広報部 入試係の協力を得ながら、入学試験を実施し、公正に入学者選抜を行っている。

③の視点

（経済学部）

経済学部の平成 23(2011)年度入学定員は、経済学科 110 人、経営法学科 110 人、経営情報学科 50 人の合計 270 人である。収容定員については、平成 21(2009)年度に入学定員減を行っているため、平成 23(2011)年度は、経済学科 480 人、経営法学科 405 人、経営情報学科 225 人の合計 1,110 人である。平成 24(2012)年度には、収容定員が、入学定員の 4 倍の 1,080 人となる。

平成 23(2011)年度の収容定員充足率は、在籍学生数が 856 人であるので、77.1%である。また、同年度の入学定員充足率は、入学者数が 204 人であるので、75.6%である。

本学の専任教員数は、48 人であるので、専任教員 1 人当たりの学生数は、17.8 人である。また、授業を行う学生数については、一般の経済学部の例にもれず、一部の講義科目に大教室での多人数授業が存在する。しかし、表 4-1-1 によれば、受講学生数が 151 人～200 人の授業科目が 3 クラス、201 人～250 人の授業科目が 1 クラス、両者を合わせた 151 人以上の多人数科目は、4 クラス（全体の 1.0%）のみで、受講学生数が 250 人を超える

科目はなく、一方、50人以下の科目が319クラス（全体の76.9%）、51人～100人の科目が69クラス（全体の16.6%）、両者を合わせて171クラス（全体の93.5%）あることを考慮すれば、本学の授業を行う学生数は適正規模であるといえる。なお、受講学生数が多い講義科目では、原則として、クラスを分けるなどして、受講学生数が100人以下になるように工夫がなされている。すなわち、経済学部としては、少人数授業を維持しているといえる。

表 4-1-1 受講学生数別授業科目クラス数分布（平成 23(2011)年度）

経済学部	人数	1～ 50	51～ 100	101～ 150	151～ 200	201～ 250	合計
学科共通 基礎科目	外国語科目	56					56
	情報処理	21					21
	教養演習	21					21
教養科目	文化の受容と伝達	9	5	1	1		16
	現代社会の基本構造	3	5	4			12
	現代科学と環境	2	2	1		1	6
	体育	13	2				15
専門科目	専門科目	126	49	16	2		193
	専門演習	54					54
プログラム 科目	イーハトーブ・キャリア アプラン	2	6	1			9
	ビジネス実務・秘書学 プログラム	12					12
	スポーツ指導者養成プ ログラム	専門科目のクラスとして計算					
合 計		319	69	23	3	1	415

（大学院）

大学院の平成 23(2011)年度入学定員及び収容定員は、それぞれ 25 人、50 人である。同年度の入学定員充足率及び収容定員充足率は、それぞれ 68%、88%である。学生 44 人に対し、大学院の担当教員は、研究指導に当たる客員教授を含めて 12 人であるので、教員 1 人当たりの学生数は、3.7 人となる。これにより、研究手法や論文執筆等に関する研究指導について、きめ細かな支援ができる体制となっている。

（2）4-1 の自己評価

経済学部及び大学院のアドミッションポリシーは、明確であり、また、その内容が、ホームページ上に記載され、学外に発信されている。その結果、学部においては、さまざまな個性や資質を持った学生が入学し、大学院においても、その人材養成目的に沿った大学院生が入学している。ただし、入学案内においては、本学の内容説明が主であり、アドミッションポリシーを明確に示す必要がある。

本学は、アドミッションポリシーに基づき、さまざまな個性や資質を持った学生を広く受入れるために、多様な入学試験形態を採用しており、また、入学試験は、入試委員会を

中心に全学体制で厳格に運用し、合否判定も公正に行っている。

大学院においても、アドミッションポリシーに沿った学生を受け入れるために、多様な入学試験を採用しており、入学試験は、研究科委員会が専管し、公正に実施している。

本学は、適正規模の収容定員とするため、平成 21(2009)年度より、経済学部の入学生定員を、300 人から 270 人に減員した。減員後も、入学定員割れは継続しているが、18 歳人口の減少下においても、平成 23(2011)年度は、入学者数が前年度比減少し、入学定員充足率は 75.6%となった。100%達成のために、全教職員が奮闘努力しているところである。

本学は、学部・大学院とも在籍学生数が少ないため、専任教員 1 人当たりの学生数が少なく、教員数の面で、教育にふさわしい環境が確保されている。また、学部の授業を行う学生数は、一部多人数（151 人以上）の講義科目が存在するが、250 人を超える科目はなく、100 人以下の科目は、全体の 93.5%を占める。したがって、授業を行う学生数の規模は適正であるといえる。また、受講学生数が多い科目は、原則としてクラスを分ける等の工夫も行っており、授業を行う学生数の適切な管理も行っている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

アドミッションポリシーの一層の理解を図るには、入学案内・ホームページ等をはじめとする広報資料に引き続き掲載を続けることが必要である。また、入学者を増やすためには、入学案内情報の周知宣伝活動及び学校訪問を活発に行い、入学希望者(受験生、保護者、先生)からデータの提供を受けることが一番の早道であり、資料の請求件数を増やすべく、本学の知名度を上げることに努力を傾注する。また、平成 23(2011)年度から夏のオープンキャンパスを開催しており、今後も継続的に近隣の高校生への案内を行なっていく。

4-2. 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-2 の視点》

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。

4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4-2 の事実の説明（現状）

①の視点

（経済学部）

経済学部では、入学時に『履修ガイドブック』を配付している。これは、大学 4 年間の履修内容の理解、履修計画立案の支援資料となるものであり、その他、毎年『履修登録の手引』を配付している。また、本学では、「いわて高等教育コンソーシアム」の事業の一つとして Web を活用した授業学習支援システム「アイ・アシスタント」を導入しており、誰でもコンピュータ上でシラバスを閲覧できる。学生は、これらを具体的な履修科目の支援資料としている。経済学部では、これらの支援資料を利用して、毎年 4 月初旬に学年別の履修ガイダンスを実施し、履修登録（履修する授業科目の決定・申告）を実施している。

また、学生相談室を開設し、担当の教員が、学習に関することも含めて、学生のあらゆる相談に応じている。平成 23(2011)年度 5 月末現在の開室日数は、10 日で、相談件数は 13 件であった。更に既述のとおり、全学年ゼミ制度の採用によって、ゼミ担当教員がゼミ所属学生の学習支援を行う体制を整えている。もちろん、教務部でも随時質問・相談等を受け付けている。

また、すべての専任教員が、オフィスアワーを設定しているが、学生との対話を大事にするため、指定時間以外でも学生の訪問を歓迎している。

新入生に対しては、新入生学外オリエンテーション（平成 23(2011)度は、東日本大震災のため中止し、学内でオリエンテーションを実施）を実施し、大学生活への適応及び学習スキルの獲得を支援している。

また、図書館リテラシー（前期 2 回）と小論文指導（前期 2 回、後期 1 回、計 3 回）を実施して、図書館の利用法及びレポート等の作成法を指導している。

本学には、LL 教室が 3 室設置されており、英語を含めた外国語科目の授業の多くが LL 機器を利用して行われている。さらには、年に 2 度 TOEIC(IP)を実施し、希望者に受験の機会を提供している（平成 22(2010)年度の受験者数は延べ 27 人）。

本学には、マルチメディア教室、情報処理実習室等 5 室のコンピュータ室が設置されており、その中の 1 室を常時学生に開放し、自由にコンピュータやインターネットを使用できる環境を提供している。また、学生アシスタントが常駐して、操作方法等について解らない場合のサポートを行っている。

詳しくは後述するが、資格取得等支援センターでは、課外で情報系資格取得講座、簿記検定試験講座、ビジネス系検定試験講座、宅地建物取引主任者資格試験講座を開講し、各種資格取得等の学習を支援している。

中国、韓国等からの留学生に対しては、国際交流センターが窓口となって、随時留学生からの相談を受け付け、学習等に関することであれば、教務部、ゼミ担当教員、講義担当教員と密に連絡をとって問題の解決を図るように努めている。

（大学院）

大学院では、入学時に研究指導教授の指導により研究計画立案を支援している。また、毎年『履修要項』を配付し、それに基づき、4 月初旬に学年別の履修ガイダンスを実施し、履修登録（履修する授業科目の決定・申告）を支援している。新入学生に対しては、大学院生活を送るうえでの修学上のスキルの獲得を支援している。特に、図書館やコンピュータ室の利用方法については、毎年 4 月初旬にガイダンスを実施している。

また、上記のとおり、本学にはマルチメディア教室、情報処理実習室等 5 室のコンピュータ室が設置されている。その中の学部生に開放された 1 室は、大学院生も常時使用可能であり、自由にコンピュータやインターネットを使用できる環境となっている。

また、個々の大学院生の研究生活を充実したものにするため、大学院生に個人研究室（2 人部屋）を貸与し、研究についての議論や意見交換ができる共同研究室も提供している。

②の視点

本学では、通信教育を行っていない。

③の視点

(経済学部)

既述のとおり、経済学部では、1 年次より、1 ゼミ当たり 10 人程度の少人数ゼミ制度を採り入れている。ここでは、専任教員がゼミ担当となり、ゼミ所属学生の学習・生活指導を担っている。入学時の早い段階で、1 泊 2 日の新入生学外オリエンテーション(平成 23(2011)度は、東日本大震災のため中止)や教養演習旅行、スポーツフェスティバル等の行事をとおして、ゼミ所属学生がゼミ担当教員に話しやすい雰囲気をつくり、ゼミ担当教員がゼミ所属学生の学習支援に対する意見を汲み上げることができるよう工夫している。また、年に 1 度、「大学生活に関するアンケート」により、全学生を対象に人生の目的・大学生活(学習支援体制も含む)、大学への要望・提案に関する調査を実施し、3 月の教授会に報告し、学生の意見を汲み上げる努力をしている。その他、大学行事の後には必ず学生によるアンケート調査を実施して学生委員会で検討し、教授会に報告している。

経済学部では、前期、後期とも学生による「授業アンケート」を実施しているが、アンケートに自由記述欄を設け、学生が自由に記入できるようにしている。これも学生の学習支援に対する意見を汲み上げるシステムとして機能している。

また、教務部、学生部、国際交流センターにおいては、窓口業務を通じて学生の学習支援等に対する意見・要望等を汲み上げ、必要に応じて各学科、各種委員会等に連絡している。

(大学院)

教育目標である人材養成目的を達成するための教育方法等として「各年次におけるゼミ制度」を推進しており、これが学生の学習支援に対する意見等を汲み上げるシステムとして役に立っている。また、学長宛の「投書箱」は、学部と共通である。

(2) 4-2 の自己評価

(経済学部)

経済学部には、『履修ガイドブック』等の手引書、履修ガイダンス、学生相談室、全学年少人数ゼミ制度、新入生学外オリエンテーション、図書館リテラシー、小論文指導、LL 教室、コンピュータ室、資格取得等支援センター主催の各種資格取得講座等の学習支援システムが整備され、それぞれの機能を発揮するように適切に運営されている。また、全学年少人数ゼミ制度、新入生学外オリエンテーション、教養演習旅行、スポーツフェスティバル(平成 23(2011)度は、東日本大震災のため中止)、「大学生活についてのアンケート」、「授業アンケート」、教務部・学生部等の窓口、学長宛の「投書箱」等により、学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムも適切に整備されている。

(大学院)

大学院では、研究指導教授による研究計画立案指導、『履修要項』配付、履修ガイダンス、新入学生に対する図書館・コンピュータ室の利用方法に関するガイダンスを実施しており、また、コンピュータ室、個人研究室、共同研究室を設けており、このことから、学習支援体制は整備され、適切に運営されているといえる。また、「各年次におけるゼミ制度」及び

学長宛の「投書箱」が、学習支援に対する意見等を汲み上げるシステムとして機能しており、学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているといえる。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

上述したように、本学では、学習支援体制が整備され、適切に運用されているといえる。今後は、本学の学習支援体制が学習成果に結びついているかどうかを検証するために「学習状況に関する学生アンケート調査」を導入する。

4-3. 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-3 の視点》

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

(1) 4-3 の事実の説明（現状）

①の視点

本学では、学生が勉学に専念し、十分な教育研究の効果を上げていくために、学生一人ひとりが安定かつ充実した学生生活を送ることが不可欠と考え、学生部を中心に学生生活の全般を把握し、生活改善や必要な指導・助言を行うために学生委員会及び相談室等を組織している。

学生委員会は、学長及び教授会の諮問機関であり、学生サービス・厚生補導について諮問があれば委員会で審議し、学長及び教授会に答申する。また、学生部では、学生の生活状況や心身の健康面をはじめ、学内外における人間関係、生活の不安から生じる悩みや疑問、修学や就職に関する相談窓口を複数設置し、緊密に連絡を取り合いながら、そのための解決・支援に取り組んでいる。

一つ目の窓口は、学生部のカウンター窓口である。学生部職員が窓口で対応し、学生部部長及び学生委員が面談を担当している。二つ目の窓口は、学生相談室で、6号館5階に相談室を設け、8人の担当教職員が曜日・時限で交替し、学生の相談に応じている。学生が担当教職員の時間割表を見て、面談担当者を選択できるのが特徴である。三つ目の窓口は、6号館1階に設置されている保健室である。保健室には、看護師資格を持つ職員が常駐し、健康面を中心に学生の相談に応じているが、最近はストレスに悩む学生も多く、心の悩みの問題解決にも効果を上げている。四つ目は、生活上の問題から就職問題まで、種々の相談に応じているのがゼミ担当教員であり、学生にとっては最も身近な窓口でもある。

これらの四つの窓口は、学生部を中心に学生に適切な指導がなされるよう緊密に連絡を取り合って、学生サービス・厚生補導に効果を上げている。

この他、学生サービスの一環として、学生の仲間づくりにも学生部を中心に全学的に取り組んでいる。まず新生を対象に、入学後まもなく（4月）「新生学外オリエンテーシ

ョン」を1泊2日で実施しているが、平成23(2011)年度は、東日本大震災のため、学内で、教養演習ごとに個別に実施し(個別研修)、全体会を一堂に会して実施した(全体研修)。本来の日程での実施は、中止された。例年実施される「新入生学外オリエンテーション」では、新入生が、教養演習のクラス単位での討論会やレクリエーション活動等を通じて、他の新入生や教職員との交流を図ることにより、早く大学に慣れることを主な目的としている。

実施後のアンケート調査では、交流できてよかったと答えた学生が90%を超えており(92%)、学生サービスの効果が現れている。その約1ヵ月後(5月)には、教養演習クラスごとにバスを利用して実施する「教養演習旅行」(日帰り)がある。これは教養演習クラスごとにコースを選択し参加するもので、参加者の交流を深めることを目的に実施している。平成23(2011)年度は、コースは「南部鉄器岩鑄会館 — (盛岡市内でのわんこそば体験) — 小岩井農場コース」のみの実施であった。新入生の希望が、このコースだけに集中したため、当初予定していた複数のコースを変更した。アンケート調査結果によれば、ゼミ所属学生同士、またゼミ担任との親交が深まり、満足した(100%)との回答を得ている。

2年生に関しては、年に1度、ゼミ所属学生同士及びゼミ所属学生と教員の交流を目的に、ゼミごとに学外研修会を実施し、効果を上げている。

その他、全学的な行事として、全学生と教職員が一同に会して開催するスポーツフェスティバル(6月 — 平成23(2011)年度は、東日本大震災のため、中止)や、地元花巻市が主催する「花巻まつり」への参加(9月)、演習クラスごとの研究成果の発表や模擬店等の出店で参加する「紫陵祭(学園祭)」(10月)等があり、学友会役員と学生部が、それらの行事の企画・運営について議論を重ねながら取り組んでいる。

外国人留学生には、寮生活やアルバイト等において、生活習慣や環境の違いによる戸惑いから生じるトラブルが多い。留学生の悩みや相談には、家族のこと、生活のこと、個人的なこと、制度的なことに加えて、アルバイト先での悩み等もあって、難しい面があるため、日常的にゼミ担当教員及び国際交流センター職員がコミュニケーションを取りながら対応している。

また、国際交流センターでは、窓口サービスとして、外国人登録の指導、国民健康保険への加入指導、在留期間更新申請の取次、資格外活動許可申請の取次等を行うとともに、県内に在住する外国人との交流事業や日本語スピーチコンテスト等への積極的参加及び各種奨学金への応募等についても勧奨し、支援している。

②の視点

学生に対する経済的支援は、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金のほか、本学独自のものとして「富士大学給費生」(給費生試験に合格し入学した者に対して、一定の成績要件のもと年額70万円を給費する制度。平成15(2003)年度入試までは、「奨学生規程」を準用して、入学試験での成績優秀者の学費減免を行っていたが、平成16(2004)年度入試から、給費生制度に移行した。)、 「富士大学特待生」(前年度の成績、人物ともに優秀な学生に対して、授業料の全部又は一部を免除し、学問に専念できるように設置した制度)、 「学生応援奨学生」(学問・課外活動を通じて、人格形成に真摯であり、経済的支援を必要とする者に対して給費される制度)、 「青木特別奨学生」(学費の納入が困難となった学生に対し、学費の全額又は一部に相当する額を、無利息で貸与することにより、就学意欲のある

学生を救済する制度)がある。なお、目的が課外活動支援ではあるが、スポーツに秀でた者を褒賞し、学業及びスポーツ活動において支援する「富士大学スポーツ特待生」制度がある。また、留学生に対しては、海外協定校との協定に基づいた学費減免制度を設けている。各奨学金の給付・貸与状況は、「データ編」の表4-10に示すとおりである。その他、生活面での支援として、学内には、男子寮(318人収容可能、内、男子留学生34人を含む)、女子寮(83人収容可能)及び女子留学生寮(28人収容可能)が完備されており、全体としては、6割〜7割程度の入居率である。また、通学面では、JR花巻駅及び北上駅から本学まで、それぞれ約6km、10kmの距離があることから、無料のスクールバスを運行し、学生への経済的支援(通学費負担軽減)の一助としている。

更に、アルバイトについても、学生部で求人票の受付を行い、内容を吟味したうえで、学生にふさわしい職種、条件の整ったものについてのみ掲示して学生に紹介している。

なお、これらに関しては、学生部発行の冊子『キャンパスガイド』のほか、学内ホームページや掲示等によって学生に紹介している。

③の視点

本学は、スポーツを通じた人間教育を重視しており、そのためにスポーツを振興し、体育系のクラブ16部、5同好会のうち、平成23(2011)年度現在、15部、1同好会が大学の強化指定を受けて、日夜スポーツ活動に励んでいる。(スポーツ振興については、「特記事項」3.で述べる。)

強化指定を受けている体育系クラブには、学友会予算からクラブ活動費のほか、法人から援助金が、各クラブの規模や実績に応じて活動費として配分されている。

頻繁に行われる対外試合・遠征合宿等には、大学所有の大型バス2台・中型バス1台・マイクロバス4台・ワゴン車1台を、事前の利用計画に基づいて使用することにより、移動費や交通費等の学生負担を軽減している。これらの車輛は、課外活動のほか、ゼミ合宿等の活動にも利用することができる。

強化指定クラブの一部は、独自の寮を運営し生活をしているが、寮を持たないクラブには、学生寮に優先的に入寮を認め、経済的な支援を行っている。

本学独自の奨学金制度である「学生応援奨学生」については、学業成績優秀で課外活動にも真摯に取り組んでいる学生が優先的に採用されている。平成23(2011)年度においては、12名の採用枠に対して1名のみの採用に止まり、掲示期間の延長を図るなどの募集期間の延長を行ったにもかかわらず、結果として、掲示を注視していないとか、手続を面倒がるといった風潮が少なからず、学生側にあったことによるものである。また、「富士大学スポーツ特待生」制度は、課外活動の大きな経済的支援になっている。

施設面では、人工芝サッカー場、野球場(外野人工芝)のほか、大学の屋内体育施設として全国一の規模を誇るスポーツセンター(300m 陸上競技トラック、各種コート、人工芝多目的練習場、50m プール)があり、練習環境も整備されている。

これらの支援を受けて、本学の多くの体育系クラブは、毎年のように全国レベルで活躍しており、競って更なる研鑽に励んでいる。

④の視点

学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等については、上記①の視点で述べた四つの相談窓口、即ち、学生部窓口、学生相談室、保健室、ゼミ担当教員の四つの窓口で4者の緊密な連携による「よろず相談」の体制を整え、対応している。「よろず相談」であるため、各窓口であらゆる問題に対応しているが、特に、健康（心の健康を含む）相談については保健室、心的支援については学生相談室（教員が対応）、生活相談については学生部窓口や学生相談室での相談が多くなる傾向にある。なお、ゼミにおいては、ゼミ担当教員が、学業ほか、生活相談・心的支援から就職相談に至るまで、さまざまな面で相談に応じ、助言・指導を行っている。

また、最近では、心の問題を抱える学生が増加していることから、日本学生支援機構主催の研究会へ参加し、心の問題を抱える学生への対応について研鑽を重ね、学生指導に役立てている。

留学生については、国際交流センターが受付窓口となり、種々の問題に対応する体制をとっており、クラブ活動関係についても、各クラブ指導者と四つの相談窓口とが緊密に連絡を取り、きめの細かい支援体制を構築している。

⑤の視点

年に1度、「大学生生活についてのアンケート」によって、全学生を対象に人生の目的・大学生生活、大学への要望・提案に関する調査を実施して、学生の意見を汲み上げ、3月の教授会に報告している。その他、「新入生学外オリエンテーション」、「教養演習旅行」、「スポーツフェスティバル」、「紫陵祭」等の大学行事の後には必ずアンケート調査を実施して、結果を学生委員会で検討し、教授会に報告している。

また、学生部や国際交流センターにおいては、窓口業務を通じて学生の意見・要望などを汲み上げ、必要に応じて各学科や関係する委員会等に連絡している。

更に、学生の意見を汲み上げるシステムとして、学長宛の「投書箱」があり、これは学生の大学生生活全般に関する意見・要望等が直接学長に伝わるシステムである。学長は、内容に応じて直接学生に回答したり、関係する教員や部署に検討を指示して、改善案が提出されることもある。また、必要に応じて教授会で全専任教員に周知徹底される。

(2) 4-3の自己評価

学生サービス、厚生補導、健康相談、心的支援、生活相談等、学生のあらゆる面での相談窓口として、学生部窓口、学生相談室、保健室、ゼミ担当教員の四つがあり、この四つの窓口で4者の緊密な連携による「よろず相談」の体制が整えられ、機能しているため、適切に行われていると評価できる。

学生に対する経済的支援としては、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金のほか、本学独自の「富士大学給費生」、「富士大学特待生」、「学生応援奨学生」、「青木特別奨学生」及び「富士大学スポーツ特待生」制度等があり、それぞれ当該規程・基準に沿って適切に運営されている。

学生の課外活動支援では、本学のスポーツを通じた人間教育を重視することによるスポーツ振興方針のもと、強化指定体育系クラブへの活動費援助、大型バス等交通手段の提供、

学生寮への優先入居、「学生応援奨学生」や「富士大学スポーツ特待生」制度による経済的支援、施設面の充実等により、十分に行われている。

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムとしては、全学生を対象とする「大学生活についてのアンケート(人生の目的・大学生活、大学への要望・提案)」に関する調査、その他「新入生学外オリエンテーション」、「教養演習旅行」、「スポーツフェスティバル(平成 23(2011)年度は、東日本大震災の影響のため、日程調整ができず開催できなかった。）」、「紫陵祭」等の大学行事の後にアンケート調査を実施し、改善につなげている。また、学生部及び国際交流センターにおいては、窓口業務を通じて学生の意見・要望等を汲み上げている。更に、学生の意見・要望等を汲み上げるシステムとして、学長宛の「投書箱」がある。以上のとおり、学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムは適切に整備されているといえる。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学生サービス、厚生補導、健康相談、心的支援及び生活相談等のための相談窓口が設置され、適切に機能しているが、近年、それらの窓口自らアプローチしようとならない学生が見受けられるようになった。授業欠席が続き、ゼミ担当教員からの連絡にも応じず、自分の悩みの相談すらできず、気がついたときには退学願いを提出してくる学生である。それは、平成 23(2011)年度においても、少なからず、このような傾向が散見されている。

学生自身が、自らの将来について考え、悩むことは当然のことである。その解決方法は、大学に在籍し続け、将来に役立つ知識を身につけることが学生自身にとって必要かつ大切なことであるため、日頃から学生に対し、前向きな働きかけを行っている。また、教員には、ゼミ指導、生活指導及び教授会において、「大学で学ぶことの意義」を解りやすく説明することを要請しており、学生の動向をきめ細かく注視し、関係者と連携を図りながら対応していく。

本学の課外活動支援は、スポーツ振興の影響もあり、体育系クラブの活動に偏っている傾向にあるため、文科系クラブの支援及び新たなクラブ創設の推進を図ることとする。

また、学友会活動の支援では、学生たちの努力している姿を教授会等で紹介したり、予算の立案・編成、決算報告等について、自主性を損なわない程度に助言を行い、学友会活動に責任を持って推進できるように指導している。学友会が自律的・自主的に活動できるようになることが、あらゆる面で学園生活の基本であることから、今後も継続的にサポートしていく。

地域貢献としては、地元警察署（花巻市・北上市）の生活安全課との連携を密にし、学生の防犯意識の向上を図り、また地元花巻市役所・住民との協賛による地域振興、とりわけ被災地域の被災者に対するボランティア（支援）活動を積極的に奨めていく。

4-4. 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

《4-4 の視点》

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

(1) 4-4 の事実の説明（現状）

①の視点

大学生の就職活動は、金融危機に伴う世界的な景気後退以来、厳しい状況が続き、今春の大卒内定率が過去最低を更新したことで、就職大氷河期突入の懸念が高まっている。

特に本学が所在する岩手県は、東日本大震災の被災地として甚大な被害を被り、復興特需は期待できるものの、厳しい雇用情勢が続くものと思われる。

このような就職環境下、本学では平成22(2010)年10月に新たな「キャリア教育推進プラン」の策定と機構改革を実施し、従来の就職部による就職支援（指導）に加え、社会に出るための橋渡しの意識教育と、厳しい社会を逞しく生き抜く力を育む、キャリア教育部門を統合した「キャリアセンター」を設立した。

キャリアセンターが主導する具体的な就職支援（指導）は、学生への就職情報の提供、受験指導、企業開拓と連絡調整を行うほか、就職セミナーの開催や就職模擬試験等の実施である。職業観や勤労観の醸成を図るキャリア教育は、平成22(2010)年度より専任教授によるキャリア形成論Ⅰ・Ⅲを全員履修科目として開講、平成23(2011)年度からキャリア形成論Ⅱ・Ⅳを開講し、充実した指導体制のもと厳しい就職戦線での成果が期待されている。なお、キャリア教育や就職支援の年間計画は、キャリア委員会での審議に基づき立案され「学年別就職指導計画」（表4-4-1）により実施される。

次に、就職に対する相談・助言については、主に常駐のキャリアセンター・キャリアアドバイザー2名と、週2回来校する北上ハローワーク就職支援員1名が担当している。

キャリアセンター職員構成は、センター長（教授職「キャリア形成論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」担当）、副センター長（キャリアアドバイザー「キャリア形成論Ⅳ」担当）、センター長代理（キャリアアドバイザー、企業開拓、インターンシップ担当）、上席調査役（各種計数管理、計画立案調整）の計4人で任務に当たっている。

キャリアセンター内には、「就職相談コーナー」を設け、学生がいつでも気軽に相談ができ、職員の助言を得ながらインターネットの検索で、企業へのアプローチができるようになっている。このコンピュータによる就職支援システムは、平成17(2005)年度に導入され、多くの学生が利用して成果を上げている。なお、平成22(2010)年度の「就職相談コーナー」での相談件数は、251件であった。

更に全学的な取り組みとして、ゼミ担当教員や体育系クラブ指導者もキャリアセンターと連携を密にして、学生の就職相談・助言・就職先の開拓に携わっている。

外国人留学生の場合は、基本的に卒業後は本国へ帰ることになるが、近年母国の就職事情は日本より厳しいため、日本国内での就職や他の大学院への進学を希望する学生が増えつつある。日本国内での就職希望者に対しては、キャリア形成論を一般学生同様に受講させ、国際交流センターと連携してきめ細かなサポート体制をとっている。

進学に対する相談・助言については、大学院が「大学院説明会」を開催するなど、本学大学院への進学を促す一方、他大学大学院進学希望者にはゼミ担当教員が個別に対応している。

表4-4-1 キャリア教育計画

キャリア教育基本科目	職業倫理教育科目	職業能力教育科目	職業技能教育科目
・キャリア形成論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	・教 養 演 習 ・共 生 社 会 論 ・企 業 法 務 論	・コンピュータリテラシーⅠ・Ⅱ ・メンタルマネジメント論	・ビジネス実務概論 ・現代の国語表現 ・外部講師の特講

就職に対する相談・助言については、キャリアセンターが窓口になり、さらに資格取得等支援センターが学生の就職を支援するために、課外で公務員試験講座、情報系資格取得講座、簿記検定講座、ビジネス系検定試験講座、宅地建物取引主任者資格取得講座等を開講している。平成22(2010)年度の講座受講者と合格者は、受講者延べ人数112名に対して合格者延べ数、65名であった。なお、各講座の実施計画は、キャリア委員会の承認を経て年度初めの教授会に報告し、関係指導者の協力を得て実施している。

②の視点

キャリア教育の導入目的は、時代の要請と選ばれる大学になる要件の一つでもある。本学のキャリア教育は、従来、1年次に実施される教養ゼミや旧就職部が開催する各種セミナーで実施をしていたが、系統立てた一貫指導と各種セミナーの参加率の低調が課題であった。

このような課題を踏まえ、本学では、大学設置基準の改定を鑑み、平成22(2010)年度に具体的キャリア教育の推進を「イーハトーブ・キャリアプラン」として、「がんばり力」（社会を正しく生きる力・学んだ知識を活用できる力・社会の一員として共生する力）を備えた学生の涵養に努め地域社会への貢献を目指している。

本学のキャリア教育基本方針は、1) 企業人によるキャリアセミナーや実学的講義による実践力を育む教育、2) 地域産業界や公共施設と連携した全員参加によるインターンシップの実施、3) 1年次より学年進行に応じて全員履修を推奨している「キャリア形成論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」によるキャリア形成意識の醸成である。

キャリア教育基本科目であるキャリア形成論の主な内容は、下記のとおり。

- 1) 「キャリア形成論Ⅰ」：社会理解と自己理解の意義と方法を学び、自分の未来像の素描
- 2) 「キャリア形成論Ⅱ」：職業に関わる基本的事項を学び、全員参加のインターンシップ実施
- 3) 「キャリア形成論Ⅲ」：企業社会を展望し、現実を見据えた職業選択とその対応
- 4) 「キャリア形成論Ⅳ」：進路希望に対応した具体的就職指導

この他、職業能力を高めるキャリア教育支援体制としては、資格取得支援がある。

資格取得については、資格取得等支援センターが学生の就職を支援するために、課外で情報系資格取得講座、簿記検定試験講座、ビジネス系検定試験講座、宅地建物取引主任者試験講座等を開講している。

なお、各講座の実施計画は、年度初めの教授会で報告し、教授会承認のもとに実施している。

(2) 4-4の自己評価

就職に対する相談・助言については、ゼミ担当教員や運動部指導者と連携をとりながら、「就職相談コーナー」でキャリアセンター職員と北上ハローワークから派遣される相談員が対応している。また、就職先調査や開拓は、企業担当職員を主体にキャリアセンター職員が携わっている。更に、ゼミ担当教員が、学生の就職相談・助言に携わっている。

平成22(2010)年度の就職率は、85.6%と全国平均を5.5%下回ったものの、実質内定率ともいべき卒業生に対する内定率は、79.8%と平成21(2009)年度全国平均を19%上回り、岩手県立大学総合政策学部と同率である。

進学に対する相談・助言については、大学院説明会を開催するなど、本学大学院への進学についての相談体制は整っている。

また、平成22(2010)年度より入学した会計特待生については、1年次より大学院進学を見通しながら、院生と税理士試験や大学生活の心構えについて話し合う交流会を開催し、進学意欲の醸成を図っている。一方、他大学大学院進学相談・助言については、ゼミ担当教員が個別に対応している。

キャリア教育については、平成22(2010)年度よりキャリア教育の専門教授を採用するとともにキャリアセンターを設立して、キャリア教育とキャリア支援の統合を図り、今年度からは「イーハトーブ・キャリアプラン」に則り、全員履修科目として完全実施をしている。特に、今年度、キャリア形成論Ⅱで実施される「全員参加によるインターンシップ」については、就業力向上に大いに期待されている。

以上、本学キャリア教育は、大学設置基準施行の1年前から正課として取り入れ、その内容も充実したものと評価できる。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

21世紀は、国際化や情報化が一層進展する一方、国内では少子・高齢社会の到来に伴って経済の円熟期に入り、雇用の縮小や購買力の衰退など大きな課題に直面している。加えて、東日本大震災の復旧に向けて多くの資金を要する事態に陥り高度成長が期待できない状況のなかで、多様な価値観をもつ人々がそれぞれのライフスタイルを確立することが求められている。このような社会の変化に対応できる人材を養成するために、本学の建学の精神に基づき、実践的な専門知識、豊かな創造性、柔軟な問題解決能力を備え、震災復興に尽力しようとする意欲的な人材育成のために、キャリアセンターでは、授業と就職指導を一体化して、人格形成はもとより、職業選択を含めて将来を見通した人生設計ができるよう、就職支援を行っているところである。当面は、現在行っている職業観（職業意識）の育成や自己分析に基づくキャリア設計を中心とする指導に加え、資格取得を推奨し就職指導内容の充実を図りながらキャリア教育を実施していくが、今後は、社会の変化に対応して逞しく生き抜き、地域社会の発展に貢献できる「がんばり力」を備えた学生を育てるために、一層「イーハトーブ・キャリアプラン」の充実を図っていく。

〔基準4の自己評価〕

経済学部及び大学院のアドミッションポリシーは、明確であり、アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験が適切に運営されている。本学では、学部・大学院ともに在籍学生数が少ないため、専任教員1人当たりの学生数が少なく、教員数の面で、教育にふさわしい環境が確保されている。また、学部の授業を行う学生数については、100人以下の科

目が、全体の93.5%を占め、授業を行う学生数の規模は適正であるといえる。

本学（経済学部）には、『履修ガイドブック』等の配布、履修ガイダンス、学生相談室、全学年少人数ゼミ制度、新入生学外オリエンテーション、図書館リテラシー、小論文指導、LL教室、コンピュータ室、資格取得等支援センター主催の各種資格取得講座等の学習支援システムが整備されており、それぞれの機能を発揮するように適切に運営されている。

また、「全学年少人数ゼミ制度」、「新入生学外オリエンテーション」、「教養演習旅行」、「スポーツフェスティバル(平成23(2011)年度は、東日本大震災のため中止)」、「大学生活についてのアンケート」、「授業アンケート」及び教務部・学生部等の窓口、学長宛の「投書箱」等により、学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムも適切に整備されている。

大学院においても、学部準じて学習支援体制は整備され、適切に運営されている。

また、学習支援に対する意見等を汲み上げるシステムも適切に整備されている。学生サービスの体制として、厚生補導、健康相談、心的支援、生活相談等、学生のあらゆる面での相談窓口として、学生部窓口、学生相談室、保健室、ゼミ担当教員の四つがあり、この四つの窓口で4者の緊密な連携による「よろず相談」の体制を整え、適切に機能している。

学生に対する経済的支援は、本学独自の「富士大学給費生」、「富士大学特待生」、「学生応援奨学生」、「青木特別奨学生」、「富士大学スポーツ特待生」制度等があり、それぞれ当該規程・基準に沿って適切に運営されている。

学生の課外活動支援は、本学のスポーツを通じた人間教育を重視することによるスポーツ振興方針のもと、強化指定体育系クラブへの活動費援助、大型バス等交通手段の提供、学生寮への優先入居、「学生応援奨学生」や「富士大学スポーツ特待生」制度による経済支援、施設面の充実等により、十分に行われている。

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムとしては、全学生を対象とする「大学生活についてのアンケート」のほか、「新入生学外オリエンテーション」、「教養演習旅行」、「スポーツフェスティバル(平成23(2011)年度は、東日本大震災のため中止)」、「紫陵祭」等の大学行事の後に実施するアンケート調査や、学生部及び国際交流センターの窓口業務、学長宛の「投書箱」があり、適切に整備されている。

就職に対する相談・助言体制としては、キャリアセンターを設置し、「就職相談コーナー」を設けて、キャリアセンター職員と北上ハローワークから派遣される相談員が対応しながら、学生がいつでも相談し、助言を得られる体制を整備している。その他、キャリア委員会を設置して、委員が就職指導、就職先調査・開拓等の任務に当たるなど、就職支援活動を支えている。更に、ゼミ担当教員が、ゼミ所属学生の就職相談・助言に携わっている。また、体育系クラブの指導者も、部員の就職について相談・助言を行っている。進学に対する相談・助言については、大学院が本学大学院への進学についての相談・助言体制を整えている。

キャリア教育については、平成22(2010)年度からキャリア教育の専門教授を採用するとともにキャリアセンターを設立して、キャリア教育とキャリア支援の統合を図り、今年度からは「イーハトーブ・キャリアプラン」に則り、全員履修科目として完全実施をしている。特に、キャリア形成論Ⅱで実施される「全員参加によるインターンシップ」については、就業力向上に大いに期待されている。

〔基準4の改善・向上方策（将来計画）〕

本学では、学習支援体制が整備され、適切に運用されているといえる。今後は、本学の学習支援体制が学習成果に結びついているかどうかを検証するために「学習状況に関する学生アンケート調査」を導入する。

課外活動支援は、スポーツ振興の影響もあり、体育系クラブの活動に偏っている傾向にあり、文科系クラブの支援及び新たなクラブ創設の推進を図ることとする。また、学友会活動の支援では、学生たちの努力している姿を教授会等で紹介したり、予算の立案・編成、決算報告等について、自主性を損なわない程度に助言指導を行い、学友会活動に責任を持って推進するようにサポートしていく。学友会が自律的・自主的に活動できるようになることが、あらゆる学園生活の基本であると思料される。

地域貢献については、地元警察署（花巻市・北上市）の生活安全課との連携を密にし、学生の防犯意識の向上を図り、また地元花巻市役所・住民との協賛による地域振興、とりわけ被災地域の被災者のボランティア（支援）活動を積極的に勧めていく。

本学では、変革の時代に対応して、本学の建学の精神（教育理念／目標）に基づく教育と歩調を合わせながら、生きるための「三つの能力（知識力、技術力、態度力）」と「四つのリテラシー（コミュニケーション力、国際感覚、情報活用力、会計情報活用力）」を身につけさせようと新たな就職指導の将来計画を模索している。当面は、現在行っている職業観（職業意識）の育成や自己分析に基づくキャリア設計を中心とする指導に加え、資格取得を推奨し就職指導内容の充実を図りながらキャリア教育を実施していくが、今後は、社会の変化に対応して逞しく生き抜き、地域社会の発展に貢献できる「がんばり力」を備えた学生を育てるために、一層「イーハトーブ・キャリアプラン」の充実を図っていくこととする。

基準 5. 教員

5-1. 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

《5-1 の視点》

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

(1) 5-1 の事実の説明（現状）

①の視点

平成 23(2011)年度の経済学部収容定員は、表 5-1-1 のとおりであり、必要な専任教員数は、大学設置基準別表第一によれば経済学科 10 人、経営法学科 10 人、経営情報学科 10 人、別表第二によれば学部全体で 15 人、合計 45 人である。

本学の専任教員数は、平成 23(2011)年 5 月 1 日現在で、経済学科 16 人、経営法学科 22 人、経営情報学科 10 人（学長を含む）、合計 48 人となっている。

教育研究上の組織については、本学の場合、学科目制に近い形をとっている。しかし、特徴的なのは、本学の専任教員は、全員が 3 学科の何れかに所属しているが、それを横断する形で教養教育科が存在し、教養教育科長を中心に役割分担と相互の連携体制を確保していることである。また、各学科にも専門教育担当教員の会議があり、学科長を中心に役割分担と相互の連携を確保している。

表 5-1-1 平成 23(2011)年度の収容定員

経済学部

経済学科	経営法学科	経営情報学科	合 計
480(440)	405(440)	225(200)	1,110(1,080)

注) () 内は平成 24(2012)年度以降の収容定員

経済・経営システム研究科

経済・経営学専攻（修士課程）	合 計
50	50

②の視点

表 5-1-2 及び 5-1-3 に示すとおり、本学の専任教員数は 48 人、兼任教員は経済学部が 40 人、経済・経営システム研究科が客員教授 3 人を含めて 9 人である。

専任教員の年齢別構成では、61 歳以上の比率が高く、40 歳以下のいわゆる若手教員は 8.3%程度である。専任教員の専門分野のバランスについては、教養教育（教職課程、図書館学を含む）19 人、専門教育では経済学 11 人、経営学 5 人、会計学 2 人、経営法学 1 人、法学 3 人、情報 4 人、統計学 1 人、ビジネス実務 1 人、キャリア教育 1 人である。

表 5-1-2 教員構成(専任・兼任)
(経済学部)

学部	学科	専任教員数					設置基準上 必要専任教員数	設置基準上 必要専任教授数	兼任 (非常勤) 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計			
経済	経済	13	2	1	0	16	10	5	
	経営法	19	2	1	0	22	10	5	
	経営情報	7	2	1	0	10	10	5	
経済学部計		39	6	3	0	48	30	15	40
大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数							15	8	
合 計		39	6	3	0	48	45	23	40

注) 経営情報学科の教授の人数に学長を含む。

(大学院経済・経営システム研究科)

研究科	専攻	研究指導教員数	研究指導補助教員数	合計	設置基準上必要研究指導教員数	設置基準上必要研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	専任教員数	兼担教員数	兼任(非常勤)教員数
経済・経営システム	経済学経営学	10	9	19	5	9	0	10	9

- 注) 1. 研究指導教員数に学長及び客員教授(兼任(非常勤))3名を含む。
 2. 研究指導補助教員には、講義担当の兼任(非常勤)6名を含む。
 3. 兼担教員は、すべて経済学部の専任教員が兼務している。

表 5-1-3 年齢別専任教員数

年齢 職位		71 以上	66~ 70	61~ 65	56~ 60	51~ 55	46~ 50	41~ 45	36~ 40	31~ 35	合計
教授	人	8	15	7	3	3	2	1	0	0	39
	%	20.5	38.5	17.9	7.7	7.7	5.1	2.6	0.0	0.0	100.0
准教授	人	0	0	0	0	0	1	3	2	0	6
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	50.0	33.3	0.0	100.0
講師	人	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	33.4	100.0
助教	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
計	人	8	15	7	3	3	4	4	3	1	48
	%	16.7	31.2	14.6	6.3	6.3	8.3	8.3	6.3	2.0	100.0

注) 教授の人数に学長を含む。

(2) 5-1 の自己評価

現在の専任教員数は 48 人で、大学設置基準に定められている必要専任教員数を充たしている。また、経済学部の入学定員が経済学科 110 人、経営法学科 110 人、経営情報学科 50 人、平成 23(2011)年度の収容定員が経済学科 480 人、経営法学科 405 人、経営情報学

科 225 人、学生数が経済学科 256 人、経営法学科 492 人、経営情報学科 108 人であるのに対し、現在の専任教員数は経済学科 16 人、経営法学科 22 人、経営情報学科 10 人（学長を含む）となっているので、学科別の学生数から見てもバランス良く教員が配置されている。

専任教員の年齢構成が全体的に高く、若手教員の数が少ないという現状については、本学が大学院の授業を担当できる教員を採用することが多いことと、「教育課程における教育を必要かつ十分に行える教育研究歴および能力を持つ人材を採用する」及び「専攻科目のほか隣接科目の教育も併せて行える教員を採用することが望ましい」という「富士大学教育職員の採用・昇任の方針」に示すような人材を求めたことによる。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程を適切に運営し、より良い教育環境をつくり上げるためにも、大学の将来を展望し、専門分野、年齢等も考慮しながら本学の教育職員採用方針に合った教員を確保する努力を怠らないようにする。

5-2. 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

《5-2 の視点》

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 5-2 の事実の説明（現状）

①の視点

教員の採用及び昇任については、「富士大学教育職員の採用・昇任の方針」にその方針が示されている。内容は以下のとおりである。

- 1) 富士大学における教員の採用は、大学設置基準および大学院設置基準を充足するように実施しなければならない。
- 2) 教員の採用は、教育課程を適切に運営するために必要な教員を確保すべく実行されなければならない。

この場合、教育課程における教育を必要かつ十分に行える教育研究歴および能力を持つ人材を採用することを旨とする。しかし、適材が得られない場合には、得られるまでの間、兼任で代用するものとする。

- 3) 富士大学は、小規模大学であることに鑑み、専攻科目のほか隣接科目の教育も併せて行える教員を採用することが望ましい。
- 4) 教員の昇任については、教育研究業績のほか、教育研究上の指導能力および人物評価、学会および社会における活動、教職歴等を審査して行うものとする。

②の視点

「富士大学教育職員の採用・昇任の方針」に「採用・昇任の実際については、富士大学教育職員採用規則および富士大学教育職員昇任規則に定めるところに従うものとする」と

あるとおり、本学では、当該規則に従い教員の採用及び昇任を行っている。

教員の採用については、「富士大学教育職員採用規則」に基づき公募又は推薦によって候補者を決定する。次に学長が選考委員 3 人を選び、候補者の資格審査に当たらせる。選考委員は、審査結果を文書で学長に報告する。学長は選考委員による審査結果を正教授会（教授のみで構成される人事に関する教授会）で審議した後、その結果を運営委員会に諮り理事長に内申する。

なお、平成 15(2003)年 7 月 8 日制定の「富士大学における教員の任期に関する規程」により、1 年～3 年の任期を定めて教員を任用することが可能となり、爾後、任期制での採用を行っている。（ただし、特に問題ない場合は、再任している。）

教員の昇任については、「富士大学教育職員昇任規則」に基づき、学長が資格審査員 3 人を選定し、審査に当たらせる。資格審査員は、同規則第 3 条に定めるとおり、当該教員の「教職歴」、「学会および社会における活動」、「賞罰」、「教育研究業績」、「教育研究上の指導能力および人物評価」について審査する。資格審査員は、審査結果を文書で学長に報告する。学長は、資格審査員による審査結果を正教授会で審議した後、その結果を運営委員会に諮り理事長に内申する。

なお、昇任基準は、「教育職員昇任規則」第 4 条に、次のように定められている。

- 1) 准教授については、本学において専任講師として 3 年以上の教歴を有し、その間著書、研究論文、学会発表等 3 件以上あり、教育研究上の指導能力があると認められる者
- 2) 教授については、本学において専任准教授（助教授を含む）として 5 年以上の教歴を有し、その間著書、研究論文、学会発表等 3 件以上あり、教育研究上の指導能力があると認められる者
- 3) 体育については、上記の教歴に加え、社会体育に相当な貢献があり教育能力があると認められる者

(2) 5-2 の自己評価

本学の特質に合わせた教育職員採用・昇任の方針を明確に打ち出している点、実際の採用・昇任については「教育職員採用規則」、「教育職員昇任規則」に則り、適切な手続を踏んで厳正な審査と十分な審議を行っている点、そして採用に際しては、多くの場合、公募を行い、広く人材を募集している点で評価できる。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、専任教員の採用に際して、前述のとおり採用方針及び採用規則に従い、候補者を厳正に審査する。そのため、必要な分野に適任の専任教員を確保できず、兼任教員に授業担当を委嘱するケースがある。（ただし、兼任教員採用においても資格審査がある。）したがって、今後、規則を適切に運用しつつも、必要な専任教員を確保する努力をしていく。

5-3. 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

《5-3 の視点》

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA (Teaching Assistant) ・ RA (Research Assistant) 等が適切に活用されているか。

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源(研究費等)が、適切に配分されているか。

(1) 5-3 の事実の説明 (現状)

①の視点

平成 23(2011)年度における専任教員の週当たりの授業担当時間は、表 5-3-1 に示すとおりである。

なお、本学では、1 コマ=90 分の単位で授業を行っている。授業期間は、前期、後期とも定期試験等を除いて 15 週である。専任教員の週当たりの責任担当時間は、通常 6 コマ、外国語・情報処理・体育に関しては 7 コマと「教育職員授業担当内規」に定められている。また、責任担当時間を超えて授業を行った場合には、超過時間担当手当が支給される。

②の視点

本学の大学院は修士課程のみであるため、TA (Teaching Assistant)、RA (Research Assistant) の制度を導入していないが、学生に開放しているコンピュータ室(マルチメディア教室)に常駐する学生アシスタントが、コンピュータの操作方法等についてサポートするという形での教育活動補助を実施している。

教員の教育研究活動に対する支援は、事務局が組織的に行っている。教育活動については、教務部が教材や試験問題の印刷のほか、視聴覚教室及び LL 教室の管理運営を担っている。コンピュータ室の管理運営は、情報設備管理センターが担当している。教員がゼミ等の授業で学外研修を希望する場合、総務部、学生部及び教務部がマイクロバスの手配等を支援している。研究活動については、図書館が研究図書費による図書購入の申し込み、書類作成から注文・納入までを一括して支援している。また、教務部が科学研究費の申請を補助している。

③の視点

教員の教育研究活動のための研究費等については、表 5-3-2 に示すとおりで、全教員同額で、公平に支給している。学会出張等のための研究旅費については、国内・海外を問わず合計で年間 10 万円まで利用することができるように、資金面で支援している。なお、(i) 研究図書費、(ii) 備品費、(iii) 消耗品費 の研究費相互間で必要に応じて一部転用を認めており、教育研究活動を柔軟に支援している。また、研究図書費のうち 5 万円を供出して個人研究費では購入できない高額図書、高額資料等の購入に充て、教育研究活動を支援している。ただし、研究を活性化するため、3 年以上研究論文・著書などの研究業績がない教員については、研究図書費を年額 10 万円に減額している。

表 5-3-1 平成 23(2011)年度 週当たりの授業担当時間数

学 部 等	専任教員	授業担当時間数 (コマ数)	人 数
経済学部 経済・経営システム 研究科	教 授	4 コマ以下	4
		4.5～5 コマ	5
		5.5～6 コマ	17
		6.5～7 コマ	9
		7.5～8 コマ	4
		8.5 コマ以上	0
		合 計	39
	准教授	4 コマ以下	0
		4.5～5 コマ	0
		5.5～6 コマ	0
		6.5～7 コマ	5
		7.5～8 コマ	1
		8.5 コマ以上	0
		合 計	6
	講 師	4 コマ以下	0
		4.5～5 コマ	0
		5.5～6 コマ	2
		6.5～7 コマ	1
		7.5～8 コマ	0
		8.5 コマ以上	0
		合 計	3
		総 計	48

注) 教授の人数に学長を含む。

表 5-3-2 研究費等

研究費科目	金 額
(i) 研究図書費	年額 350,000円 (うち供出分50,000円)
(ii) 備品費	年額 100,000円
(iii) 消耗品費	年額 50,000円
(iv) 研究旅費	年額 100,000円

(2) 5-3 の自己評価

専任教員 1 人当たりの授業担当コマ数は、平均すると週 5.9 コマであり、最大でも 8 コマ (2 人) である。したがって、教員の教育担当時間は適切であるといえる。

教員の教育研究活動を支援する体制については、本学では事務局が組織的に行う体制をとっている。学生による支援は、一部導入してはいるものの、制度としての TA、RAは採用していない。現在のところ、本学の教育にとって TA、RAの活用が有効であるという積極的な意見は出ていない。

本学の個人研究費については、研究費間の転用も一部認めており、教育研究支援体制として充分機能している。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

教員の教育研究活動を支援する体制については、現在の事務局による支援を更に推し進めていく。また、TA と RA の制度については、本学の教育活動にうまく適合するかどうかを見極めるために議論を重ねていく。

5-4.. 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

《5-4 の視点》

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等組織的な取組みが適切になされているか。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

(1) 5-4 の事実の説明（現状）

①の視点

教育研究活動の向上のために、本学では、以下の 5 点の考え方に基づいて、FD 等に組織的・恒常的に取り組んでいる。

- 1) 教員は、学生が自分の授業をどのように感じ、どう評価しているか、を経験的、科学的に理解したうえで授業改善に当たる。
- 2) 学生にとって理解し易い授業とはどういうものか、日々の実践の中で考え、工夫し、具体化することに努める。
- 3) 研究（公開）授業及び授業研究（検討）会を開催し、教員相互の授業参観及び授業検討を行い、体系性と一貫性に留意した授業構築、指導力向上に努める。
- 4) 大学の教育力向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのか、体系性、一貫性に留意した授業改善に取り組む。
- 5) 教員研修会を開催し、変革期にある大学の教員に求められているものが何か、適時の情報共有と教員資質の向上、事務職員との協働推進、意識の啓発・涵養の仕組みづくりに努める。

(i) 1) 及び 2) について

平成 12(2000)年度より、現在に繋がる形の「学生による授業評価アンケート」を開始し、平成 23(2011)年度現在では、全教員が、每期 3 科目実施している。その内容と実施体制、意義は「富士大学授業アンケート実施要綱」と「富士大学授業評価アンケート実施要領」で示されている。「基準 7」でも触れるので、ここでは重複を控える。

(ii) 3) について

本学は、研究（公開）授業、授業研究（検討）会を、平成 17(2005)年度より每期 1 回、学科毎に実施してきた。平成 23(2011)年度から、学科が主催し、FD 委員会が資料記録を管理する体制を整えた。現状では参加者は少ないが、授業実施の経験とノウハウの交流を進めている。

(iii) 4) について

平成 16(2004)年度に「教育課題検討委員会」を設置し、各学科出身の委員が学部・学科の教育目的を達成するために必要な本学の教育課題について議論し、施策を提案し、実施に移してきた。到達度別クラス分け、基礎学力補習教育の定期実施、授業レポート、

ゼミ・レポートの定期実施と回収・講評、等がそれである。

(iv) 5)について

FD 委員会の所管事業として、平成 22(2010)年度まで新任教員研修会を行ってきた。内容は、A. 本学の教育方針、B. 授業改善の取組み、C. 教養教育の在り方、D. 服務規律、E. 情報交換、であった。平成 22(2010)年度から、在来教員対象の教員研修会も実施した。岩手県の 5 大学が参加する「いわて高等教育コンソーシアム」の一事業として FD 研修の合同実施があり、本学も構成大学の一枚として在来教員を数名ずつ平成 22(2010)年、平成 23(2011)年に参画させている。

②の視点

本学における教員の教育研究評価体制は、適切に整備され、運用されていると考える。

本学には、理事長を委員長とする「自己点検・評価委員会」があり、同委員会は委員会規程第 2 条に従い、「本学の建学の精神および社会的使命を達成するため、教育、研究、学生指導並びに管理運営等について再検討し、自主的に点検および評価」を適切に行なっている。

同委員会の監督下、教育に関しては、「学生による授業評価アンケート」、授業改善報告書、研究（公開）授業、授業研究（検討）会、教員研修会等を実施し、授業改善に取り組んでいる。研究に関しては、教員個人研究業績報告書（研究以外にも多様な業績を記載できるフォームになっている。）の記載データを每期更新し、本学公式ホームページで学内外に公表し、研究活動の活性化、大学関係者への情報公開、地域社会貢献を促進する媒体として活用している。

(2) 5-4 の自己評価

本学では、「自己点検・評価委員会」の監督下、教育と研究について自己点検評価を組織的・恒常的に行う仕組みづくりを進め、その適切な機能発揮に努めている。

学生による授業評価アンケート実施と授業改善報告書の提出は、平成 17(2005)年度前期から平成 23(2011)年度前期まで 13 期連続で全員実施を実現している。

研究（公開）授業、授業研究（検討）会も着実に回を重ねており、授業経験とノウハウの交流、授業改善に効果を上げている。教育課題検討委員会においては、学部・学科の教育目的達成のため、喫緊になすべき具体的方策について重点的に検討し、処方策を打っており、経済学・経営学・経営情報学の学習に必要な基礎学力を補充するため、数学のリメディアル教育を行い、成果を上げている。また、FD 委員会が求めて公開している教員個人研究業績報告書についても、本学における教育研究活動の活性化に貢献している。

教員研修会等の場では、変革期にある大学の教員として求められる資質向上、事務職員との協働意識の啓発・涵養とその仕組みづくり（FD・SD 連携協働推進）が進んでいる。

平成 22(2010)年度から、「FD プロジェクト委員会」と「自己点検実施小委員会」が発展的に統合され、FD 委員会がスタートした。「教育課題検討委員会」も、当初、この発展的統合の対象であったが、後で、独自課題を持つことが考慮され、別途存続に変更された。

以上から、本学においては、教育研究活動活性化のための FD 等の組織的・恒常的な取り組みとその全学的な評価の仕組みが適切に整備され運営されていると評価できる。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

授業アンケート実施時に用いた授業指導案、アンケート集計結果、授業改善報告書、研究（公開）授業時に作成した授業指導案、授業研究（検討）会の議事録、等々を参考資料とし、授業改善、教員指導力、教員資質の保持・向上を図る学内教員研修会を開催し、授業改善の PDCA と FD の取組みの組織化、恒常化の度を一層高める。

[基準 5 の自己評価]

専任教員数が大学設置基準に定められている必要専任教員数を上回っているうえ、学科別に見てもバランス良く教員が配置されている。ただし、大学院の授業を担当できる教員、本学の「教育職員の採用・昇任の方針」に合致する教員を求めているためとはいえ、教員の年齢構成が全体的に高く若手教員が少ないという事実は否めない。

教育職員の採用・昇任については、本学の特質に合わせた方針を明確に打ち出している点、実際の採用・昇任については「教育職員採用規則」及び「教育職員昇任規則」を適切に運用している点で評価できる。

教員 1 人当たりの授業担当コマ数は、平均すると週 5.9 コマ、最大でも 8 コマ（2 人）である。したがって、教員の教育担当時間は、適切に配分されているといえる。

教員の教育研究活動支援については、本学では事務局が組織的に支援する体制をとっている。個人研究費については、直近3年間の学術研究実績に基づいて適切配分し、研究費間の転用を一部認め、研究活性化に資する方式に改訂しており、教育研究支援体制として適切に機能していると評価できる。

教育研究活動等を改善するための組織的取組みは、FD 委員会と教育課題検討委員会が推進しており、本学の教育研究活動の向上・活性化のための取組みは全体として適切に行われていると評価できる。

[基準 5 の改善・向上方策（将来計画）]

大学の将来を展望し、専門分野、年齢等も考慮しながら本学の教育職員採用方針に合った教員を確保する努力を怠らないようにする。

教員の教育研究活動を支援する体制については、現在の事務局による支援体制を更に強化していく。また、TA、RA の制度については、議論を重ね本学の教育活動にうまく適合するかを見極める。

教育研究活動等の改善については、FD 委員会、教育課題検討委員会、教務部、各学科・科、それぞれの立場から改善・向上策を講じる。各学科・科は、研究（公開）授業、授業研究（検討）会への教員参加率及び検討内容の向上に一層努力する。FD 委員会は、学生による授業評価アンケート時の授業指導案と授業改善報告書、研究（公開）授業時の授業指導案、授業研究（検討）会の議事録等を、教員研修会で活用する方策を検討し、その実施に努める。大学院研究科は、学部で実績を重ね実効をあげてきた学生による授業評価アンケートと研究（公開）授業、授業研究（検討）会を大学院にも拡張適用することを追求する。

基準 6. 職員

6-1. 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《6-1 の視点》

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

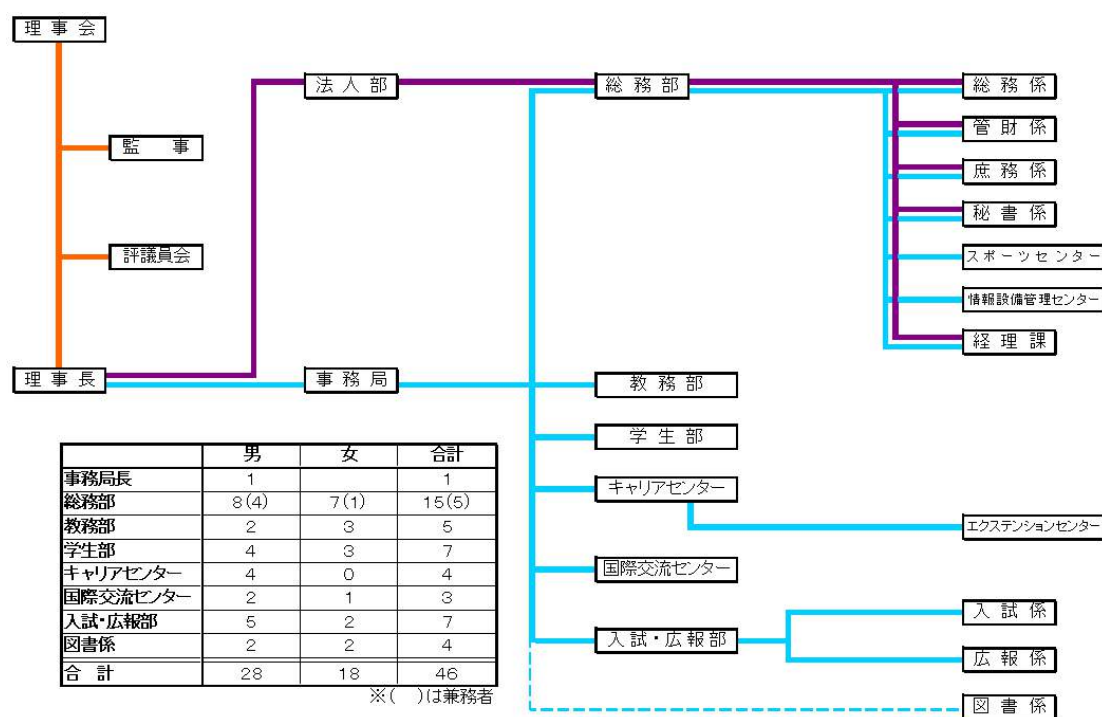
(1) 6-1 の事実の説明（現状）

①の視点

5月1日現在で、46名（兼務を含む）の職員がそれぞれの部署に配置されている。その内訳は、男子職員28名、女子職員18名で、大学（一部法人）の事務全般について相互に協力しながら、業務の内容や目的に応じて適切と思える職員を採用し、配置している。

職員組織は、図 6-1-1 に示したとおりである。組織については、基本規程である「学校法人富士大学・富士大学組織規程」に基づいて各部署を設置し、職制、職務及び所管業務の内容を定めて効率的に業務遂行ができるように組織している。特に、本学の場合は小規模な組織であるため、総務、人事、文書、経理、管財等の関係業務について、法人と大学事務局が兼務する形にしている。また、理事会、教授会や各会議における伝達事項は、事務局会議や朝礼等を通して職員に連絡される。

図 6-1-1 学校法人富士大学職員組織図（平成 23 年 5 月 1 日現在）



②の視点

職員の採用・昇任・異動の方針は、「富士大学事務職員の採用・昇任・異動の方針」に明確に定めている。方針の内容は、次のとおりである。

- 1) 富士大学職員は、少数精鋭を旨とし、大学業務の運営に携わるものとする。
- 2) 定期採用は行わず、必要に応じ、最適人材を採用する。その際には、職員全体の年齢構成も配慮するものとするが、最適人材の採用を優先する。
- 3) 職員の昇任は、能力および実績によるものとする。経験年数も考慮するが、年功序列とはしない。また、必要ポストに最適人材がいない場合は、外部からの採用も可とする。

なお、図書館長、教務部長、学生部長、国際交流センター長、キャリアセンター長、入試・広報部長、入試部長、広報部長の各役職は、教員（教授）のポストとする。

- 4) 職員の異動については、適材適所を旨とし、必要に応じて行う。特に非役付職員については、数年ごとに異動を行い、能力開発と大学事務全体の把握に資する。

③の視点

上記「富士大学事務職員の採用・昇任・異動の方針」に基づき「富士大学事務職員の採用・昇任・異動に関する運用規則」が定められており、その規則の内容・手続に従って採用・昇任・異動を実施している。特に人事案件は、業務運営にとって重要なことから、慎重な対応が必要であり、個々の能力が十分発揮できるよう、また大学全体として機能するように、最小にして最大の効果をあげるために、適正かつ有効な人員の配置に努めており、そのために、次のような人事考課を採り入れ実施している。

職員の人事考課については、課長資格以上の者と、課長資格未満の者に分けて行っている。課長資格未満の者の人事考課は、直属上司である課長資格以上の者が、年2回、①職務遂行実績、②職務遂行能力、③協調性・リーダーシップ、④執務態度・窓口対応の4項目につき、5段階評定（絶対評価）を行い、課などのグループ内評定（相対評価）を加えた「人事評定票」を作成し、理事長に提出する。理事長は、その評定を踏まえ大学全体から見た評定を加えて、人事考課を行う。また、課長資格以上の者の人事考課は、上記4項目のほか管理能力の評定も加え、理事長が直接行うことにしている。これらの評価は、主に賞与の額に反映されるが、その他、昇格・昇給の際にも考慮することになっている。

(2) 6-1 自己評価

本学には、大学の目的を達成するために必要な事務組織が置かれており、また、現在、46人（兼務を含む）の職員が確保され、各職員は、その能力・経験等に応じ適切に事務組織に配置されている。なお、本学の職員数は、標準設置経費計算上の職員数（教員数（48人）×4/5）である38人に対し、8人多くなっている点が本学財務の観点から問題である。これは、本学が人間教育の一環であると考えたスポーツ振興のために、スポーツ指導のできる職員を雇用した結果であり、やむを得ないものと考えられる。

職員の採用・昇任・異動の方針は、「富士大学事務職員の採用・昇任・異動の方針」に明確に定められている。その方針に基づき「富士大学事務職員の採用・昇任・異動に関する運用規則」が定められており、それに沿って採用・昇任・異動が適切に行われている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

職員の採用・昇任・異動の方針及び規程が明確にされ、それに沿って適切に運用されており、また、必要な職員も確保されているが、逆に職員数が多いことが課題である。これは、本学が人間教育の一環であると考えスポーツ振興のために、スポーツ指導ができる職員を雇用した結果であり、やむを得ない面もあるが、学士力とともに重視される人間力養成の一方法として本学の教育上必要なものであり、職員の能力向上と事務の効率化を図り、事務運営とスポーツ指導の両立ができる体制を検討していく。

6-2. 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。

《6-2 の視点》

6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

(1) 6-2 の事実の説明（現状）

職員の資質向上のための研修については、「富士大学事務職員研修規程」に定められている。その内容は、次のとおりである。

- 1) 職員教育の基本は、OJT (On the job training) である。OJT によって、担当職場で、上司や先輩の指導を受けながら、仕事の理論や実践を身に付けていく体制をとるものとする。
- 2) 新規採用者のうち新卒者及び新卒者に準ずる者に対しては、初任者研修を実施する。
- 3) 当該部署勤務概ね 10 年以内の者には、日本私立大学協会東北支部事務研修会にローテーションを組んで参加させる。
- 4) いわて高等教育コンソーシアムが実施する SD 研修会には、職員を研修内容に応じて参加させる。
- 5) 役付職員及び当該部署で該当職務を担当している職員は、文部科学省や日本私立大学協会その他が主催する説明会、研修会に参加し、該当職務について知識・技能及び事務処理方法を修得する。
- 6) 富士大学は、職員がその職務能力向上のために自己啓発を行うこと及び担当職務に係る資格を取得することを奨励する。この場合、申請して認められれば、費用の補助を受けることができる。

なお、文部科学省や日本私立大学協会その他が主催する説明会・研修会に参加した者は、研修の成果を職務遂行に活かすとともに、その内容を関係者に報告し、又は研修会を開催するなどして、知識の共有化を図らねばならない。

(2) 6-2 の自己評価

職員の資質向上のための取組みは、「富士大学事務職員研修規程」に明確に定められ、研修への取組みも適切になされている。現在、資質・能力は、十分とは言えないが、概ね大学が求める基準に達しているものとする。これは、職員が日頃から業務内容と役割を良く理解し、適切な対応に努めている結果であり、OJT の成果でもある。また、各職員が、大学の方針や業務の動向を正しく理解し、研修等の機会をとおしてスキルアップを図るこ

とはもちろんのこと、各業務に精通するための努力を普段から怠らず、心がけている結果でもある。これらは、本学のような小規模組織で多様な大学業務に対応していくためには当然のことであり、特に少数精鋭を旨とする本学にとっては、必要不可欠なことである。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、職員の資質・能力の更なる向上を図るために、大学として取り組んでいる OJT を更に推進するほか、業務に関する研修や資質・能力の開発と向上に資するような研修も積極的に採り入れていくことを検討する。また、職員が自ら行う職務に関する自己啓発や担当職務に必要な資格取得についても推奨していく。

6-3. 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

《6-3 の視点》

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

(1) 6-3 の事実の説明（現状）

教育研究支援のための事務組織として、教務部、学生部、キャリアセンター、国際交流センター、入試・広報部、図書館、総務部を置き、教育研究支援のための事務体制を構築している。大学院の教育研究支援のための事務体制については、基礎となる学部の事務担当者が兼務している。教授会には、事務局長や各部から役職者が出席し、教育研究に関する決定事項について即時に事務対応を行い、実施できる体制となっている。また、大学院研究科委員会には、事務局長、各部の役職者の他、事務担当者も参加し、事務対応をしている。教授会の下部組織である各種委員会には、教員だけではなく、関係する担当部の役職者も参加し、それぞれの課題について事務面からの意見も提示している。また、事務局では、学生と接する窓口業務を通じて教育研究についての学生の意見・要望等を収集し、各学科、各種委員会等へ報告・連絡している。

教育活動における支援については、教務部が、教材や試験問題の印刷において教員を支援しているほか、ゼミ担当教員にゼミ所属学生の履修状況、成績等の情報を提供し、教員による個別指導を支援している。教員がゼミ等の授業で学外研修を希望する場合は、総務部が中心となってマイクロバスの手配等をしている。新入生に対しては、図書館が教養ゼミ単位で図書館の利用法を教育している。

また、教育の一環としての大学行事においても事務局の支援体制が整っている。1 年生対象の「学外オリエンテーション」には、担当教員のほか、学生部を中心とした職員が、「体育実技（スキー実習）」には、スキー指導ができる職員が参加し、指導に協力している。「スポーツフェスティバル」、「紫陵祭（学園祭）」の実施や、地域行事の「花巻まつり」への参加においても事務職員が実施・運営面で全面的にサポートを行っている。本学の場合は、大学自体が小規模であるため教職員と学生が相互に顔や名前を覚え易く、アットホームな雰囲気の中で教員と職員が協力して教育運営がなされている。また、学生個々の履修状況などを把握し、個別指導にも役立てるようにしている。

研究活動における支援については、図書館において文献図書の調査・探索・収集（購入を含む）の窓口業務や国立情報学研究所（NII）の NACSIS-CAT/ILL システムを活用して

相互貸借や文献複写等の業務を行っている。

研究助成に関する支援については、職員が申請手続等を支援している。現在、教務部の職員が申請手続関係を担当しており、経費支出等の管理は総務部・経理課が行っている。

(2) 6-3 の自己評価

本学では、教員による教育指導、教育の一環としての大学行事、教員の研究、研究助成の申請手続や経費支出等の管理を事務局が組織的に支援している。また、教授会、研究科委員会、各種委員会には事務局も出席し、決定事項を円滑に実施するうえで、大きな役割を果たしている。以上の点から、本学では教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているといえる。

(1) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているといえる。平成 20(2008)年 9 月に、いわて高等教育コンソーシアム(岩手 5 大学)が文部科学省の「戦略的大学連携支援事業(3 年間)」として採択され、その事業の一つに SD 研修の共同実施が盛り込まれた。研修会は、毎年 2 回(一泊二日・半日)実施し、参加者が与えられた課題に挑戦し、意見交換を行い、成果を上げている。内容的には、所管業務に関わるテーマが中心で、資質や能力(メンタル面を含む)の向上に資するものである。この補助金事業については、平成 22(2010)年度で終了したが、これまでの成果を踏まえ、新たに平成 29(2017)年度までを展望した「大学間連携戦略」に基づき、平成 23 年度から「FD・SD」合同による研修会の実施となり、さらに継続的に参加を呼びかけることとする。今後は、SD に対する意識の高揚に努めるとともに、更に教学のニーズに応えられるような体制をつくっていく。

[基準 6 の自己評価]

本学には、大学の目的を達成するために必要な事務組織が置かれており、また、現在、必要な職員が確保され、各職員は、その能力・経験等に応じ、適切に事務組織に配置されている。職員の採用・昇任・異動の方針については、「富士大学事務職員の採用・昇任・異動の方針」に明確に定められている。その方針に基づき「富士大学事務職員の採用・昇任・異動に関する運用規程」が定められており、それに沿って採用・昇任・異動が適切に行われている。

職員の資質向上のための取組みは、「富士大学事務職員研修規程」に明確に定められ、研修への取組みも適切になされている。

本学では、教員による教育指導、教育の一環としての大学行事、教員の研究、研究助成の申請手続や経費支出等の管理を事務局が組織的に支援している。また、教授会、研究科委員会、各種委員会には事務局も出席し、決定事項を円滑に実施するうえで、大きな役割を果たしている。

以上の点から、本学は、教育研究上の目的を達成するために、職員の人事政策・研修、教育研究支援のための事務体制が、整備・構築されるとともに適切に機能しており、評価できる。

【基準 6 の改善・向上方策（将来計画）】

本学では、職員の採用・昇任・異動の方針及び規程が明確にされ、それが適切に運用されており、また、必要な職員が確保されているが、逆に職員数が多いことに問題がある。これは、本学が人間教育の一環であるとするスポーツ振興のために、スポーツ指導ができる職員を雇用した結果であり、やむを得ない面もあるが、職員の能力向上、事務の効率化を図り、事務運営とスポーツ指導の両立が実現できる体制を検討していく。

本学は、職員の資質・能力の更なる向上を図るために、大学として取り組んでいる OJT を更に推進するほか、業務に関する研修や資質・能力の開発と向上に資するような研修も積極的に採り入れていくことを検討する。特に「いわて高等教育コンソーシアム」が実施する研修については、さらに周知に努め、参加を呼びかけることとする。その他、職員が自ら行う職務に関する自己啓発や担当職務に必要な資格取得についても奨励していくこととする。これら SD 等により、今まで以上に教学のニーズに応えられるような体制をつくっていく。

基準 7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

《7-1 の視点》

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

(1) 7-1 の事実の説明（現状）

①の視点

大学設置者（学校法人富士大学。以下「法人」という。）については、「学校法人富士大学寄附行為」、「学校法人富士大学・富士大学組織規程」及び関連規程に基づき管理運営体制が整備されている。

大学の管理運営は、「富士大学学則」、「富士大学大学院学則」及び関連規程に基づき管理運営体制が整備されている。

1) 法人の管理運営体制

法人の機関・役員・事務部局は、法人の管理運営に関する業務を遂行している。

(i) 理事会

理事会は、学校法人の業務を決定・執行する権限を与えられた常勤理事 5 名（理事長、学長、教授 2 名、事務職員 1 名）と非常勤理事（外部理事）7 名の 12 名で構成されている。

（定数は、11 名以上 13 名以内）特に、理事会の機能を強化する目的と教授会等の意向を適切に反映させ、管理部門と教学部門の連携強化を図るため教授 3 名（学長を含む）を入れている。

なお、寄附行為第 13 条により各理事に代表権はなく、法人の代表権は理事長のみに与えられている。

学校法人の業務は、理事会で決定し、理事会の議事は法令及び寄附行為に別段の定めがない限り、理事の過半数で決定される（寄附行為第 16 条第 9 項）。また、理事長は、法令及び寄附行為に規定する職務を行い、法人の業務を総理し、学校法人の管理・運営の最高責任者として位置づけられている。

なお、理事会の業務については、理事会決議により制定された「理事会業務委任規則」に基づき、法令、寄附行為等で理事会決定事項と定める事項以外の業務について、理事長に委任され、そのうちの教育・研究に関する業務は、学長に復委任されている。

定例理事会は、原則として、毎年度 5 月と 3 月の年に 2 回開催され、（各開催日には、あらかじめ評議員会の意見を聴く事項に対応するため、複数回開催）その他必要に応じ臨時理事会が開催される。

(ii) 監事

監事は、学校法人の法定の監査機関であり、学校法人の財産状況と理事の業務執行の状況を監査するもので、その性格上、各自単独にその業務を行う。

なお、監事の職務については、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき寄附行為第 15 条に規

定している。

監事は、監査法人の監査に立会い、会計監査を行うとともに、随時来学し、理事長又は担当者から業務執行の状況につき、説明を受けるなど、業務監査も適切に行っている。

(iii) 評議員会

評議員会は、学校法人に置かれている合議制の諮問機関で、27名（内部17名、外部10名）で構成されている。評議員会は、諮問機関であるため寄附行為第22条により、意見を述べ、諮問に答え、報告を受けること等を職務としている。また、評議員会は、合議制の機関であることから、その意見は会議における議事として決定される。ただし、諮問機関である性格上、決定された意見は理事会を拘束するものではない。評議員会の役割は、学校法人に対する意見を広範に求め、その意見を反映させて学校法人の公共性を保つために組織される。

評議員会は、原則として、毎年度5月と3月の年2回行われる。

評議員会は、諮問事項等につき意見を述べ、諮問に答え、報告を受けるなど適切に機能している。

(iv) 常勤理事会

大学業務の円滑な運営を図るため、「学校法人富士大学常勤理事会内規」により常勤理事会を設置している。常勤理事会は、大学に勤務する常勤の理事をもって構成し、常勤理事の過半数の出席をもって成立する。原則として、毎月1回定例会議を開催しているほか、必要がある場合は臨時に開催している。

審議事項は、(ア)理事会及び評議員会に提案する議題に関する事項、(イ)大学の事業計画に関する事項、(ロ)大学の組織及び管理運営に関する事項、(エ)その他あらかじめ理事会が委任した事項であり、出席者の全員一致をもって可決としている。

また、常勤理事会には、事務局長、総務部長、総務部副部長、及び総務部参事役も出席し、求めに応じて意見を述べるとともに、説明を行っている。

なお、大学運営に関する実態的な審議は、常勤理事会メンバー全員が出席する後述の運営委員会で行われており、常勤理事会は、その確認の機能を果たしている。

2) 大学の管理運営体制

大学には、大学の企画・運営・管理を審議検討する運営委員会と教学に関する審議機関としての教授会があり、教授会の下には各種委員会がある。

(i) 運営委員会

運営委員会は、「富士大学運営委員会規程」により、(A)大学の管理・企画・運営について理事長の諮問に応じ又は理事長に意見を具申する機能、(B)法人・管理部門との意思疎通・連携を図る機能、(C)教学案件全般について協議するとともに、教授会の審議事項・報告事項・連絡事項について事前検討する機能を有し、月1回開催されている。なお、特に、上記(B)の機能を果たすために、その委員も、法人部門（常勤理事・法人関係責任者）と大学部門（教学関係責任者・大学事務関係責任者）により構成されている。運営委員会は、同規程第6条に定める事項について審議することになっており、また、理事会の権限に属する事項について指示のある場合に審議することとなっている。

(ii) 教授会

教授会は、教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成し、学則第 39 条及び教授会規則第 3 条に規定されている事項について審議する。

これらの事項を審議するに当たり、教授会の下に設置されている関係各種委員会で原案を策定し、教授会で決定している。また、学則第 39 条及び教授会規則第 3 条に定める審議事項のほか教授会の議を必要とする事項についても、審議を行っている。ただし、教員の人事に関する事項については、学則第 39 条及び教授会規則第 3 条の各ただし書により、専任教授のみで組織する教授会で、審議を行っている。なお、この教授会を慣行上「正教授会」と呼んでいる。

教授会は、学校教育法及び学校教育法施行規則等に基づき構成され十分機能している。

(iii) 委員会

教授会の下に各種の委員会を設置し学部運営を行っている。これら委員会の委員の任命については、学長が行っている。なお、認証評価において、「教学にかかる意思決定機関は教授会のみで全学的教学課題の企画や意思決定に必要な組織の整備が望まれる。」との参考意見を受けたが、これは、複数学部を有する大学における大学評議会のような組織を想定した参考意見と思われる。本学は、経済学部のみ単科大学であり、大学評議会のような学部横断的な組織は不要であり、意思決定機関は、教授会のみで十分であると考えられる。また、教学関係の責任者が、その構成員である運営委員会に教学全般について協議する機能を持たせるとともに、教授会下の委員会が教育課題の企画を行っており、組織の整備は十分であると考えられる。

(iv) 学科

本学は、1 学部（経済学部）3 学科（経済学科・経営法学科・経営情報学科）の単科大学である。学科運営に関する事項については、各学科会議に諮り協議を行っている。学科長の任命は、学長が行っている。

なお、各学科を横断する形で、カリキュラム上の「学科共通基礎科目」及び「教養科目」の担当教員で組織する教養教育科が設けられている。

(v) 大学院

大学院では、大学院学則第 35 条に基づき、大学院研究科に研究科長及び研究科委員会を置き、研究科委員会は、大学院担当の本学専任教員をもって構成し、大学院学則第 36 条に定める事項を審議している。

(vi) 大学事務局

大学事務局は、大学の管理運営を事務面から支えるとともに、教育研究支援や学生サポート等の重要な役割を担っている。

大学事務局では、事務局内各部・センター間の報告・連絡、調整、計画、執行の方策、その他の事項を検討・審議するため、「事務局会議」を、原則として毎月 1 回、教授会の翌日に開催している。その構成員は、事務局長、事務職の部長・副部長・部長代理・副センター長・課長等（代理出席も認める。）であり、必要に応じて理事長の出席を求めることもある。その内容は、理事長、学長の諮問事項から、各部課の所管業務のうち特に連絡・報告を必要とする事項まで広範・多岐にわたっている。また、前日の教授会での決定事項を実施に移すための事務対応についても、検討・審議される。

なお、一般職員への伝達・資料提供は、基本的かつ重要な事項であり、職員に共通認識を与えるうえで極めて大切なことであることから、各部長等の出席者から正確・迅速な伝達がなされている。

②の視点

役員の選任については、寄附行為等に定められ明示されている。

1) 理事の選任

理事の選任については、寄附行為第6条第1項に定められている。理事の定数は、寄附行為第5条第1項第1号により11人以上13人以内とされ、理事の選任及び構成は、寄附行為第6条第1項により、(i) 富士大学の学長、(ii) 評議員のうちから評議員会において選任した者3人以上4人以内、(iii) (i) 及び(ii) の理事の過半数の議決をもって選任した者6人以上9人以内、となっている。そして、寄附行為第5条第2項により、理事の中から理事総数の過半数の議決により理事長が選任される。

理事のうちの富士大学学長の選任については、「富士大学学長選考規程」に明確に定められている。選任手続は、理事長が、「人格が高潔で、学識にすぐれ、かつ教育行政に関し識見を有し、本学に理解ある者」を、学長候補者として常勤理事会及び運営委員会の議を経て選考し、理事会が、学長候補者について、教授会及び評議員会の議を経て、学長に選任するというものである。なお、学長選任手続に関し、認証評価において「選任手続を明確化することが望まれる。」との参考意見を受けたが、現在の手続は十分かつ明確であり、これまで何の支障も生じていないことから、これ以上の明確化は不要と考える。

2) 監事の選任

監事の選任については、寄附行為第7条に定められている。監事の定数は、寄附行為第5条第1項第2号により、2人とされ、その選任については、寄附行為第7条により、法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）又は評議員以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとされている。

3) 評議員の選任（役員ではないが、法人の機関の構成員であるため、ここに記載する。）

評議員会は、「理事の定数の2倍をこえる数の評議員をもって、組織する。」（私立学校法第41条第2項）ことになっており、本法人では寄附行為第19条第2項で、27人の評議員をもって組織するとされている。

評議員の選任及び構成は、寄附行為第23条第1項により、(i) 富士大学の学長、(ii) この法人の職員（学長を除く。）で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者10人、(iii) 富士大学（改称前の奥州大学を含む。）を卒業した者（大学院修了者を含む。）で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者5人、(iv) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者11人、となっている。

4) その他の大学管理運営責任者の選考・採用

役員以外の管理運営責任者の採用や選考は、法人の人事案件として、理事会の権限に属するものであるが、「理事会業務委任規則」により、理事会から理事長に業務委任されており、理事長が行うことになっている。

大学の管理運営を担う事務局長及び各部部长・副部长・部长代理・センター長・課長等は、「富士大学事務職員の採用・昇任・異動の方針」等に基づき採用された事務職員の中から、同方針等に基づき理事長が適任者を任命する。ただし、各部長・センター長等のうちの教務部長、学生部長、国際交流センター長、キャリアセンター長、入試・広報部長、入試部長、広報部長、図書館長については、専任の教授のうちから、理事長が任命することになっている。

理事会業務委任事項のうち、教育研究に関する事項は、理事長から学長に復委任されているため、教学組織関係の大学院研究科長、各学科長、教養教育科長及び各種委員会委員長は、学長が任命している。

(2) 7-1 の自己評価

事実の説明で述べたとおり、大学及びその設置者（法人）の管理運営体制は、寄附行為や学則をはじめとする諸規定により整備がなされており、管理運営を担う各組織は、その機能を適切に果たしている。

ただし、法人の管理運営の問題点として、定例理事会の開催が必要最小限度の年2回（但し、あらかじめ評議員会の意見を聴くため、同日に複数回開催することあり。）であることが挙げられる。これは、本学の理事12人中、非常勤理事が7人で、遠方（東京、埼玉、福島）居住者3人、地元有力者で超多忙者4人という構成から、永年の慣行となっているものである。これを補うものとしては、必要に応じて臨時の理事会を開催する（平成20(2008)年度は3回、平成21(2009)年度は2回、平成22(2010)年度は3回開催）ほか、毎月1回常勤理事会を開催している。また、理事会決議により制定された「理事会業務委任規則」に基づき、法令、寄附行為等で理事会決定事項と定める事項以外の業務については、理事長に委任され、また、そのうちの教育・研究に関する業務は、学長に復委任されており、日常の法人及び大学の管理運営・業務遂行は、スムーズかつ適切に行われている。また、法人（常勤理事・法人関係責任者）と大学（教学関係責任者・大学事務関係責任者）が一堂に会する運営委員会は、法人と大学の意思疎通を図り、協力して大学を運営していく機能を果たしている。

管理運営に関わる役員の選考や採用に関する規定は明確に定められている。また、役員以外の管理運営責任者の選考や採用に関しても、その根拠は明確である。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学及びその設置者の管理運営体制は、整備され、運営委員会の位置づけを明確にしたことにより、各組織がその機能を適切に果たしている。本学の教育理念を実現するためには、理念や規模に適した組織の構築、効率的な管理運営及び迅速な意思決定が必要であり、更に管理運営の体制整備、機能強化を図っていく。

7-2. 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

《7-2 の視点》

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

(1) 7-2 の事実の説明（現状）

寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号により、教学の最高責任者である学長が理事であること、また、平成 19 年度文部科学省告示第 41 号「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」に、「役員の構成は、教授会等の意向が適切に反映されるよう配慮されていること。」という規定があり、教員理事を 1 名増やしたことにより（学長を含めて 3 名）、法人の管理運営に教学側の意思を十分反映させることができるとともに、法人の意思を教学側に伝達することもできる。

また、理事長の諮問機関である運営委員会は、運営委員会の位置づけを明確にしたことにより、各組織がその機能を適切に果たしている。構成メンバーも、法人部門（常勤理事・法人関係責任者）と大学部門（教学関係責任者・大学事務関係責任者）から成っているため、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。

更に、教授会には、事務局長及び事務職の部長・副部長・部長代理・副センター長・課長等が出席しており、教授会での決定事項は迅速に事務処理がなされ、実行に移される体制となっている。

(2) 7-2 の自己評価

事実の説明（現状）で述べたとおり、理事である学長及び教員理事が法人と教学部門の橋渡しを行う機能を有している。また、運営委員会が法人と教学部門の意思疎通を図り、協力して大学を運営していく機能を果たしており、更に、教授会には、事務局長及び事務職の部長・副部長・副センター長・課長等が出席することにより、教授会の決定事項は迅速に事務処理がなされ、実行される体制になっている。このように、管理部門と教学部門の連携は十分であるといえる。

(3) 7-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後、管理部門と教学部門の連携を更に強化し、大学の目的を達成するために、法人の意思の教学への伝達及び教学決定事項の迅速な実現を図っていく。

7-3. 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。**《7-3 の視点》**

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取り組みがなされているか。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

(1) 7-3 の事実の説明（現状）**①の視点**

本学は、教育研究活動の改善及び水準の向上を目指して、平成 4(1992)年度に「富士大学自己点検・評価委員会」を発足させ、自己点検・評価活動を開始した。平成 6(1994)年 10 月には、『富士大学 研究業績・社会的活動一覧』を刊行し、関係機関に配布し、平成 10(1998)年度には、学生による「授業アンケート」を全学規模で施行した。そして、平成

11(1999)年 3 月に 2 冊目の『富士大学 研究業績・社会的活動一覧』を刊行、配布した。平成 12(2000)年度には、自己点検・評価報告書をまとめ公開することを任務とする task force、「自己評価推進委員会」を発足させ、カリキュラム、シラバス、教育研究業績の自己点検・評価、授業に対する学生評価、教員による授業の自己チェックを実施してきた。『富士大学自己点検・評価報告書』は、これらの活動を総括するものとして、平成 14(2002)年 3 月 31 日刊行され、関係諸機関へ送付された。

平成 14(2002)年度から、アンケート実施主体を「自己点検実施小委員会」に改組し、授業評価アンケートを各期 1 回実施するように改革した。平成 15(2003)年度、アンケートカードの集計作業に問題が生じ、以後、集計機械（マークカード・リーダー）とそれに適合する回答マークカードを使うようになった。事前に授業指導案を作成し、その教案にしたがって実際に授業を実施し、その授業の終わりに出席した学生からアンケートをとり、アンケートの集計結果に基づいて授業改善報告書を作成し、自己点検実施小委員会に提出し、その中から学長が参考例を選定し、掲示することとした。アンケートは、平成 17(2005)年度から 23(2011)年度前期まで 13 期連続、対象科目全てにおいて、全教員によって行われた。

平成 16(2004)年度から、7 年に 1 度、認証評価機関に受診する制度が施行となり、本学では、先行的に試行評価を重ね、適切な評価基準を構築していた日本高等教育評価機構の認証評価を平成 19(2007)年度に受けた。『富士大学自己点検評価報告書』を作成し、「認定」を得、受診結果を本学ホームページで公開した。そのとき、本学の授業評価アンケートが単なる通常のアンケートとは異なる点が注目され、評価された。事前に授業指導案を作成し、指導案に沿って授業を実施し、アンケートをとり、回答集計から、評価項目毎に得点化し、多角形グラフ（レーダーチャート）等により各人の長所短所を把握し、それらの集計データに基づき授業改善案を作り、次の授業実践に反映しているが、この改善の PDCA が着目され、評価された。その評価の上に立って、せっかくのよい実践であるからもっと対象科目を増やせないかと評価機構より「検討」を要請されることとなった。

平成 20(2008)年度に、上の要請を踏まえ、自主的に、1 教員每期 2 科目アンケート実施体制に改善し、平成 22(2010)年度に、やはり自主的に、1 教員每期 3 科目（うち 2 科目について授業指導案事前作成義務）アンケート実施体制に改善した。

その他にも自主的な改善を数多く行った。

大学が果たすべき使命は、いくつも挙げられるが、一番の使命は教育である。心身ともに健康で、教養、基礎、専門の知識を身につけたよき学生を多数育て上げ、有為の人材として社会に送り出すことである。

人づくりは、教育の別名称であり、教育の質保証は授業改善の PDCA サイクルの実践によって担保される。FD 活動の基本内容が教育の質保証であれば、その中心は授業改善におくべきものとする。本学は、わかりやすい、おもしろい、実際に使える、得する、心に響く、元気づける、の六つのキーワードを念頭に、授業の内容と方法の改善に組織的に取り組み、その中心に学生による授業評価アンケートを置いてきた。

授業改善の PDCA 活動は、FD 委員会が「富士大学 FD(ファカルティ・デベロップメント)委員会規則」に基づいて行っている。授業アンケートは、「富士大学学生による授業評価アンケート実施要綱」及び「富士大学学生による授業評価アンケート実施要領」に基づ

いて実施している。教員は、自分の担当する講義の中から3科目を選びアンケートに付す。うち2科目については、授業指導案（日案）を事前に作成し、日案に基づいて授業を実施し、その授業の終了時に出席学生からアンケートをとる。教員の記入した「授業アンケート実施申込票」に基づき、FD委員会が設問表と回答カードを必要枚数配付する。教員は、このカードに回答記入させ、回収し、FD委員会に実施後1週間以内に提出する。FD委員会は、回答を授業科目毎、評価項目別に集計・整理し、表とグラフにまとめ、担当教員に戻す。全体集計もその概略、特徴を教授会で報告し、教員に配付し、学長講評を行っている。各教員は、アンケート結果を見て、授業改善報告書を作成し、次の授業実践に活かしている。

学生による授業評価の結果は、各所各レベル各方法で活かされている。教員は、学生の能力、気質、嗜好を踏まえ、よりよい授業指導案を作成するのに活かしている。シラバス改善、授業の目標、内容、段取り、方法、教材作り、教具作り、授業戦略、ICT技術活用力を練磨している。教務委員会は、カリキュラム改善、科目間調整を行う際、参照資料の一つとして利用している。教育課題検討委員会も、本学の教育課題を具体的に検討し設定する際の参考資料の一つとしている。

平成22(2010)年度に、「自己点検実施小委員会」を「FDプロジェクト委員会」に統合し、「富士大学FD委員会」として再スタートした。平成23(2011)年度から、各学科・科毎に実施していた研究（公開）授業、授業研究（検討）会の議事録、授業指導案、授業資料を、FD委員会が管理することになった。各学科は、公開授業と授業検討会を開催し、ベテラン教員と若手教員の間で指導経験とノウハウの交流が行われている。

本学の教員は、「個人研究業績報告書」を毎年度9月末と3月末現在で作成している。FD委員会がその記載フォームを「富士大学教員個人研究業績報告 記入要領」によって示し、「広報・ホームページ委員会」が本学公式ホームページ及び学内LANで公開している。

教員研修会では、対象者に、1) 本学の教育方針、2) 授業改善の取組、3) 教養教育の在り方、4) 服務規律、5) その他、を指導している。平成22(2010)年度までは、新任教員を対象に限られていたが、平成23(2011)年度から教員全員を対象に拡大されている。

以上から、本学においては、教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るための自己点検・評価の恒常的な実施体制の整備が着実に進んでいると評価できる。

②の視点

点検・評価結果を、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みの構築は、授業改善のPDCAの每期繰り返しにより着実に進められている。その結果の公開と機能の適切発揮とは、各科目の集計データを担当教員に戻し、授業改善報告書をまとめ、次の授業実施に反映させることにより、全体の特徴をFD委員会がまとめて教授会の席でパワポイント等のビジュアル機材を使い説明し、学長が講評を行うことにより、確保されている。また、定期的に『富士大学自己点検評価報告書』にも掲載し、学内外に広く公表している。

教育の質保証が自己点検評価の基本対象であるが、本学では、授業改善を最重要な目的として位置付けている。学生による授業評価アンケートをベースにした授業改善のPDCAサイクルには、全教員が取組んでおり、授業指導案の事前作成、アンケート集計における

全体平均、レーダーチャート、個々の授業に対する評価の全体と比べての位置確認、個別の要望事項への対応、授業改善の工夫、事例を入れた授業の実施、学習・学習時間を確保させるための工夫、評価ポイントのアップ、全体平均のアップ（ただし、毎年対象が変わるため単純比較はできない。）等に、その効果は「質の向上」として現れている。

研究（公開）授業、授業研究（検討）会においても、公開授業のために事前作成する授業指導案ばかりでなく、それ以前に作成した授業指導案と授業改善報告書を参考資料として活用する試みも始められている。アンケート集計結果は、教務委員会、各学科・科、教育課題検討委員会においても参照されている。

教育課題検討委員会は、平成 16(2004)年度に「富士大学の教育課題に関する検討委員会報告」をまとめ、本学における教育課題を長中短期別に明らかにしている。そのうち緊急に必要で、実施可能かつ実効性のある施策として、基礎力＝基礎学力＋基本的生活態度の修得に取り組んできた。学生の読解、思考、要約、判断、表現、相互理解、コミュニケーション能力を育成することを目的に、每期最低 1 回、全授業、全ゼミで学生にレポート課題を提出させ、全教員からそれらについてのアンケートをとっている。平成 21(2009)年度から、基礎学力の向上を図るため数学と国語の補習授業を行っており、数学では力を付けるのに有効であったことが数値的に確認されている。

自己点検・評価活動の結果は、このような形で本学の教育研究に適切有効に反映されている。

本学における教員の教育業績の評価は、1) 講義（到達目標の設定、内容、展開、使用教材、挙示事例の適切性、解り易さ）、2) 講義に対する自己評価と改善度合い、3) ベテラン教員による評価（公開授業及び授業検討会における経験とノウハウの交流と評価）、4) ゼミ教育指導実績（合同演習発表会での発表、学園祭での発表等）、5) 課外活動指導実績（部活動の指導、ボランティア活動の指導、地域貢献、東日本大震災・大津波被災からの復興支援等）を評価項目として行われている。

個人研究業績報告書の作成と本学公式ホームページを通じての公開は、各教員の研究の到達点とそれを踏まえた新たな課題設定を年に 2 回更新し公開することにより、各教員の研究進展、学生と保護者、地域社会からの信認獲得、大学評価の向上等に寄与している。各教員の業績については、研究業績の他、多様な業績を、たとえば、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など当該教員の専門性と提供できる教育内容に関する事項を確認できるような業績を積極的に公開するよう求めている。

(2) 7-3 の自己評価

自己点検評価の目的は、教育の質保証にあり、それは授業品質の確保・向上が中心となる。本学では、授業改善の PDCA による内容と方法の向上を図ることが重要と考え、学生による授業評価アンケートを最重要視して組織的に実施し、その仕組みを整備してきた。授業アンケートの全員実施は、今や当然の常識となっているが、本学の場合、平成 17(2005)年度前期から平成 23(2011)年度前期まで 13 期連続の全員実施を実現してきている。

授業改善の PDCA（Plan→Do→Check→Action）サイクルは、学生のニーズに応え、学生の満足度を高め、本学の授業品質を保持し向上することに貢献している。教員は、学生の能力、気質、嗜好を踏まえて授業指導案を事前に作成し、それに沿って授業を実施して

いる。また、授業の目標、内容、方法の明確化に努め、教材、IT 機器利用力を練磨している。対象科目数は、1 教員 3 科目であり、全科目ではないが、実質的には講義科目全部に効果が及んでいるに等しい。演習、実技科目は、アンケート目的になじまないため除くことが妥当であり、専門科目は、6 コマ中 3 コマがゼミ科目であるから全科目網羅しているに等しく、教養、語学科目は週 2 コマの科目が多く、リピート科目がかなりあるからである。教員間の負担の公平化という観点からいうと、アンケートの対象とする 3 科目は毎期別科目を選ぶことになっており、ゼミ以外の科目を 4 科目以上担当している教員の場合是一部科目が 3 年に 2 回、2 年に 1 回となるが、効果としては講義科目全部についてアンケートを行っているに等しい。学生の評価は、毎年対象が変わるので単純比較はできないが、全体指標で数値的に長期上昇傾向にある。授業指導案と授業改善報告の作成により、改善計画作成、個別要望項目への対応、実例を取り入れた解りやすい授業実施、学生の学習・学習時間確保のための各教員の工夫等が進められている。

研究（公開）授業と授業研究（検討）会で、ベテラン教員と若手教員が授業経験とノウハウの交流を行っている。これらは、関係科目間の内容整理と調整、シラバス作り、教育模型・教具の考案等を行うためにも役立っている。長所の伸張、短所の是正、学生の満足度の向上に役立っている。

平成 19（2007）年度認証評価において、本学の学生による授業評価アンケートは、①で挙げた理由からよい評価を得ることができたが、そのときはまだ 1 教員 1 科目アンケート実施の体制であった。本学では、これを自主的に、平成 20(2008)年度に 1 教員 2 科目の体制へ、平成 22(2010)年度には、1 教員 3 科目の体制へ改善拡充した。3 科目というのは、全科目ではないが、すでに述べたようにその実質効果は講義科目全部で実施しているに等しいといえる。

FD 委員会と教育課題検討委員会、教務委員会、各学科・科との連携はスムーズに行われている。

教員の個人研究業績報告書の作成と本学公式ホームページを使つての学内外公表は、FD 委員会により行われている。データは、半年ごとに更新され、各教員による研究の最新状況が伝えられており、学生と保護者、地域社会から安心と信頼、評価を獲得するのに役立っている。各教員の研究テーマは、長期、短期、1 年以内に発表するものを 3 段階で示し、生涯にわたる研究業績を網羅し、最近 5 年間の業績を別枠表示で公開している。

本学は、教育研究水準向上のための組織的な自己点検・評価活動を、授業改善を中心に据えた教育の質保証という形で推進しており、その結果を適切な形で学内外に公表している。また、その結果を大学運営に適切に反映する仕組みを構築し、実際に適切に機能させ、運営に反映させている。よって、本学の自己点検・評価活動と仕組み整備、運営への反映は、肯定的に評価できるものとする。

(3) 7-3 の改善・向上方策（将来計画）

教員の教育研究活動の質的・量的発展を目指し、FD への組織的・体系的な取組みを強める。活性化のための教育研究評価の仕組み作りに取り組み、機能の適切発揮に留意する。評価基準と仕組みの中に、「学生による授業評価アンケート」、研究（公開）授業、授業研究（検討）会等を組込む。

結果の公開について、本学は、公開環境を整えつつ、公開を外部評価の対象項目として自覚しながら適切に進めていく。結果を学内運営に反映する仕組みの適切構築にいつそう努める。

平成 22(2010)年 4 月発足の FD 委員会を軸に、授業改善の PDCA を組織的、系統的に進め、学内他諸機関との連携の基に教育品質の確保を図る。FD 活動は、従来、授業評価アンケート、研究（公開）授業、授業研究（検討）会、本学の教育課題検討等を通して実施されてきたが、今後は、これらの活動で蓄積されてきた授業指導案、授業改善報告書を素材にし、授業研究（検討）会、教員研修会（新任教員＋在来教員）を開催し、授業改善の PDCA サイクルの組織的推進、量的・質的拡充を図る。授業の内容と方法の改善、教員の学生指導力向上、教育品質の保持を推進する。

本学における個人研究業績報告書の教員による自主的な毎期のデータ更新及び公開は、時代の要請に応えた当然至極のものである。今後は、自主的に定期更新する教員の数をさらに増やし、そのために適合的な仕組みと動機作りを進める。

FD と SD は、教育研究活動を進めるための二本足と位置づけ、教育職員の教育研究活動と事務職員によるそれへの支援活動とを最適組成し、その協働効果を最大にすることに心がける。協働効果の最適発揮のために、教育職員と事務職員の業務内容と役割分担を再点検して、見直しを行い業務の効率化を図る。

[基準 7 の自己評価]

大学及びその設置者（法人）の管理運営体制は、寄附行為や学則をはじめとする諸規定により整備がなされており、管理運営を担う各組織は、その機能を適切に果たしている。また、管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規定は明確に定められ、役員以外の管理運営責任者の選考や採用に関しても、その根拠が明確にされている。

ただし、法人の管理運営の問題点として、定例理事会の開催が必要最小限度の年2回であることが挙げられる。これを補うものとしては、必要に応じて臨時の理事会を開催するほか、毎月1回常勤理事会を開催している。また、理事会決議により制定された「理事会業務委任規則」に基づき、法令、寄附行為等で理事会決定事項と定める事項以外の業務は、理事長に委任され、また、そのうちの教育研究に関する業務は、学長に委任されており、理事長と学長の強いリーダーシップの下で、管理部門と教学部門が有効に連携を保ち、大学の目的を達成するための意思決定及びその実行がスムーズに行われ、大学運営は、適切かつ順調に行われている。

本学では、教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、学生による「授業アンケート」に基づく授業改善、教員の「個人研究業績報告」等に取り組んでいる。この結果は、授業の改善、研究の到達点の確認や今後の研究の方向づけなど、大学の運営に反映されている。

自己点検・評価活動等の結果の公表については、平成20(2008)年3月19日付で財団法人 日本高等教育評価機構が認定した『平成19年度 大学機関別認証評価 富士大学評価報告書』及び『富士大学自己評価報告書』により公表している。

継続実施している「授業アンケート」及び「授業アンケートによる授業改善」の結果については、全体概要を学内のみで公表している。「個人研究業績報告」については、毎年度9月末現在、3月末現在で2度作成され、ホームページ上で一般公開している。

【基準7の改善・向上方策（将来計画）】

大学及びその設置者の管理運営体制は、整備され、運営委員会の位置づけを明確にしたことにより、各組織がその機能を適切に果たしている。本学の教育理念を実現するためには、理念や規模に適した組織の構築、効率的な管理運営及び迅速な意思決定が必要であり、更に管理運営の体制整備、機能強化を図っていく。

今後、管理部門と教学部門の連携を更に強化し、大学の目的を達成するために、法人の意思の教学への伝達及び教学決定事項の迅速な実現を図っていく。

教員の教育研究活動の質的・量的発展を目指し、FD への組織的・体系的な取組みを強める。活性化のための教育研究評価の仕組み作りに取り組み、機能の適切発揮に留意する。評価基準の仕組みの中に、「学生による授業評価アンケート」、研究（公開）授業、授業研究（検討）会等を組込む。

結果の公開について、公開環境を整えつつ、公開を外部評価の対象項目として自覚しながら適切に進めていく。また、結果を学内運営に反映する仕組みの適切構築にも、一層努める。

平成 22(2010)年 4 月発足の FD 委員会を軸に、授業改善の PDCA を組織的、系統的に進め、学内及び他諸機関との連携の基に教育品質の確保を図る。FD 活動は、従来、授業評価アンケート、研究（公開）授業、授業研究（検討）会、本学の教育課題検討委員会を通して実施されてきたが、今後は、これらの活動で蓄積されてきた授業指導案、授業改善報告書を素材にし、授業研究（検討）会、教員研修会（新任教員＋在来教員）を開催し、授業改善の PDCA サイクルの組織的推進、量的・質的拡充を図る。また、授業の内容と方法の改善、教員の学生指導力向上、教育品質の保持を推進する。

本学における個人研究業績報告書の教員による自主的な毎期のデータ更新及び公開は、時代の要請に応えた当然至極のものである。今後は、自主的に定期更新する教員の数をさらに増やし、そのために適合的な仕組みと動機作りを進める。

FD と SD は、教育研究活動を進めるための二本足と位置づけ、教育職員の教育研究活動と事務職員によるそれへの支援活動とを最適組成し、その協働効果を最大にすることに心がける。協働効果を発揮するために、教育職員と事務職員の業務内容と役割分担を再点検し、見直しを行い、業務の効率化を図る。

自己点検・評価活動の結果の学外への公表については、基本的に「日本高等教育評価機構」の「大学評価基準」に基づいて作成する「自己評価報告書」により行っていくが、個々の自己点検・評価活動の結果については、公表環境を整えつつ、公表項目・公表内容を検討し、積極的に推進する。また、結果の大学運営への反映については、その仕組みを一層有効なものにする。

基準 8. 財務

8-1. 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

《8-1 の視点》

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

(1) 8-1 の事実の説明（現状）

①の視点

本学の財務状況に関して過去 5 年間を振り返ってみると、帰属収支は、リーマンショックが起こった平成 20 年度までは、少子化の影響による学生数の減少に起因する学生生徒等納付金収入の減少下において、支出超過であった。しかし、資産運用収入を中心に収入の増加を図ったこともあり、資金の流出を伴わない経費である減価償却費を補正した後の収支(表 8-1-1)は、平成 18(2006)年度までは収入超過を維持し、平成 19(2007)年度に、米国のサブプライムローン問題の影響により有価証券評価差額が生じ、若干の支出超過に留まっていた。そして、リーマンショックにより、資産運用に打撃を受けた平成 20(2008)年度には、補正後の収支を含め、大幅な支出超過に陥った。しかし、翌平成 21(2009)年度には、債権者との交渉により債務免除を受けると共に経費節減に励み、帰属収支（補正後を含む）、消費収支とも収入超過となった。そして、平成 22(2010)年度には、帰属収支は若干の支出超過、補正後の収支は、収入超過となっている。

表 8-1-1

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
帰属収入	1,578	1,574	1,522	1,861	1,256
消費支出	1,691	1,812	3,645	1,470	1,287
帰属収支	△113	△238	△2,123	391	△31
減価償却費	216	224	212	184	175
補正後帰属収支	103	△14	△1,911	575	144

また、日本私立学校振興・共済事業団の「経営判断指標（キャッシュフロー）による経営状態のチェック」によれば、以下のとおりとなる。（表 8-1-2 参照）

- 1) 教育研究活動のキャッシュフローが 2 年連続赤字であるか・・・いいえ（過去から継続して黒字）
- 2) 外部負債と運用資産を比較して外部負債が超過しているか・・・いいえ（運用資産超過）
- 3) (教育研究活動のキャッシュフローが赤字の場合)
運用資産超過額を 4 年未満で使い切るか・・・対象外（①が黒字）
- 4) (外部負債超過の場合)

外部負債超過額を 10 年で返済することができないか・・・対象外（運用資産超過）

- 5) 帰属収支差額が 2 年連続して赤字であるか・・・はい（平成 21(2009)年度の帰属収支は黒字であるが、臨時的な要素を除くと赤字となる。）

以上の判定により、本学の経営状態は、レッドゾーン・イエローゾーン（B1～B4）には入っておらず、B0（ニュートラル状態）にある。

表 8-1-2

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
教育研究活動 CF	119	151	136	122	60
運用資産	2,227	2,006	1,094	855	787
外部負債	85	36	1,014	353	215
運用資産超過額	2,142	1,970	80	502	572
帰属収支差額（資産売却・処分差額等 臨時的な要素を除く）	△113	△37	△32	△93	△31

収支の状況については、以上のような状況であるが、その財政基盤について見ると、資産の中で教育研究を継続するために必要な有形固定資産は、その全額が自己資金（＝基本金＋消費収支差額）で賄われている。このことは、固定比率が 98.9%と、100%未満の良好な数値を示していることから判る。

平成 22(2010)年度の財務諸比率は、「データ編」表 8-1 及び表 8-3 に示すような数値となっている。この数値を、『平成 22 年度版 今日私学財政』に記載されている大学法人全体及び同規模法人の平均値（平成 21(2009)年度数値）と比較してみると、以下のとおりである。（なお、数値の高低で評価できない比率については、対象外としている。）

- (i) 大学法人全体平均及び同規模法人平均の何れよりも良好なもの

〈消費収支計算書関係比率〉

人件費比率、人件費依存率、消費収支比率、補助金比率の 4 項目

〈貸借対照表関係比率〉

固定資産構成比率、流動資産構成比率、固定負債構成比率、固定比率の 4 項目

- (ii) 大学法人全体平均と同規模法人平均の中間に位置するもの

〈消費収支計算書関係比率〉

教育研究経費比率、借入金等利息比率の 2 項目

〈貸借対照表関係比率〉

自己資金構成比率、固定長期適合率、流動比率、総負債比率、負債比率の 5 項目

- (iii) 大学法人全体平均及び同規模法人平均の何れよりも悪いもの

〈消費収支計算書関係比率〉

管理経費比率、消費支出比率、寄附金比率、基本金組入率の 4 項目

〈貸借対照表関係比率〉

流動負債構成比率、消費収支差額構成比率、前受金保有率、退職給与引当預金率の 4 項目

②の視点

会計処理は、学校法人会計基準及び本法人寄附行為に従い適切に行なわれている。会計処理上の疑問や判断が難しいものについては、公認会計士に随時、質問・相談し、回答・指導を受けて、適切な対応をしている。

③の視点

公認会計士の監査については、本郷公認会計士事務所に委嘱しており、年間 6 日間実施される。また、監査日以外でも、公認会計士に随時、質問・相談を行い、都度適切な指導・助言を受けているので、監査の適正化・効率化が図られている。なお、会計監査人の監査報告は、平成 22(2010)年度まで、すべて「適正に表示している」であった。

監事による監査は、業務監査と会計監査が行なわれている。なお、本法人の監事 2 名は両名とも外部監事である。業務監査について、監事は、理事会、評議員会に常に出席し、また、随時来学して、理事長や担当者と面談し、業務執行状況について説明を受けるなど、業務執行を監査している。会計監査について、監事は、公認会計士の監査に同席し、会計帳簿の監査や財産状況の監査を行っている。

内部監査については、本法人の規模や実情からして、内部監査室を設ける等の手当てはしていない。

(2) 8-1 の自己評価

本学は、少子化の影響による入学者減少が非常に大きい「地方小都市所在の小規模単科大学」であり、しかも長期のデフレ不況下で岩手県の大学進学率は低迷し、所得の減少による学費の延納申請が増える等、学生生徒等納付金収入がピーク時の約 6 割に減ってしまうという状況の中で、魅力ある大学をつくり入学者確保に努める一方、資金運用収入を中心に他の収入の増加を図り、帰属収支の支出超過を減価償却額の範囲内に抑えながら、教育研究の維持向上を図ってきた。ところが、リーマンショックにより、資産運用に打撃を受け、平成 20(2008)年度には大幅な支出超過に陥った。しかし、翌平成 21(2009)年度には、債権者との交渉により債務免除を受けると共に経費節減に励み、帰属収支、消費収支とも収入超過となった。そして、平成 22(2010)年度には、帰属収支は若干の支出超過、資金流出を伴わない経費である減価償却費等を補正した後の収支は、収入超過となっている。

そのような状況の中で、キャッシュフローの確保に注力し、減価償却費を除いたキャッシュフローおよび日本私立学校振興・共済事業団の『キャッシュフロー計算書』の教育研究活動のキャッシュフローはプラスを維持しており、教育研究活動には支障がない状況である。また、運用資産は外部負債を上回っており、負債の返済能力も十分である。

また、前記事実の説明（現状）①の視点に記載した財務諸比率によると、大学法人全体平均及び同規模法人平均より良い項目 8 項目、二つの平均の中間に位置する項目 7 項目、二つの平均より悪い項目 8 項目であり、規模を考慮して見れば、平均的であると評価できる。

ただし、消費収支差額構成比率が大きなマイナスとなっており、改善を要する。これは、大学の規模に比し、大きな施設（校舎、スポーツセンターなど）を建設したための減価

償却費負担を主因とするものであるが、平成 20(2008)年度のリーマンショックによる運用資産への打撃が拍車をかけた。しかし、自己資金構成比率で見ると、70%を割った平成 20(2008)年度から急回復し、平成 22(2010)年度には、83.5%と同規模法人平均を超え、大学法人全体平均の 85.0%に迫ってきている。縮小均衡に向かいつつあるが、小さいながらも、教育研究の質を維持していけると考えられる。

現在、平成 24(2012)年度からの財務中期計画を策定中である。リーマンショックや東日本大震災の影響もあり、財務中期計画の策定が遅れていたが、平成 23(2011)年度の決算見込を踏まえて、平成 24(2012)年度予算と同時期までに策定する。ただし、平成 24(2012)年度以降は、東日本大震災の影響による入学者の動向が不透明であること、被災学生に対する学費免除等の負担の継続その他不確実な要因が多い中、教育研究の充実を図りつつ、経費の節減等により収支のバランスをとっていくという方向になる見込みであり、着実に実行できるようにして参りたい。

会計処理については、8-1 の事実の説明（現状）②の視点に述べたとおり適切になされている。

会計監査等についても、8-1 の事実の説明（現状）③の視点に述べたとおり適正に行なわれている。なお、内部監査については、「私立学校の一部を改正する法律の施行について」の「第三 留意事項」1-(1)-②「監査制度の改善」が根拠であるが、この留意事項によると、「監事の監査機能の充実を図る今回の改正を踏まえ、法人の規模や実情を踏まえ、① 監事の常勤化を進める、② 理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務状況等について報告する、③ 監事の監査機能を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行う、等監査の充実を図るための取組が期待される。」となっている。この趣旨を踏まえ、本法人の規模及び実情からして、監事に対する定期的報告や監事からの質問事項に答える事務対応を行っている。監事の常勤化及び内部監査組織については、本法人の規模や人的な問題からして現状無理であると考えられる。

(3) 8-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在の状況は、上記(2) 8-1 の自己評価に記載したとおりであるが、平成 23(2011)年 3 月 11 日に起こった東日本大震災の影響が、今後の財務状況に大きな影響を与える懸念がある。まず、在学生の学費の納入状況が芳しくなくなっている。直接の被害がなくても、震災の影響による収入の減少などで、生活費優先で学費の納入が遅れる状況にある。直接の被災学生には、学費免除等の対応をしており、補助金はその 3 分の 2 であり、3 分の 1 は法人の負担となる。入学者の動向にも影響がある。本学は、岩手県の内陸部にあり、地震の被害は小さく、津波、原発事故の影響もないが、岩手県ということでの風評被害も懸念される。また、県内進学者も、直接の被災者だけでなく、親戚が被災し同居生活を始めた場合など様々なケースで、大学進学を諦め、就職する高校生も多い。この場合、自ら収入を得て、一家の生活を支えなければならないため、学費等を免除しても、大学進学はできないのが実情である。

このように目先の懸念は大きいですが、長期的な収支の改善は、入学者数の増加に尽きる。18 歳人口の減少というパイの縮小の中で、如何に魅力ある教育サービスを提供していくかが課題である。若者に人気のある学部への改組転換が殺到するが、数年後には飽和状態に

なり、気がつくとも、過大投資（施設・設備）と過大借入だけが残ったという状態になることだけは避けるべきであると考え。本学は、本学校法人の使命「グローバル化社会・情報化社会に対応できる高度な専門知識と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する」（寄附行為第3条）を果たすために、現存の経済学部で魅力ある大学にすべく、学生のニーズの高い新コースの導入や新プログラムの設定などによって魅力ある大学となることにより、学生数の増加を図って行く方針である。具体的には、平成18(2006)年度から経営法学科にスポーツ経営コースを設け、日本体育協会の「スポーツリーダー」の資格が取得できるようにしたこと、また、平成21(2009)年度からは、スポーツ経営コースで保健体育の教員免許を取得できるようにしたこと、入学増加となった。また、大学院で、税理士資格取得者が10名を超えた実績を踏まえ、学部段階から税理士試験合格を目指す体制を構築している。

現在、会計処理は適切に行われているが、学校法人会計基準は、企業の会計基準の影響を受け、逐次改正される傾向にあるため、学校法人会計基準の改正動向に絶えず注目するとともに、文部科学省通達や公認会計士協会の指針等を認識・理解して、適切な会計処理を行っていく。

また、現在、監事の監査は十分に機能しているところであるが、内部監査体制の構築について、本学のような小規模組織での対応は困難が大きい、引き続きその必要性・有効性について、検討していく。

8-2. 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

《8-2の視点》

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

(1) 8-2の事実の説明（現状）

本学は、私立学校法第47条に基づき、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録及び事業報告書並びに監事の監査報告書を、毎会計年度終了後2月以内に大学事務室に備え置き、学生、その父母等の保護者、卒業生、その他の利害関係者からの請求に応じて閲覧に供している。

また、財務情報公開については、ホームページ上に、大勘定科目レベルの資金収支計算書要約及び消費収支計算書要約並びに貸借対照表（全勘定科目）を、掲載している。また、ホームページでは、学校法人会計の概要を説明しており、各年度の決算の特徴について、説明している「事業報告書」もホームページに掲載している。

(2) 8-2の自己評価

私立学校法の定めのとおり、財務情報を閲覧に供しており、また、ホームページ上でも、財務情報の公開を行っており、一定レベルの財務情報の公開が行われているといえる。

(3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

一般の人々や学生・保護者等の利害関係者の理解と支持を得るためには、学校法人のアカウンタビリティ（説明責任）を果たすという観点から、情報公開を積極的に行っていく。

8-3. 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

《8-3 の視点》

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄附金、委託事業、収益事業、資産運用等）の努力がなされているか。

(1) 8-3 の事実の説明（現状）

科学研究費は、文科系の経済学部であるため、獲得機会に恵まれず、この数年間毎年 1～2 件、150 万円～390 万円程度である。

寄附金収入は、帰属収入に占める割合が 1% 台という低い水準が続いている。

委託事業は、文科系のため委託がほとんどなく、本学の収入にはなっていない。

事業収入のうち大部分を占めるのが、寮費収入である。本学は、岩手県の小都市花巻市にあり、スポーツを振興した結果、他都道府県からの学生が増加し、寮費収入が増加したものである。しかし、この収入は、他方で、寮経費も発生するので、本学の管理経費比率が大学法人全体平均、同規模法人平均に比べ、極端に高くなる要因となっている。また、収支面から見ても収支の改善には繋がっていない。

事業収入のもう一つは、補助活動として行っている文部科学大臣委嘱「図書館司書・司書補講習」からの収入である。しかし、この補助活動にも経費がかかるのであり、受講者数の多寡により、収入超過・支出超過いずれもあり得る。

補助金収入は、文部科学省からの助成による私立大学等経常費補助（一般補助・特別補助）等である。この金額は、近年減少傾向にある。

また、本学は、低金利の中、平成 20(2008)年までは、資金運用を積極的に行い、広義の資産運用収入を増加させてきた。しかし、リーマンショックにより打撃を被り、その後は、安全性を第一に資産運用を行っており、この低金利の下で資産運用収入は低迷している。なお、スポーツセンターなどの施設設備利用料収入は、少額ではあるが、安定した収入となっている。

(2) 8-3 の自己評価

本学では、外部資金の導入が十分であるとはいえない。

(3) 8-3 の改善・向上方策（将来計画）

科学研究費については、申請サポート体制をつくり、応募を奨励していく。

寄附金については、現在の寄附金収入は、在学生の父母と関係業者からのものがほとんどで、1 件あたりの額も少額である。従来から、卒業生や地元有力者に働きかけてはいるが、寄附についてのカルチャーの問題もあり、奏効していない。寄附金を増加させるべく努力していく。

次に、委託事業であるが、本学は文科系で、委託自体がほとんどない状態であるので、地域経済文化研究所を中心に経済学系の調査研究等チャンスをとらえ受託できるように努める。

資産運用については、リスクを勘案し安全第一に運用を行っていく。

〔基準 8 の自己評価〕

本学は、教育研究の維持向上を図るため、少子化の影響による学生数の減少に起因する学生生徒等納付金収入の減少の中、キャッシュフロー上の収入・支出のバランスを考慮しながら財務運営を図っている。また、会計処理は適切になされ、会計監査等も適正に行われている。

財務情報は、私立学校法に定める閲覧のほか、ホームページで公開しており、財務情報公開は、適切に行われている。

教育研究充実のために、外部資金の導入に努力している。

〔基準 8 の改善・向上方策（将来計画）〕

本学の財務運営上の課題は、一にも二にも入学者の確保・増加である。定員確保による安定的な収入によって、財務基盤は強化され、教育研究の維持向上のために安定的に資金を供給できるようになる。そのために、学生のニーズに応じたカリキュラム改革、新コースや新プログラムの設定など魅力ある大学にしていく必要がある。そのために、財務部門のみならず全学を挙げて入学者確保・増加を目指して取り組んでいるところである。

基準 9. 教育研究環境

9-1. 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1 の視点》

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

(1) 9-1 の事実の説明（現状）

①の視点

本学は、岩手県花巻市の南部、北上市との市境に近い、東に北上山地、西に奥羽山脈が連なり、その間を流れる北上川と自然に恵まれた緑豊かな田園地帯に位置している。平成23(2011)年5月1日現在の在籍学生数は、学部と大学院を合わせて901人である。

校地・校舎の面積は、表 9-1-1 に示すように、大学設置基準上の必要面積を大幅に超過する水準にある。

表 9-1-1 校地・校舎の大学設置基準との比較

校地面積(m ²)	設置基準上必要面積(m ²)	校舎面積(m ²)	設置基準上必要面積(m ²)
113,490	13,750	46,034.83	6,859

1) 校舎

開学当初は、1号館のみであったが、現在は、5号館、6号館という教育研究棟、情報及び語学教育のためのメディア棟、その他、大学の屋内体育施設としては全国一の規模を誇るスポーツセンター（屋内総合体育館）等が整備されている。校舎等の建物の概要は、表 9-1-2 に示すとおりである。

2) 冷暖房設備

当地のような寒冷地では、暖房は必須である。冷房については、真夏の一時期しか使用することがなく、夏季休暇との関係からあまり必要としないが、教室の半数以上には冷房が備えられている。

3) 施設設備

放送設備はもとより、ビデオ、教材提示装置等、さまざまな指導方法に対応できるような設備を整えている。特にコンピュータ室として、マルチメディア教室、情報処理実習室等5室ほかを有し、パソコン237台を配備して多様な「情報処理」実習・授業や資料検索、研究に利用できるようにしている。また、語学実習室(LL教室)を3室有し、150人の語学学習が可能で、映像、音声、文字を駆使し、発音、会話など実践的な語学実習ができるようになっている。

4) 情報機器（パソコン・AV機器等）

平成 10(1998)年度に経営法学科の開設に当たり、社会における情報化・システム化の進展に伴い、より高度な情報処理能力を有する人材を養成する目的から情報教育のための専用施設と機器の充実・強化を図り、学内 LAN の整備を行った。その際、各教員の研究室へもパソコンを配備し、図書館のシステムを含めた学内 LAN を構築して、学内ネットワークを「学術情報ネットワーク」に接続した。その後、さらに高度化するネットワーク環境に対応するために商用ネットワーク「TOCN」とも接続をしてインターネットに対応している。なお、平成 16(2004)・17(2005)年度にパソコン機器の更改と関連サーバー群および学内 LAN を更新・整備し、現在に至っているが、情報機器の進展により、平成 23(2011)年度にサーバーを更新し、平成 24(2012)年度には、パソコン等の最新機器への更新を予定している。

5) 「附属図書館」

敷地面積 1,572 m²、蔵書総数 184,456 冊、定期刊行物 1,263 点を有し、実習用のマルチメディア教室（コンピュータ 50 台設置）も併設している。平成 14(2002)年 9 月から図書館総合システム「CARIN」を導入し、利用者の図書検索の簡便化に寄与しており、岩手県内 5 大学とも連携し、図書の相互貸出を実施している。また、「附属図書館」は、利用者のニーズの多様化に対応して、図書以外に、視聴覚資料（DVD、ビデオソフト）、デジタル資料（CD-ROM）等を購入し、本学全体の教育研究環境の整備に努めている。その他、平成 20(2008)年度から岩手県内図書館横断検索に参加し、平成 21(2009)年度には、本学が所在する花巻市との間に相互友好協力協定が締結されたことにより、地域と市民に対して知的財産を広く公開している。入館者数については、このところ漸減傾向にあり、学生 1 人当たりの貸出冊数も低迷している。この状況を打開するため、教育研究図書・専門書以外の一般図書・雑誌の整備に努めているほか、定期試験前と期間中には開館時間の延長、閲覧室に専用の新聞コーナーや各種ブースを設置する等の、利用サービスの向上に努めている。

6) 体育施設

全体的に充実している。その中でもスポーツセンター（屋内総合体育館）は、ウレタン張りの 300m トラック（4 コース、直線 110m×8 コース）、各種コート（ハンドボール、バスケットボール、バレーボール、テニス、バトミントンほか）、人工芝多目的練習場、温水プール（50m×6 コース）、卓球場、トレーニングマシン・コーナー（機器 27 台）、シャワー室、浴場等を有し、トラック及びプールサイドは、床暖房システムが整備されている。スポーツセンター（屋内総合体育館）は、課外活動のほか、地域のイベント等に広く活用されている。開館時間については、平日は 8 時 45 分（水曜日は 13 時 30 分）から 20 時 30 分（春・夏・冬季休業期間中は 17 時）まで、土・日・祝日は 9 時から 16 時までとなっている。現在、年間約 350 日開館し、延べ約 8 万 2 千人（平成 22(2010)年度実績。うち学内者約 5 万 5 千人、学外者約 2 万 7 千人）が利用している。

また、屋内運動施設として武道館がある。2 階建で、1 階に柔道場、2 階に剣道場を備え、柔道部・剣道部の道場としてのほか、「体育実技」の柔道、剣道にも使用している。

7) 寄宿舎

現在、大学所有の施設として 4 棟（第一陸奥寮・第二陸奥寮・第三陸奥寮・五月寮、総定員数 276 人）を有している。それらの施設には、学生 154 人が入寮しており、その

他、大学キャンパス周辺の民間施設 3 棟（富士グリーンハイツ・ロジハウス藤・パンションみどり）を借り上げ、大学所有の施設と合わせて約 270 名の者が生活している。この対応については、親元を遠く離れた学生達が安心して生活できるようにするためと、当地域のアパートの家賃が比較的高く、学生や保護者の負担を幾らかでも軽減する目的から進めているものである。

8) 厚生施設

食堂（学生食堂 265 席、寮食堂 120 席）のほか、休憩・談話のできる学生ホールやレディースルーム（女子学生専用休憩室）等を設けている。なお、喫煙については、「健康増進法」第 25 条に基づき、受動喫煙の防止を図るため、平成 22(2010)年度後期から学内（寮施設を除く）での喫煙を全面的に禁止する方向で取り組んでいる。当面の間は、屋外に喫煙場所（3 箇所）を指定し、それ以外での喫煙は禁止しており、将来的にはキャンパス内を全面的に禁止する方向で進めている。

表 9-1-2 建物の概要

種 別	名 称	面積(m ²)	階	仕 様
校 舎	1 号館	3,201.27	4	講義室、演習室、学生研究室、食堂、校友会室等
	2 号館	1,740.04	3	講義室等
	5 号館	5,853.65	7	図書館、講義室、演習室、研究室等
	6 号館	9,854.97	8	事務室、会議室、講義室、演習室、研究室等
	メディア棟	2,110.98	4	マルチメディア教室、LL 教室、学生ホール等
体育館	記念体育館	1,751.06	2	室内練習場、研究室
	武道館	1,342.14	2	1 階：柔道場、2 階：剣道場
	スポーツセンター	14,466.39	2	陸上競技トラック、多目的練習場、プール等
	土間体育館	736.3 6	1	雨天練習場
寄宿舍	五月寮	860.5 2	2	女子寮
	第 1 陸奥寮	414.0 5	1	男子寮
	第 2 陸奥寮	1,297.45	4	男子寮
	第 3 陸奥寮	1,742.82	5	男子寮
その他		663.1 3		寮食堂、部室、ボイラー室等
	合計	46,034.83		

運動場は、多目的グラウンド（全天候型 400m 陸上競技トラック、インフィールド（人工芝サッカー場））、野球場（外野人工芝）及びソフトボール場である。

表 9-1-3 運動場の概要

名 称	面積(m ²)	仕 様
多目的グラウンド	15,158.50	全天候型 400m 陸上競技トラック（6 コース）、人工芝サッカー場（インフィールド）

野 球 場	12,570.46	両翼 92m・中堅 120m (外野人工芝、クッション張りフェンス、ダックアウト・スコアボード付)
ソフトボール場	3,444.36	

②の視点

施設設備の維持管理に関する業務は、基本的に総務部 管財係が担当している。同部署には知識及び経験豊富な職員を置き、関係業者を的確な判断により統括管理しながら、日常及び定期的維持管理、保守点検（法定・自主等）や、その他の更新、改修、故障への対応を行っている。

建物は建築基準法の規定により、3年に1回、敷地、構造、附属設備等について調査を行い、岩手県へ届け出ている。これらの調査や担当部署による自主点検を踏まえ、緊急改善、年次改善、将来計画等の対応を行っており、全体的な管理コストの削減と省エネルギーを指向した施設の維持管理に努めている。

また、教育研究のための機器備品類については、それぞれの担当部署で必要に応じて評価を行い、教職員及び学生からも希望をとりながら時代の流れに沿った対応ができるように配慮している。なお、情報機器（パソコン等）については、機器の性格を考慮して、総務部に情報設備管理センターを置き、担当教職員が機器の運営管理に当たっている。

(2) 9-1 自己評価

現状では校地・校舎ともに設置基準を充たしており、また、校舎、図書館、体育施設、情報サービス・IT 環境、寄宿舍等の施設設備は、完璧とは言えないまでも良好な状態で整備され、有効に活用されている。また、それらの施設設備は、教育研究活動の目的を達成するために、適切に維持、運営されている。

教育研究用機器備品は、必要なものは整備している。昨今、講義方法の多様化に伴い、情報機器（パソコン・AV 機器類等）を使用することが一般的となっており、多くの教育機関で導入が進んでいる。現在、本学では情報・語学関係の教室に整備しているが、一般の教室には備えていない。必要とする場合は、移動が可能なものに限り、その都度、申し出により貸し出すことにしている。その理由は、使用頻度の問題もあるが、一般の教室では管理が行き届かず、高価な情報機器類の盗難や破損の危険があるからである。今後は、全体的な利用状況を調査し、管理体制の整備を図り、対応を検討することになっている。そのうち、パソコンについては、その性能が日進月歩であるため、定期的にソフトウェア及び機器の見直しをしなければならない。この対応については、平成 24 年度に最新機器に整備することで予定している。

また、「附属図書館」については、全体的に手狭な状況である。特に所蔵冊数の増加により書庫全体が狭くなってきたため、平成 17(2005)年度から 4 年計画で集密書架の工事を進めてきたが、それでも追いつかない状況である。今後は、全体的に見直しを行い、図書等で必要なものと不要なものを分け、廃棄も含めて検討する。

(3) 9-1 の改善・向上方策（将来計画）

校地は、大学設置基準を充たしてはいるものの、スポーツ振興で更に必要な体育施設を計画する場合は、決して十分とはいえない。しかし、本学周辺は、ほとんどが農地で転用

が難しいため、現在の校地の有効活用を図っていく。また、校舎の方は、大半が昭和56(1981)年の建築基準法改正後の基準に沿って建築がなされており、平成23(2011)年3月11日に発生した地震(M9.0)では、当地域の震度が6弱(耐震基準以下)であったため、倒壊という大惨事に至らなかったが、その後、大きな地震が頻発し、しかも長時間にわたって揺れが続いたために建物の多くの部分(施設と施設の接合部分、壁・天井等)に穴や亀裂が生じた。一方、同法改正前の建物では、耐震基準を満たしていないにも拘わらず、比較的被害が少なかったことである。それは、各施設の経歴等から、増改築の都度、補強の措置が講じられてきたことが要因として考えられる。それらの施設については、建物の安全性を求める観点から調査を実施しており、付帯設備も含めて補修・改造等、必要な改善措置を講ずることとする。なお、それらの施設は、現在使用していないものもあり、使用している施設の機能を集約し、既存校舎の取壊し及び新築について検討する。

教室の機器備品類については、時代の流れに沿ったもので授業がし易く、しかも維持管理の面で容易なものを設置することが必要である。年々講義の内容も複雑・多様化する中で、いろいろな機器類をパソコンに接続して授業に使用することが日常的となっており、随時、最新の機器に交換するなどして講義のレベルアップにつなげていく。

「附属図書館は」は、平成19(2007)年度後期から図書館情報システムの機能強化に着手し、学外からもインターネットを利用して、学生に最新の図書館情報を提供できるようにしている。具体的には、学生用ポータルサイトや携帯電話から図書館情報を入手できるようになった。今後は、図書館内をはじめ学生ホール等でもノートパソコンを利用してインターネットに接続できるようするなど、学生の学習行動の変化に対応した環境整備を図ることとする。

9-2. 施設設備の安全性が確保されていること。

《9-2の視点》

9-2-① 施設設備の安全性(耐震性、バリアフリー等)が確保されているか。

(1) 9-2の事実の説明(現状)

①の視点

建物については、定期の法定点検等の調査結果に基づき、その都度、必要な改善措置がなされているので安全性は確保されている。昭和56(1981)年の建築基準法の改正後に建築した施設は、耐震基準に適合しているので問題はないが、一部の校舎が改正前に建築した施設であるため、老朽度や耐震度等を詳しく調査し、補強・改造や必要な改善措置を講ずるための調査を進めている。また、建物の付帯設備(電気・空調・照明・防火等の各設備)や昇降機類(エレベーター・エスカレーター等)は、法令に基づく定期の自主点検及び法定点検(月次・3ヵ月・年次等)の調査結果により、その都度、必要に応じて改善措置を講じている。バリアフリーは、「特定建築物の建築の促進に関する法律」に沿って身体の不自由な人に対応するための施設づくりを進めている。特に6号館の施設については、障害者のためのエレベーター、トイレ及びスロープ等が整備されており、また、スポーツセンター(屋外総合体育館)の施設についても、各所にスロープを設けて、身障者の出入りに対応できるようにしている。

施設の安全と保安・維持管理を図るために、学内に警備体制を敷いている。年間（12月30日から1月3日までを除く）をとおして夜間（当日の夕方から翌日の朝まで）は守衛を置き警備を行っている。そのため休日の場合は、日中不在という形であるが、学内には開館している施設（スポーツセンター、学生寮等）があるため全く不在になることはなく、これまで、特に問題となるようなことは発生していない。また、警備には夜間守衛1人で対応しているため、安全を考慮して、警備会社とも契約し、機器による対応も行っている。なお、万一に備えて緊急連絡網を配備し、いつでも対応できるように体制を整えている。

また、防火・防災体制については、火災・震災等に対する人命の安全及び被害の軽減を図る目的から学内に「防火・防災対策委員会」を組織し、消防署の指導のもとに運営（消防計画、消防設備の点検・整備、実地訓練（消防・非難）、ほか関連事項等）を行っている。その他、労働安全衛生法第19条に基づき、学内に「安全衛生委員会」を組織し、毎月1回会議を開催している。会議には、委員が持ち回りで施設・設備の巡回点検を実施し、その調査結果について検討を加えて必要な補修・整備等の改善につなげている。

(2) 9-2 の自己評価

建物及び建物付帯設備等については、定期点検等を行い、必要な修繕や改善措置により、安全性を確保している。また、施設の安全と保安・維持管理を図るために、警備体制、防火・防災体制を敷くとともに、「安全・衛生委員会」による施設・設備の巡回点検に基づく補修・整備の提言に基づき、安全性の確保を図っている。

(3) 9-2 の改善・向上方策（将来計画）

安全かつ快適な教育研究環境を維持するために、中・長期的な視点に立った施設設備のメンテナンス計画を立てる。特に、使用頻度の激しい施設設備については、常に状況把握が必要であり、法定による定期点検はもちろんのこと、使用実態に即した点検・整備を行い、必要な補修・改善措置を継続的に行う。

9-3. アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

《9-3 の視点》

9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

(1) 9-3 の事実の説明（現状）

①の視点

キャンパス内の環境整備については、以下のように対応している。

1) 緑化状況について

学内には、5号館、メディア棟、6号館などの各校舎を中心に、各施設や設備の周辺に緑地帯を設けている。その面積は約60,000㎡で総面積の約53%を占め、キャンパス周辺が田園地帯のため雰囲気的にもバランスが取れている。ただスペースが広範囲のため、夏季期間は除草・伐採などが追いつかないこともあるが、職員が分担して対処している。

2) 喫煙の対応について

喫煙については、「健康増進法」第 25 条に基づき、受動喫煙の防止を図るため、平成 22(2010)年度後期からキャンパス内での喫煙を禁止する方向で取り組んでいる。当面の間は、施設内（寮施設を除く）のみを禁止し、別途、屋外に設けて対応している。現在のところは、励行されている。

3) 建物の景観について

学内施設のうち、5 号館、メディア棟、6 号館の校舎は教育研究のための主要施設として使用しており、特に 6 号館の校舎は、岩手山（別名：南部片富士）の姿を取り入れ SRC（Steel Reinforced Concrete＝鉄骨鉄筋コンクリート）工法により建築されたものである。

また、屋内総合体育館（スポーツセンター）は、全国有数の規模を誇るものであり、特に冬のシーズンにおいては、学内外の多くの人に利用されている。建物自体は、外壁がこげ茶色の重厚感のある色彩であり、周囲の緑に映え、その存在感をアピールしている。

4) 食堂について

食堂は、1 号館 1 階に席数として 265 席と寮内に 120 席を設けて委託業者が営業している。特に本学の場合は、寮生が多いことから朝・昼・夜の 3 食の対応を行っており、談話の場としても広く活用されている。

5) 談話室・自習室について

学内には、学生ホール、レディースルームのほか、図書館や情報処理実習室（パソコン 50 台併設）において談話や自習ができる体制をとっており、学生が必要に応じて利用できるようにしている。

6) 環境対策について

地球にやさしい環境づくりのために、次の事柄を掲げて取り組んでいる。

- (i) 省エネ（電気・ガス・オイルの節約）
- (ii) 節水（機器調整）
- (iii) 廃棄物の削減（ゴミの分別・減量）
- (iv) 緑化の推進（空間の整備）
- (v) 快適な環境づくり（整理・整頓）

(2) 9-3 の自己評価

快適な教育研究環境を確保するため、建物の景観維持、学内の緑化、食堂・学生ホール・レディースルーム（女子学生専用休憩室）等の談話等ができるスペースの設置、環境対策の推進を図っている。これにより、全体としては快適なアメニティとしての教育研究環境が整備され、有効に活用されている。

(3) 9-3 の改善・向上方策（将来計画）

快適でより安全性の高い教育研究環境を構築するには、整備・運営・管理に関する計画を立てるとともに、学生のニーズや動向等を把握しながら、緊急性や必要性等を考慮し、改善につなげていく。

[基準 9 の自己評価]

現状では、校地・校舎ともに設置基準を充たしており、また、校舎、図書館、体育施設、

情報サービス・IT 環境、寄宿舍等の施設設備は、完璧とはとはいえないまでも良好な状態で整備され、キャンパスは、校地・校舎ともに基準に照らし、適正に管理されている。

建物及び建物付帯設備等については、定期点検を行い、必要な修繕や改善措置により、安全性を確保しており、また、施設の安全と保安・維持管理を図るために、警備体制と防火・防災体制を敷くとともに、「安全・衛生委員会」による施設・設備の巡回点検に基づき、補修・整備を行い、安全性の確保を図っている。

快適な教育研究環境を確保するために、建物の景観維持、学内の緑化、バリアフリーの確保、食堂・学生ホール・レディースルーム（女子学生専用休憩室）等の談話ができるスペースを設置し、環境対策の推進等を図っている。これにより、全体としては快適なアメニティとしての教育研究環境が設備され、有効に活用されている。

〔基準 9 の改善・向上方策（将来計画）〕

キャンパス内の施設設備については、全体的に整備され、適切に維持・運営されているが、完全という状態ではない。施設設備の維持・運営においては、より安全性を重要視した管理体制を構築し、きめ細かな対応に心がけ、事故や災害の起きないように、常に見直しを図りながら、改善につなげていく。

快適でより安全性の高い教育研究環境を構築していくために、中・長期的な視点で整備・運営・管理に関する計画を立てるとともに、毎年の予算設定において、緊急性や必要性等を考慮し、整備の順位づけを行い、必要な施設設備の整備・維持に努めていく。

基準 10. 社会連携

10-1. 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

《10-1の視点》

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

(1) 10-1の事実の説明（現状）

本学の附属機関である「地域経済文化研究所」は、地域社会の発展に寄与する諸分野の研究及び調査を行うことを目的とし、その事業の中でも、地域社会の生涯学習活動に寄与することを中心に研究活動、社会活動を継続してきている。その活動の一つとして、花巻市及び北上市教育委員会との共催により、それぞれの市で年1回秋季に、公開講座方式による「市民セミナー」を実施しており、講師は基本的に本学の教員が行っている。平成22(2010)年度には、27回目の「花巻市民セミナー」、25回目の「北上市民セミナー」を実施した。「市民セミナー」は、夜間の時間帯に行っており、平成22(2010)年度は、「花巻市民セミナー」を6講座、「北上市民セミナー」を4講座開講した。開催会場については、各市の施設（市民会館、文化会館、生涯学習センター等）を使用することが多く、受講者等の要望に応じて、本学の教室を開放し使用したこともあった。なお、平成23(2011)年度のセミナーは、3月11日の東日本大震災の発生を受け、「東日本大震災」を統一テーマとして開催する予定である。

なお、「市民セミナー」の継続的発展による活動の一つとして、「地域フォーラム」がある。この「地域フォーラム」については、平成10(1998)年度より平成20(2008)年度まで年1回（最初は年2回）実施してきたが、共催団体の「岩手中部地区広域市町村圏事務組合」の解散〔平成18(2006)年1月1日に組合を構成する一市三町の合併による(新)花巻市の誕生を受け、平成21(2009)年3月31日に解散〕したこと、また、これまでの本学の連携実績のあった地域社会の中核が統合され地域の再編計画が進行し、「地域経済文化研究所」に直接的な支援・協力が要請されるに至っており、これに対応するために、一時休止のやむなき状態にある。（参照、「10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。」）

また、本学では、市町村等の依頼に応じ、各種講座に、教員を講師として派遣している。

大学院においては、学外において、「富士大学大学院公開講座」を花巻市及び北上市との共催で、平成15(2003)年度に2回、平成16(2004)年度に2回開催したが、その後、ニーズの高まりに応じ、税理士等「高度に専門的な職業人の育成」機能及び「社会人の再学習」機能を充実させるべく専念し、「大学院公開講座」は休止していたが、装いを変えて平成23(2011)年度には、東北税理士会との共催により「富士大学税理士夏季集中講義」を開催する予定である。

本学は、大学施設としては全国一の規模を誇るスポーツセンター（屋内総合体育館）を有しているが、これを地域の住民や小・中・高校の児童・生徒に開放している。特に、寒冷で雪に閉ざされることの多い冬季においては、地域の住民や小・中・高校の児童・生徒にとって、メリットが大きく非常に喜ばれる施設の開放である。また、スポーツセンターは、冬季に限らず年間をとおして開放しており、各種競技団体主催の研修会も開催され、県外からの来場者も多く、岩手のみならず北東北のスポーツの発展に寄与している。なお、来年度には、

11月2～6日に花巻市で開催(本県初開催)される平成23年度全日本学生ハンドボール選手権大会(インカレ)の会場の一つとして用いられる予定である。更に、平成18(2006)年に完成した人工芝サッカー場は、岩手県では希少なものであり、各レベルの試合や練習に利用されて、岩手のサッカーの競技力向上に寄与している。また、教室等の教育施設も、要請があれば開放・貸出を行っている。

(2) 10-1の自己評価

地域のニーズに対応し、「市民セミナー」、「地域フォーラム」等を開催し、教員を各種講座の講師として派遣するなど、大学が持っている人的資源(教員)を地域社会に提供している。また、大学のスポーツセンター(屋内総合体育館)、人工芝サッカー場等のスポーツ施設の開放は、地域の住民や児童・生徒その他に歓迎されており、物的資源の地域社会への提供も行っている。

(3) 10-1の改善・向上方策(将来計画)

人口約10万人の小都市である花巻市及び北上市で「公開講座」を開いても、なかなか人が集まらないという悩みがある。それは、「市民セミナー」の参加者数が減少傾向にあることから窺い知れる。参加者数は、若干の増減を繰り返しつつほぼ平衡状態にあるが、「公開講座」に人が集まらないのは、テーマが悪いからなのか、それとも地域住民のニーズの多様化等で「公開講座」にはそもそも興味がないからなのか等、原因を調査するとともに、両市における生涯教育事業の充実によって関連事業と競合する場面も増えていることから、それらとの調整等「公開講座」のあり方についても再検討し、企画・運営の改善及び内容の充実を図っていく。また、平成23(2011)年度からは、高大連携事業の一環として、「出前授業」を企画している。

10-2. 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

《10-2の視点》

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

(1) 10-2の事実の説明(現状)

「附屬地域経済文化研究所」は、機関誌『研究年報』を発行しており、平成22(2010)年度には第19号を刊行した。編集に当たっては、「地域性」を重視し、所員の調査研究結果だけでなく、「市民セミナー」の概要や「地域フォーラム」の記録も収録している。この『研究年報』は、他大学の図書館及び附屬研究機関、協力のあった地方自治体、要望のあった企業や団体に無料で送付し、交流を継続している。

なお、『研究年報』は、平成18(2006)年3月にJST(独立行政法人科学技術振興機構)のデータベースとして認定を受け、現在に至っている。

「市民セミナー」及び「地域フォーラム」の企画に当たっては、参加者の意向を確認するためにアンケート調査を実施している。この調査結果に即し、商工会議所、商工会、工業クラブ、JA(農業協同組合)、NPO(Nonprofit Organization)、各企業に協力の要請を行い、必要に応じて支援を受けている。また、平成15(2003)年、16(2004)年に、花巻市及び北上

市との共催によって実施した「富士大学大学院公開講座」においては、商工会議所及び工業クラブ等の後援を受けた。

他方、近隣地域の商工会議所、商工会等の要望に基づき、平成14(2002)年に「ベンチャービジネス研究委員会」を立ち上げ、調査研究を行い、平成18(2006)年には、花巻市起業家支援センター主催の花巻市産学官地域連携情報交換会を支援した。引き続き、各所との協力・連携関係を保ち情報交換をしている。

県内他大学との間では、「いわて高等教育コンソーシアム」(平成20年(2008)度の戦略的大学連携支援事業に「いわて高等教育コンソーシアムにおける地域の中核を担う人材育成と知の拠点形成の推進」が採択されたのを契機に、平成12年度から続けられていた「いわて5大学学長会議」を発展的に継承して設立された)の一員として連携しており、単位互換、図書館の相互貸借・相互利用等の関連事業を実施している。なお、「北東・地域大学コンソーシアム(NERUC (North East Regional University Consortium))」と連携しており、文部科学省の事業として、岩手県内5大学の知的財産の創出から活用を支援する産学官連携活動を行っている。

また、平成23(2011)年3月29日に本学において開催が予定されていた「知的財産セミナー(知的財産による経済活動とブランド戦略を考える)は、3月11日の東日本大震災の発生により延期となり、再調整の上7月27日に開催することとなった。

本学の教育上の特色となっている教養演習、専門演習の授業においては、各教員の必要に応じ、企業の協力を得ながら学外研修(工場見学等)を実施して、実学の修得に反映させている。その他、中華人民共和国及びアメリカの大学と協定を締結し、アメリカの協定大学には、留学生の派遣を実現した。また、日韓学術交流事業の一環として、「(財)日韓文化交流基金」の推進事業である「日本学生訪韓研修団」の団員として、韓国にこれまで5回(5人)学生を派遣し、韓国学生との交流を図るとともに国内他大学の学生との交流を図っている。更に、中国の協定大学から留学生を受け入れ、国際交流を促進している。なお、平成23(2011)年度には、協定校である吉林農業大学から招聘を受け、本学の藤原隆男学長による学術講演の実施が予定されている。

研究上で、本学の教員が他大学の教員と連携を要するテーマについては、共同研究を進めており、一応の成果を収めている。

(2) 10-2の自己評価

教育及び研究を進めていくうえで、大学が所在する周辺地域の企業や団体と友好を図り、適切な関係を持続している。また、他大学との関係については、「いわて高等教育コンソーシアム」「北東・地域大学コンソーシアム(NERUC)」及びその関連事業において適切な関係を構築している他、国際的な学術交流にも一步を踏み出している。

「附属地域経済文化研究所」の機関誌『研究年報』は、平成18(2006)年3月にJSTのデータベースとして認定を受け、現在に至っている。このことから、岩手県内外の他大学、地方自治体、各団体、各企業との適切な関係を構築するうえで、研究所の調査研究及び地域貢献活動の方向性が妥当であったといえる。

(3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

「附属地域経済文化研究所」では、地域の産業構造の変化や市町村合併の進展を深く認識するため、企業（団体を含む）の企業史（会社史、団体史）や地方自治体の市町村史の目録整理、資料収集、保管等を、図書館と連携し進めてきている。企業・団体・市町村や他大学との交流・連携を深めるためにも、より一層の充実を図り、教育研究の充実・向上に反映させる。国際的な学術交流の面においても、これを促進していく。また、平成23(2011)年度からは、地域の公共団体及び企業・団体の協力を得て、本学キャリア教育カリキュラムの一環として2年生全員のインターンシップ実施を予定している。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

《10-3の視点》

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

(1) 10-3の事実の説明（現状）

地域における社会経済動向を把握し検討するために、委託調査を受託し、調査研究を進め、その成果を地域へ還元している。「附属地域経済文化研究所」は、地域のニーズに応じた調査研究を実施し、公開可能な部分について『研究年報』に収録し、公開している。また、平成14(2002)年度に立ち上げた「ベンチャービジネス研究委員会」では、同年度に東北経済産業局から委託を受け「東北地域内産業集積地域における新事業支援強化」というテーマで調査研究を進め、その検討結果を地域に還元した。その後、平成19(2007)年1月に設置した「まちづくり研究会」が、そのデータベースを引き継ぎ、同年度から、花巻市土沢地区（旧東和町）の活性化への協力を目指し、「(株)土澤まちづくり会社」との情報交換の実施、同社主催の各種イベントへの協力、商店街の再生を目的とした同社の都市再生事業の国の申請に対する支援などを行ってきた。そして、平成18(2006)年1月1日に(旧)花巻市、稗貫郡石鳥谷町、同大迫町、和賀郡東和町の合併により(新)花巻市が誕生し、これまでの本学の連携実績のあった地域社会の中核が統合され市域を27のコミュニティ地区へ再編する計画が進行し、本学に直接的な支援・協力が要請されるに至っている。その一つとして、平成20(2008)年度には、附属地域経済文化研究所が、本学の立地する花巻市花南地区コミュニティ会議からの委託により、同地区の「まちづくり基本計画」の策定に係る調査研究及び支援を行うなど、本学は「まちづくり」への協力・支援を様々な形で展開してきた。

そして、平成22(2010)年度から「まちづくり研究会」を解消し、「まちづくり」に関する調査研究及び支援事業を統合して、附属地域経済文化研究所が引き継ぐこととなった。

宮沢賢治の故郷である花巻市に所在する本学と、花巻市及び花巻市教育委員会が、「全国高校生童話大賞実行委員会」を組織し、全国各地の高校生から寄せられた童話を、専門家による選考委員会で審査のうえ、優秀作品を選定して表彰する事業を行っている。平成22(2010)年度は、本事業を開始してから10回目となることから、NHK盛岡放送局も共催に加わり、表彰式を記念事業として一般公開した。この10年間に寄せられた作品は、1万編を超えており、毎年、受賞作品集を刊行して全国の高校に配布するとともに、マスコミ等を通じて公表している。（詳しくは「特記事項」7.に記載する。）

このような連携の深まりを背景に、平成21(2009)年12月2日に、花巻市と学校法人富士大

学は、さらなる相互の発展及び市政運営の推進を図るために、「相互友好協力協定」を締結し、さらに緊密な協力関係を築くことを約し、平成22(2010)年に花巻市に「宮澤賢治」を核とした”まちづくり”と”中心市街地の活性化”を進めることを目指して「賢治のまちづくり委員会」が設置されたことを受けて、附属地域経済文化研究所長が委員として参加し、その具体的活動に全面的に協力していくことにしている。

次に、学生、教職員の地域（社会）貢献活動について述べる。本学は、学生の地域（社会）貢献活動としてのボランティア活動を支援するため、授業科目「人間社会とボランティア」を置き、ボランティア活動について啓蒙するとともに、授業科目「福祉ボランティア実習Ⅰ・Ⅱ」で、ボランティア活動の基礎知識やボランティア活動の実践をととしてのスキルの修得をさせている。そして、「富士大学福祉・ボランティア研究センター」を設置して、学生のボランティア活動をコーディネートし、サポートしている。また、本学等県内4大学と岩手県教育委員会の協定で、「スクールトライアル」事業を実施し、小・中・特別支援学校（盲・聾・養護学校）におけるさまざまな活動を学生が補助する「教育ボランティア活動」をサポートしている。なお、平成23(2011)年3月11日の東日本大震災の発生に呼応して、本学教職員有志が3月29日に花巻温泉への避難者に支援物資を届けている。これを起点に、本学では継続的に支援する態勢に入り、「富士大学福祉・ボランティア研究センター」を通じて「富士大学震災後復興支援学生ボランティア」体制を立ち上げ、被災した沿岸各地及び後方支援センターに、教職員・学生ボランティアを派遣し、復旧・復興の支援に当たっている。文部科学省調査への回答では、平成23(2011)年7月27日現在までに、16回、延べ156人である。これには、大学を経由しない個人ボランティアは含まれていない。（以上の「学生ボランティア活動」については、「特記事項」2. で詳述する。）

本学の教職員は、職務専念義務により、他の職を兼ねることはできない（就業規則第18条第5号及び第6号）が、同各号ただし書により、教員は、本務の遂行に支障がない限り、学長の承認を得て、教育に関する他の職を兼ねることができ、職員は、理事長の許可により、他の職を兼ねることができることになっている。本学では、このただし書を最大限に活用して、教職員の地域（社会）貢献活動を支援している。もとより、休日や勤務時間外の活動は自由であるが、勤務時間中であっても、教職員の地域（社会）貢献活動に対しては寛大に扱っている。特に、花巻市等の地方自治体や公益法人等の要請に応じ、委員会・審議会の委員や役員等として教員を派遣し、専門的立場から意見を述べる等、地域の問題やその他さまざまな問題の解決に協力している。更に、スポーツ指導者である教職員を、地域のスポーツ競技会の審判員や解説者として、また、地域のスポーツ講習会の指導者として派遣し、地域のスポーツ活動を支援している。

また、「(社)日本ユネスコ協会連盟」・「岩手県ユネスコ協会連盟」・「花巻ユネスコ協会」の諸活動に教職員有志が参画し、学生もボランティアとして協力している。

(2) 10-3の自己評価

地域の調査研究、社会貢献、スポーツ振興等において、花巻市等の地方自治体、商工会議所等団体、各企業及びNPO等の地域社会に対し協力し、地域社会から信頼を得ている。平成13(2001)年度に、花巻市から、「附属地域経済文化研究所」の「市民セミナー」に対して「社会教育部門」で教育表彰を受け、また、平成18(2006)年には、「附属地域経済文化研

研究所」の諸活動や「全国高校生童話大賞」の活動を含めた本学の教育研究活動に対して、花巻市から市勢功労者（教育文化振興部門）として表彰を受けた。平成21(2009)年には、花巻市と学校法人富士大学は、相互の発展及び市政運営の推進を図るために、「相互友好協力協定」を締結するに至っている。このように地域社会で厚い信頼と高い評価を得ており、本学と地域社会との間には良好な協力関係が構築されている。また、学生や教職員の地域（社会）貢献活動・ボランティア活動を支援し、地域（社会）貢献を果たしている。

(3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

平成18(2006)年1月1日に(旧)花巻市、稗貫郡石鳥谷町、大迫町、和賀郡東和町の一市三町の合併による(新)花巻市が誕生し、これまで本学の連携実績のあった地域社会の中核が統合され地域の再編計画が進展していること、平成21(2009)年に、花巻市と学校法人富士大学は、相互の発展及び市政運営の推進を図るために「相互友好協力協定」が締結されたこと、および、平成22(2010)年度から、「まちづくり」に関する調査研究および支援事業を、附属地域経済文化研究所が引き継ぐこととなったことにより、附属地域経済文化研究所を中心に調査研究を進め、継続的支援活動を行い、地域貢献を行っていく。

また、教職員・学生の地域（社会）貢献活動については、これまで通りとし、地域のニーズに敏速かつ適切に対応できるよう支援する。特に、学生ボランティアについては教育の一環として、「富士大学福祉・ボランティア研究センター」の指導を受けることとする。

[基準10の自己評価]

本学では、「市民セミナー」、「地域フォーラム」等の開催、スポーツセンター等の体育施設の開放等により、大学が持っている物的・人的資源を地域社会に提供しており、また、教育研究上において、大学周辺地域の企業・団体や他大学と適切な関係を構築している。更に、地域の調査研究、社会貢献、スポーツ振興等において、花巻市をはじめとする地方自治体等の地域社会に対して協力し、地域社会から厚い信頼と高い評価を得ており、本学と地域社会との間には良好な協力関係が構築されている。また、東日本大震災に対する初期的な支援活動に対応し、ボランティアを派遣した。

[基準10の改善・向上方策（将来計画）]

「公開講座」等の内容充実を図り、人的資源の社会への提供、研究成果の社会への還元をより強化していく。

地域社会との協力関係については、「まちづくり」による地域活性化を目指し、周辺地域との協力関係を深め、継続的支援活動を行い、地域貢献を行っていく。

なお、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災の復興支援に当たっては、被災地域に多種多様な課題が判明し、長期的かつ広範な支援が必要とされていることに鑑み、これまでの本学の支援の在り方について見直しを図りつつ、「いわて高等教育コンソーシアム」構成各大学と協議・調整の上、各署との連携を図りつつ、進めていく。

基準 11. 社会的責務

11-1.社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11-1 の視点》

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11-1 の事実の説明（現状）

①の視点

組織倫理に関する基本は、「富士大学倫理要綱」に定められている。これは、富士大学が高等教育機関として社会的責務を果たすため、本学教職員が従うべき基本事項（良心に基づく行為と活動、研修・教育による自己の向上、人権の尊重、守秘義務）を定めたものである。次に、組織倫理に関する具体的規定は、「学校法人富士大学寄附行為」及び「富士大学学則」を基本として、「富士大学就業規則」に定められている。これは、本学の「建学の精神」に基づく教育・研究事業の発展に資するために教職員として履行しなければならない事項について、就業規則第4章「服務」において具体的に定めるものである。また、「富士大学コンプライアンス（法令遵守）規程」においては、本学に勤務するすべての教職員の法令・学内諸規則等の遵守義務及び法令遵守体制について定めている。特に、社会問題となっているセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント及びパワーハラスメント（以下「ハラスメント」という。）等の防止については、「富士大学ハラスメント防止規則」を定め、防止委員会を置き、ハラスメント防止のための活動を行っている。また、個人情報保護の対応についても「学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程」により、個人情報保護を推進するための管理者、作業責任者及び監査責任者を置き、個人情報の保護に努めている。

②の視点

組織倫理の規程については、単に基本原則を定めればよいというものではなく、特に「ハラスメント」や「個人情報保護」等の具体的問題については、全教職員・学生がしっかりと倫理観を持つことが大切であり、一方で不測の事態に備え、迅速、かつ適切な対応ができるようにしなければならない。本学では、「ハラスメント」と「個人情報保護」のための委員会を組織して必要な措置を講じている。特に、ハラスメントや個人情報の問題は、個人のプライバシーに係わることから秘密保持を原則とし、相談を受ける場合には最善の注意を払うことにしている。なお、啓蒙方法については、学生に対しては年度初めのガイダンスで、教職員には教授会や各種委員会において周知・徹底を図ることで、いつでも対処できるように体制を整えている。

(2) 11-1 の自己評価

本学は、社会的機関として必要な組織倫理に関する規程として、「富士大学倫理要綱」、「富士大学就業規則」第4章の服務規定、「富士大学コンプライアンス（法令遵守）規程」、「富士大学ハラスメント防止規則」、「学校法人富士大学及び富士大学個人情報保護規程」、

「富士大学研究倫理規程」を定めており、これらの規定に基づき、適切な運営がなされている。

(3) 11-1 の改善・向上方策（将来計画）

今までのところ、法令遵守をはじめ、ハラスメントや個人情報の保護等に関する深刻な問題は発生していないが、個々の状況を把握するため定期的にアンケート形式による実態調査を実施し、その内容を精査した上で、未然防止のための具体策について検討していく。

11-2. 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-2 の視点》

11-2-① 学内外に対する危機管理体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2 の事実の説明（現状）

1) 防火・防災管理体制

本学では、火災や震災等の災害予防と人命の安全確保を図る目的から「富士大学防火・防災管理規程」を定めている。この規程は、平成 21(2009)年 6 月 1 日に消防法が改正されたことに伴い、大規模震災に即応した対応が必要となったため、防火・防災の管理について対策委員会を組織し、消防署の指導を得ながら防火・防災のための運営を行っている。

この外、労働安全衛生法第 19 条に基づき、学内に安全・衛生委員会を組織し、毎月 1 回（夏季休暇期間を除く）施設・設備の巡回点検を実施し、その内容について委員会で検討を加えた後、法人に報告して改善につなげている。

2) 日常的な危機管理体制

学生には、教育研究活動中における不慮の災害事故に対する補償のために、「（財）内外学生センター」で運営している「学生教育研究災害障害保険」と「学研災付帯賠償責任保険」に加入（強制）している。また、任意ではあるが、学生に「学生総合保険」への加入を勧めて、万一の事故に備えている。その他、『キャンパスガイド』に、「こんなことに気をつけよう」と題して、学生が巻き込まれるかもしれないトラブルについて、また、「1 人暮らしについて」と題して、一人暮らしでの留意事項について、掲載し注意を喚起している。

学内における事故及び急病者の対応については、学生、教職員を問わず、その現場にいる者（或いは発見者）が直ちに対処するものとし、同時にその状況を関係部署へ連絡することになっている。昨今、多くの施設で導入が進んでいる AED（自動体外式除細動器）については、6 号館、スポーツセンター及び武道館に備え付け、消防署の指導による講習を実施し、何時でも、誰でも使えるようにしている。

本学のキャンパスは開放されており、平日の日中は建物への侵入が自由にできる状態にある。このような状況下での不審者対策としては、職員に名札の着用を義務づけるとともに、来校者の把握を徹底させている。また、自動車の乗り入れについては、駐車許可証の提示を義務づけている。

3) 夜間・休日・長期休暇中の危機管理体制

本学では、年間（12月30日から1月3日までを除く）を通して夜間（当日の夕方から、翌日の朝まで）についてのみ守衛を置いて警備に当たっている。したがって、休日の場合は日中不在の形となるが、学内には開館している施設（スポーツセンター、学生寮等）があるため全く不在になることはなく、これまでのところ、特に問題は発生していない。

なお、万一に備えて緊急連絡網（平成23年度緊急連絡網）を配備し、いつでも対応できるように体制を整えている。

4) 情報ネットワークに関する危機管理体制

総務部に情報関係の教職員で構成される情報設備管理センターを設けており、業者の協力を得ながら学内のネットワークや情報設備に関する管理体制を整えている。学内ネットワークと外部ネットワークとの接続は「SINET」と「TOCN」（商用ネット）の2系統があり、それぞれファイアーウォール機能を付し、ウイルスチェック用サーバーなどを經由して、接続している。

5) 入学試験実施に関する危機管理体制

富士大学で実施している入学試験及び大学入試センター試験（平成15(2003)年度より参加開始）の運営は、次のような体制で臨んでいる。

大学の入学試験については、入試委員会が実施している。事務処理等は、出願書類の受付から入学手続完了まで、入試・広報部 入試係において、それぞれ役割を分担し、各担当者が責任をもって作業に当たっている。なお、入学試験問題の漏洩防止については、入試委員会で万全の体制を整えている。

また、大学入試センター試験においては、入試委員会が「大学入試センター試験実施委員会」となり、この委員会が中心となって、教職員に役割を分担して試験を実施するという責任ある運営体制をとっている。試験問題や重要書類等は、金庫室に保管し、警備会社に委託して万全の保管管理体制を敷くとともに、試験会場・設備・機器等の管理は総務部が担当している。試験実施に関する一切の事務は、入試・広報部 入試係が担当している。大学入試センター試験に関して何か問題が発生した場合には、即座に、大学入試センターへ連絡して、指示を仰ぐ体制となっている。これまでのところ、大学入試センター試験において大きな問題はなく、適切に実施・運営されている。

(2) 11-2 の自己評価

基本的な危機管理に関する体制は整備され、かつ適切に機能している。この危機管理については、これで十分ということではなく、いろいろな場面で予期しない問題が出てくるものであり、誰でも災害時には平常心を失うことが考えられることから、それらを踏まえた訓練を継続的に実施していくことにしている。

(3) 11-2 の改善・向上方策（将来計画）

危機管理体制を万全なものにするには、全教職員がいつでも不測の事態に備えて行動できるようにしなければならない。特に災害時の危機管理については、防災に関する訓練・

指導などを定期的に行い、周知・徹底を図りたい。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適正に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3 の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3 の事実の説明（現状）

広報活動は、広報委員会が毎年度、活動方針を打ち出し、入試・広報部広報係を中心に積極的かつ適切な広報活動に努めている。教育研究成果をはじめとする本学のさまざまな情報は、広報誌『FACE』やホームページをとおして学内外に発信している。なお、ホームページについては、「富士大学広報・ホームページ委員会規則」により、公開ホームページの目的及び作成の原則等が定められている。

「学術研究会」は、『富士大学紀要』、『星辰（学術研究会報）』を発行し、研究成果を学内外に公表している。特に、前者においては、7人の教員から成る編集委員会が論文の審査に当たり、研究論文の質の確保を図っている。

「附属地域経済文化研究所」は、調査研究結果のほか、「市民セミナー」の概要、地域フォーラムの記録を収録した機関紙『研究年報』を発行し、他大学の図書館及び附属研究機関、協力のあった地方自治体、要望のあった企業や団体に無料で送付している。

(2) 11-3 の自己評価

広報活動は、入試・広報部広報係が行う体制をとっている。入試・広報部広報係は、広報誌『FACE』やホームページをとおして教育研究成果のみならず、本学のさまざまな情報を学内外に発信している。本学の情報のうち研究成果については、「学術研究会」の『紀要』及び「附属地域経済文化研究所」の『研究年報』の発行により、学内外に公表している。

(3) 11-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育研究成果を、更に公正かつ適切に広報活動できるよう体制整備、運営強化を図っていく。特に、ホームページは、有力な広報活動の手段であるので、ホームページの充実を図り、公正かつ適切な広報活動を実施していく。

[基準 11 の自己評価]

本学では、「富士大学倫理要綱」をはじめとする社会的機関として必要な組織倫理に関する諸規定が定められ、これらの諸規定に基づき、適切な運営がなされている。

また、本学では、防火・防災管理をはじめとする危機管理体制が整備され、それらは適切に機能している。

教育研究成果を公正かつ適切に学内外に発信する広報活動としては、入試・広報部 広報係が行う広報誌『FACE』やホームページによる教育研究成果をはじめとする本学のさま

ざまな情報の発信、「学術研究会」及び「附属地域経済文化研究所」が行う『紀要』や『研究年報』による研究成果の発信があり、広報活動する体制は整備されている。

〔基準 11 の改善・向上方策（将来計画）〕

組織倫理の確立と適切な運営、危機管理体制の整備と適切な機能発揮、教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制の整備については、継続的な対応が必要である。したがって、社会一般の動きや法令等の制定・改廃に注意を払いながら、体制と運営について、常に見直しを図っていく。なお、教育研究成果の広報活動については、特にホームページの充実を図っていく。

IV. 特記事項

1. 富士大学の教育課題に対する取組みについて

—「富士大学の教育課題に関する検討委員会」報告を中心とした全学的取組み—

教育目標を達成するには、日々行っている教育実践の中でのさまざまな課題に真剣に取り組むことから、着実に一步ずつ目標に近づくことができるものと考えている。本学では、平成 17(2005)年 1 月に「富士大学の教育課題に関する検討委員会」を設置し、そのための取り組みを開始した。

本委員会では、本学が目指している教育について、課題となっているものを挙げ、それらについて実施・改善方法等の方向性、実施の緊急度、優先順位等を検討し、その結果を教授会に諮り全学的な合意のもとに、本委員会及び学内関係部署等で細部にわたる具体的な検討を進め、実施する方式をとっている。以下、本委員会から教授会に提案し、了承され現在実施に移されている事項及び今後、逐次検討・実施に移される事項について述べる。

教育目標を達成するために、まず本学が目指す教育は、「思考力」、「判断力」、「行動力」、「表現力」および「豊かな人間性」、「心身の健康」と言った、いわゆる「生きる力」を育成することをベースとし、併せて、専門的な知識と技能を習得させることとする。

具体的には、以下の諸事項を検討・実施する。

(1) 検討・実施事項について

① 基礎学力の向上を図る。

「読解力」、「記述力」、「説明力」等の基礎となる力を育成する。

② 進路・就職及び資格取得に関するシステムの整備・充実を図る。

キャリアセンター・キャリア委員会は、就職についての意識を高めるために、大学として「就職教育」という考え方で対応する。

- 1) 就職に対する目標及び意識の高揚を図ること
- 2) 就職支援システムを整備すること
- 3) 就職に関する講演会を開催すること
- 4) インターンシップを推進すること
- 5) 就職意識を高めるための講座を開設すること
- 6) 資格取得等支援センターの整備強化を図ること

③ 体育系クラブ所属学生への対応を検討する。

学生部・学生委員会は、具体的な方針を策定する。

- 1) 活動情報の周知
- 2) 公欠等の取り扱い
- 3) 体育系クラブ所属学生の特色を活かす方策

④ 留学生への対応に万全を図る。

国際交流センター・国際交流委員会は、留学生が充実した大学生活を送れるように、きめ細かい指導・支援に努める。

- 1) 留学生との交流促進
- 2) 留学生の活動支援

⑤ 環境の整備を図る。

法人は、学生が空き時間を楽しく有効に過ごせる場所を整備する。

⑥ その他、教育活動の充実を図る。

各学科・教務部・教務委員会及び学生委員会は、以下の教育活動の充実を図る。

- 1) 「卒業論文」に対する再検討を行うこと
- 2) 教養教育と専門教育のつながりを大切にし、教育効果の向上を図ること
- 3) 経済や社会に対する興味・関心を持たせる指導を工夫すること
- 4) 大学の特色を出すカリキュラムの検討を行うこと
- 5) 社会貢献の意識を高めるボランティア活動等の検討を行うこと
- 6) 学生の個性・能力を十分に伸ばさせるための体制づくりをすること
- 7) 学生の基本的生活態度に関する指導の充実に努めること

(2) 諸課題への対処方法の基本的な考え方について

各教育課題の対応については、次のように順次実施可能なものから段階的に実施していくものとする。

- ① 平成 17(2005)年度当初から実施しているもの
- ② 関係学科、関係委員会、関係部署等との調整を経て、実施が可能となったものから実施に移すもの（年度途中からもあり得る。）
- ③ 検討期間を必要とするもの（関係機関で検討した後に実施する。）

(3) 緊急課題に対する具体的な対処方法について

現在、最も緊急を要する課題は、「基礎力の向上」である。上記（2）の 1）については、「基礎力の向上」を採り上げる。

① 大学で養成されるべき学力

大学での教育は、「学ぶ力」を付けることであり、そのために「学び方」を身に付けさせることが重要である。ただし、そのためには、ある程度の基礎力が必要である。そこで、「基礎力」と「学ぶ力（学び方）」の指導は、同時並行的に行う必要がある。（なお、ここでいう「基礎力」とは、「基礎学力」と「基本的生活態度」に関するものを含めたものを指す。）

② 基礎力の向上対策

基礎力不足の具体的事項については、別に、『基礎力の向上対策について』を策定しており、それらのうち、基礎学力の向上に最も大きく関わるものとして「日本語スキル」の向上を図ることとし、当面の達成目標は、以下のとおりである。

- 1) 新聞を読み、その内容が要約できること
- 2) 小論文が書けること

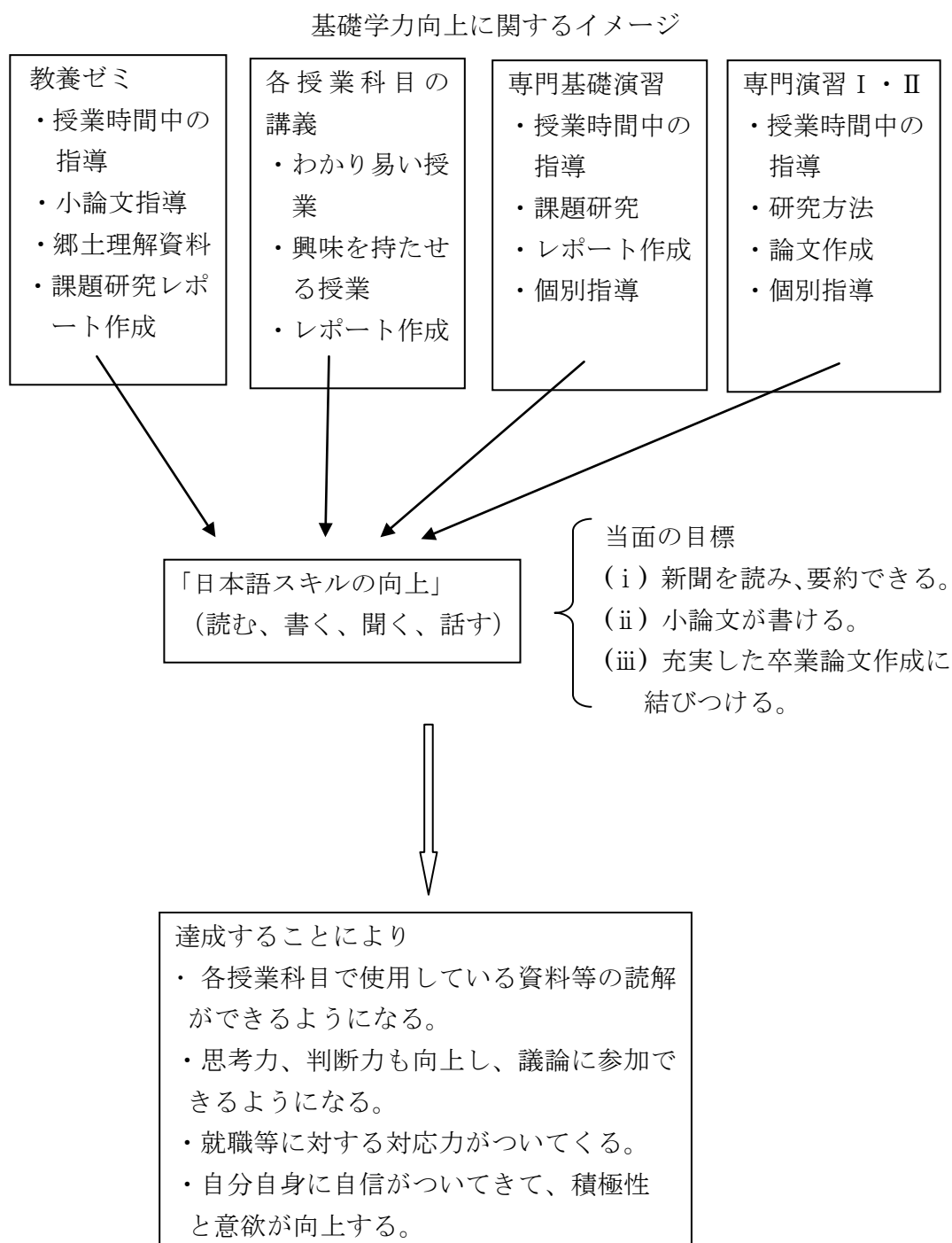
更に、「基本的生活態度」に関する指導は、全学的な取組みの中で改善を図ることとし、「各講義で必要とされる基礎学力」の養成については、基礎学力の把握の方法と併せ、今後検討していくこととする。

③ 基礎力を付けるための方法（以下の事項は、新年度から実施する。）

- 1) 各授業の中でレポート提出を増やすこと

- 2) 教養ゼミ、専門基礎ゼミ、専門ゼミで日本語スキルの向上に努めること、また、各学年でレポート提出をさせると同時に、演習発表会の充実を図ること
- 3) 発表力をつけさせる機会を増やすこと
- 4) プレゼンテーションの指導を行うこと

○ 基礎学力向上に関するイメージ図を下に示す。



(4) 「基礎学力向上」に関するその他の具体的な取り組みについて

① 基礎学力講習の実施

学生の基礎学力を向上させるための具体的な一つの方途として、国語、数学に関して、平成 21（2009）年度より「基礎学力講習を実施してきた。平成 22(2010)年度については、年度初めの「新入生オリエンテーション」の初日に国語、英語、数学の基礎学力試験を行い、その結果に応じて、英語については、従来から行っている英語のクラスをグレード別に編成することで、学生の学力に対応した指導に結び付けている。また、国語と数学については、基礎学力が十分でないと思われる学生について、基礎学力向上対策として、以下の対応を行ってきた。

② 国語について

- 1) 基礎学力試験の平均点、57.6（217 名）
 - 2) 基礎学力講習受講者、50 点未満の者、63 名（2 クラスに分けて実施）
- なお、国語の基礎学力講習は、毎週 1 回、合計 7 回実施した。

③ 数学について

- 1) 基礎学力試験の平均点、63.8（218 名）
 - 2) 平均点が 60 点未満の者については、基礎学力講習を実施した。
 - 3) 基礎学力講習受講者、60 点未満の 89 名（6 クラスに分けて実施）
- なお、この基礎学力講習については、毎週 1 回、合計 10 回実施した。最後に、この講習の理解度を確認するために最初に行った試験と同程度の「確認テスト」を実施した。その結果、受講者の平均点は最初の基礎学力試験の時の受講者平均点 41.8 点から約 23 点上昇し、65.1 点となり、受講者の出席状況並びに取組状況も良好であり、この講習は極めて有効であった。

2. 学生ボランティア活動

(1) 「富士大学福祉・ボランティア研究センター」事業

① 「富士大学福祉・ボランティア研究センター」の役割

平成 16(2004)年度、「教養科目」に奉仕的精神の涵養をねらいとした「人間社会とボランティア」を開講し、受講学生の高い学習ニーズに応じて、平成 17(2005)年度に関連科目 12 科目を再編成・新設する福祉経営コース設定を構想し、翌平成 18(2006)年度から福祉及びボランティア関連科目の学習ができるようにした。

関連科目「福祉ボランティア実習Ⅰ・Ⅱ」は、地域社会の現場における実際のボランティア活動から学ぶ実学を重視することとし、その実施に必要な地域社会のボランティアニーズと学生の希望を調整する仕組みとして「富士大学福祉・ボランティア研究センター」を設置した。同研究センターでは、関連科目を担当する教員がコーディネーターとなり、学生の福祉・ボランティア活動に関する調査、指導助言及び実施に伴う調整を行い、学生の福祉・ボランティア活動が円滑に進められるようにサポートしている。

また、平成 21(2009)年度に、関連科目「福祉ボランティア実習Ⅰ・Ⅱ」で取り組まれるボランティア活動のための「学生ボランティア活動の心得」を策定し、ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成にも取り組んでいる。

② 「富士大学福祉・ボランティア研究センター」を活用している学生

関連科目の授業の一環として、ボランティア活動の実際を学んだ学生

年度	平成 19(2007) 年度	平成 20(2008) 年度	平成 21(2009) 年度	平成 22(2010) 年度
人数	37	29	49	70

学生自治組織「学友会」及び任意のボランティアグループで活動した学生

年度	平成 19(2007) 年度	平成 20(2008) 年度	平成 21(2009) 年度	平成 22(2010) 年度
人数	13	9	41	64

スクールトライアル（教育ボランティア）を実施した学生

年度	平成 19(2007) 年度	平成 20(2008) 年度	平成 21(2009) 年度	平成 22(2010) 年度
人数	21	10	5	12

③ 「学生ボランティア活動の心得」（2010 年度版 要約）

1) ボランティア活動の制約（条件）を確認する。

依頼者と学生との間で取り交わす約束事（制約）を心得て対応すること。

2) 自己のボランティア力を判断する。

公益性、福祉性、緊急性、人道性などのアセスメント要素を参考にして、依頼者のニーズに応ずる自己のボランティア力（自己完結能力）を判断すること。

3) 求められる活動の量、質、マナーを身につける。

依頼者のニーズを満たすことに専心すること。

実践では、依頼者が望む活動の量、質、実践マナー等を常に念頭におくこと。

4) ボランティア活動の質的向上に努める。

義務的实践感覚から使命的实践感覚への成熟を目指すこと。

5) 交通安全、活動時の安全に留意する。

(i) 現地への移動に当たっては交通安全に留意すること。

(ii) B. ボランティア保険の加入が活動の前提になっていること。

6) 法令や社会的規範を遵守する。

(省略)

7) 報告・連絡・相談を徹底する。

(省略)

8) 関係書類の整備を行う。

実践計画、実践記録、実践報告の作成、提出を確実に履行すること。

④ ボランティア活動状況

1) 平成 22(2010)年度 関連科目の授業の一環として行っているボランティア活動例。

(i) 企業の社会貢献活動体験ボランティア

(ii) NPO 法人 事業支援ボランティア

(iii) NPO 法人 障害児放課後活動 支援ボランティア

(iv) 福祉施設行事支援ボランティア

(v) 知的障害児通園施設行事支援ボランティア

(vi) 福祉事業「里親研修会」支援ボランティア

(vii) 市民活動支援ボランティア、その他



■里親研修会支援



■福祉施設行事支援



■NPO 法人活動支援

2) 自主的なボランティア活動例

(i) 学生自治組織「学友会」活動の一環として行っているボランティア

(ii) 学生ボランティアグループ「クラブハンズ」「花巻ハンズ to ハンズ」等の活動



■災害救援義援金寄託



■地域の防犯パトロール



■中学校課外活動支援

3) スクールトライアル参加例

小学校、小学校特別支援学級の教育活動支援



■小学校学級行事指導補助



■小学校学習指導補助



4) その他、介護等体験の実施例

・福祉施設と特別支援学校における介護等体験（7日間）



■福祉施設の介護等体験



■特別支援学校の介護等体験

⑤ 成果と課題

1) 成果

(i) 福祉ボランティア実習科目を選択する履修者は、開講2年目（2科目開講年度）37名、平成22（2010）年度70名で、直近の4年間では1.9倍に増加し、ボランティア活動に対する関心の高まりを窺うことができる。

(ii) 実習科目履修者（希望者）に交付される「福祉・ボランティア実践証明書（学長証明）」を取得して、自己研鑽に意欲を持つ学生が増えつつある。

証明書取得者

年度	平成(2007) 年度	平成 20(2008) 年度	平成 21(2009) 年度	平成 22(2010) 年度
人数	2	1	16	18

(iii) 「学生ボランティア活動の心得」を策定し、学生自身による活動の完結能力の養成を期した。その結果、ニーズに対応する学生の中から、活動の都度、学生コーディネーターが選任され、組織的な活動が展開されるようになった。

(iv) 任意のボランティア活動の広がりが見られるようになった。

2) 課題

(i) 富士大学福祉・ボランティア研究センター」のコーディネート機能を充実し、学生の多様なニーズに応え、円滑な実践のためのサポートや、実学から得る知識、技能、態度などを総合した活動力を高めることができるように改善の努力をすること。

(ii) 学生ボランティアコーディネーターの養成を行い自主的な活動を支援すること。

3. スポーツ振興

(1) 目的

本学は、開学以来、建学の精神（教育理念／目標）に基づく教育により、多くの経済人材・経営人材を世に送り出してきたが、同時に「思索と行動は人生の双つの翼だ」をモットーに人間教育を行ってきた。そして、このモットーの思索と行動のうち、特に行動面の教育のために、スポーツ振興を行うものである。すなわち、本学は、スポーツを人間教育の一環であると位置づけており、その目的は、スポーツを行うことにより、礼儀正しさを身につけるとともにルールを守る心を育み、そして何よりも、困難に立ち向かいその困難を克服する不屈の精神力とそれを支える体力を養うことである。

(2) 支援策

スポーツ振興を支えるために、以下の支援策を採っている。

① 施設・設備面

- 1) スポーツセンター、武道館（柔道場、剣道場）、野球場（外野人工芝）、全天候型陸上競技トラック、人工芝サッカー場、ソフトボール場などの整備。
- 2) 遠征用自動車（大型バス 2 台、中型バス 1 台、マイクロバス 6 台、ワゴン車 2 台）の提供。

② 指導体制

スポーツ指導ができる事務職員の採用。

③ 教育制度面

体育系クラブ所属学生の将来を考慮して、スポーツ指導ができる中学・高校の教諭(社会、地歴、公民、商業、情報) やスポーツ関連事業に従事する人材等を育成するため、平成 18(2006)年度より経営法学科に「スポーツ経営コース」を設置した。また、平成 22(2010)年度には、中学校及び高等学校の保健体育教員免許を取得できる課程が認可となり、平成 24(2012)年度に第一期生が卒業する。

④ 経済的支援制度

- 1) 強化指定クラブ：硬式野球部、準硬式野球部、柔道部、剣道部、卓球部、陸上競技部、バスケットボール部、サッカー部、ソフトボール部、ホッケー部、ハンドボール部、ボクシング部、自転車部、硬式テニス同好会）に対する活動費援助。
- 2) 奨学金
 - (i) スポーツ特待生：スポーツに秀でた者を褒賞し、学業及びスポーツ活動において支援する制度。
 - (ii) 学生応援奨学生：学問・課外活動を通じて人格形成に真筆な者を経済的に支援する制度。

(3) スポーツ振興の成果

- 1) 体育系クラブ所属学生の人間的成長が大きい。
- 2) 強化指定部の多くが全国大会に出場し、全国レベルで活躍している。

- ③ 北京オリンピック女子ホッケー日本代表候補やユニバーシアード女子ソフトボール日本代表等の世界レベルの選手が出てきており、プロ野球のドラフトに指名され、これからの活躍が期待される選手も出てきている。
- ④ 体育系クラブ所属学生は、一般に、明るい性格、礼儀正しさ、ルールを守る心、強い精神力と体力等により、企業で重んじられており、卒業生の多くが地域企業で活躍している。また、最近の就職活動においても、内定が取り易い状況である。

4. 富士大学主催のスポーツ関連事業

(1) 「富士大学旗争奪 全国高等学校柔道選手権大会岩手県大会」

① 創設の経緯

この事業は、昭和 51(1976)年 4 月に大学名が奥州大学から富士大学に変更となり、翌年 3 月に記念体育館が竣工した。その際、何か地域に貢献できることを実施したいということで、昭和 52(1977)年から始めたものである。本学柔道部は、当時から部員も多く、連続して全国大会に出場するなど活躍しており、大会運営等についても十分対応できることから実施に踏み切ったものである。

② 創設後の進展状況

創設当時は、高等学校では未だ取り入れられていなかった「勝ち抜き戦」方式を採用し、回戦ごとのオーダー変更を自由とし、男子団体戦を行った。また、大会を永続的なものにするため、岩手県教育委員会、岩手県柔道連盟、岩手県高等学校体育連盟と本学の 4 者による共催とした。大会運営については、本学が行うことで、「県高校新人大会」のベスト 16 校を呼び、第 1 回大会を本学記念体育館で開催した。

ところが、その翌年、この大会と同様のルールによる勝ち抜き戦方式での「全国高校選手権大会」が発足し、全国大会が「日本武道館」で行われたため、この大会を全国大会の予選とすることになり、高校生にとっては大きな目標の大会となった。その後、本大会の開催場所も、本学記念体育館から大勢の観客が入れる花巻市民体育館へ、そして県営体育館、県営武道館へと移っていった。また、全国大会のテレビ放映も始まったことから、県内の放送局が共催に加わり、5 者共催体制となり、約 30 年間続いたが、社会的な不景気状況等の原因からテレビ局が共催から撤退し、現在は「富士大学旗争奪」大会として、本学と県柔連・県高体連との共同で大会運営を継続し、地域のスポーツ活性化に貢献している。

③ 現在の状況及び今後の予定

本大会は、現在、第 34 回を数えるに至っており、「勝ち抜き戦」方式による男子の団体戦のほか、「点取方式」の女子の団体戦も全国大会に合わせて実施している。なお、この大会は、全国大会の予選とは別に東北大会の予選も兼ねており、それぞれの大会の出場権獲得を競うため、高校生の大きな励みとなる大会になっている。また、岩手県は、三船九蔵十段をはじめ幾多の柔道の名選手を輩出している地であり、本学としても、今後、この大会を末永く主催し、地域貢献の一つとして引き続き岩手県における柔道競技の発展に寄与していきたいと考えている。

(2) 「富士大学学長杯 高等学校女子ソフトボール大会」

① 創設の経緯

この事業は、平成 11(1999)年に岩手県で開催された「全国高等学校総合体育大会(岩手インターハイ)」のソフトボール競技が花巻市で開催され、大きな盛り上がりを見せたことから、平成 13(2001)年に「富士大学女子ソフトボール部」創設に当たり、インターハイの盛り上がりを将来に向けて一層発展させていくために、高校生の大会を企画することにしたものである。第一回大会は、岩手県高校選抜チームおよび近隣高

校の新人チームの強化練習を兼ねる大会として開催した。第2回大会以降は、全国の強豪チームを含め、県内外から高校チームを招き競技力向上等充実した大会にするよう努めてきた。

② 創設後の進展状況並びに今後の予定

昨年は、第9回大会を開催した。この間、平成20(2008)年度は、本学ソフトボール部の日程が合わず開催ができなかったことや、第8回大会が9月開催となるなど、日程調整に苦慮した。しかし、大会は、着実にその質を高め、第5回大会以降は13校から16校の参加を得て、ブロックリーグ戦と順位決定トーナメント戦を行っている。昨年の第9回大会では、7回連続優勝の埼玉栄高校女子ソフトボール部が水戸商業高校に破れ連続優勝を阻まれるなど、決勝トーナメントでは、白熱した1点差の好ゲームとなり選手や観衆に多くの感動を与えた。また、上位のチームは、県外の高校で占められ、県内チームには更なる向上が望まれる。2年生の新人チームとしては、大きな刺激になったものと思われる。

普段選手として活動する本学ソフトボール部員は、立場を変え競技運営のスタッフとして事前の準備を含め様々な業務に携わり、一つの行事を成功させることの意義とそのために大切なこと等を体験から学んだようである。大会後の部員達の感想文からも、「様々な行事等において、いわゆる裏方の大変さ、大切さを強く感じ、これらに関わる多くの人々へ感謝する気持ちを持ってこれからの活動をやっていきたい」という者が多く、大会を主催することによる副次的なものも大きいことを感じる。

また、この大会に対する周囲及び関係団体の期待も大きく、教育効果も高いことから、本学としては、今後も一層充実した行事にするよう努力していきたいと考えている。

平成22年度第9回大会開会式



5. 「高大連携ウインターセッション」事業

(1) 目的

- ① 高校生を対象にして、大学を会場に、大学における授業や研究の面白さ等に触れる機会を広く提供することにより、高校生の興味・関心を高め、進路意識の高揚と個性や能力の伸長を図る。
- ② 大学が高校生を受け入れて授業をすることにより、高等学校と大学との連携や接続を円滑にし、魅力ある大学づくりを図る。

なお、この事業は、岩手県教育委員会と岩手県内 5 大学が連携し、共催の形で実施しているものである。

(2) 対象生徒

岩手県内の公私立高校生（学年は問わない。）

(3) 募集方法

10 月下旬までに参加大学から岩手県教育委員会にウインターセッションのプログラムを提示し、これを県教育委員会がまとめ、募集要項を作成し、県内高等学校に送付する。各高等学校は、これを受け、生徒から希望をとり、期日までに申し込みを行う。

(4) 富士大学におけるウインターセッションの参加者数

平成 22(2010)年度：18 人、平成 21(2009)年度：18 人、平成 20(2008)年度：12 人

(5) 平成 22(2010)年度実施のウインターセッション・プログラムの概要

テーマ「激動する経済社会において、生き活きと活躍するために」

第 1 日 12 月 25 日（土）	第 2 日 12 月 26 日（日）	同左
13:00～13:30 受付 13:30～13:50 開講式 13:50～14:30 講演 「大学で何を学ぶか」 A 教授 14:45～16:15 第 1 講義 「為替相場の変動と日本経済」 B 准教授	8:40～10:10 第 2 講義 「税金の使い道は、いつ、誰が、どのようにして決めるのかー最近の変化に注目してー」 C 教授 10:30～11:50 第 3 講義 「ナポレオン民法典ー近代民法典の意味を考えてみようー」 D 准教授 11:50～12:50 昼食	12:50～14:20 第 4 講義 「情報通信ネットワークを利用した情報検索」 E 准教授 14:30～16:00 第 5 講義 「貧困に立ち向かう知恵と行動ーバングラディッシュの事例からー」 F 教授 16:10～16:30 閉校式

6. 「全国高校生童話大賞」事業

(1) 全国高校生童話大賞事業の実施

花巻市に生まれ、郷土花巻をこよなく愛した詩人・童話作家であり農業指導者・教育者でもある宮沢賢治は「農民芸術概論綱要」序論の中で、「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」と語り、「正しく強く生きるとは銀河系を自らの中に意識してこれに応じて行くことであるわれらは世界のまことの幸福を策ねよう求道すでに道である」と幸福の探求について説いている。宮沢賢治の数々の偉業のうち、豊かな感性と想像の世界から語りかける童話の幸福論は、子どもから大人まで広く親しまれ、人々の心に沁み入っている。

宮沢賢治の郷土に所在する本学が、教育機関としてこの地域の偉人が残した文化を全国に発信することは、一つの使命でもあると考えている。そこで、賢治の童話をシンボルとする事業を発案し、高校生の創作童話を募って優れた作品を表彰することとした。

この事業は、次代を担う全国の感性豊かな高校生に文学の香りに触れる機会を提供するものであり、本学と地域の行政機関が連携して本事業を実施することにより、地域の活性化に貢献する取り組みとするものでもある。

(2) 事業の呼称と創設の趣旨

事業の名称は、多くの子どもたちが読み、聞き、親しんできた童話の作家宮沢賢治に親しみを込めて「～賢治のまちから～全国高校生童話大賞」と呼ぶことにした。本来、人生の中で最も多感で豊かな想像力を内包している時期が高校時代である。本学は、高校生の瑞々しい感性を引き出す機会を提供したいと考えて事業を創設した。折しも平成11(1999)年に告示された学習指導要領には、様々な事柄について、生徒が主体的創造的に取り組む態度や能力を育てること等を目標にした総合的な学習の時間が新しく設定された。このような状況のなかで、生徒の文学の創作活動を取り上げていくことは有意義であると考えたのである。

今、幼児期からの家庭教育の大切さが改めて強く指摘されている。「親の膝で童話を聞く」といったことは、その第一歩であると思われる。高校生の時に夢のある童話づくりを体験することは、将来、親になった時に、よい子育てをすることにもつながるものと信じる。

本事業は、このような趣旨から創設されたものであるが、今後も、事業の取組みをとおして、地域の活性化に役立てられればと願うところである。

(3) 事業の実施要項

① 事業のアピール

「岩手県花巻市は、心に残る数多くの童話を書いた宮沢賢治が生まれ育った町。好奇心と想像力に溢れた賢治の精神は、今もこの街に息づいています。あなたの心の中に広がる世界を小さな童話にして、賢治のまちまで届けてください。」

② 事業創設時期：平成13(2005)年5月

③ 実行委員会組織：富士大学、花巻市、花巻市教育委員会

- ④ 応募期間：毎年度 6月1日から9月15日まで
- ⑤ 応募資格：現役高校生
- ⑥ 応募内容：400字詰め原稿用紙5枚～20枚程度 テーマは自由
- ⑦ 応募先：全国高校生童話大賞実行委員会事務局
富士大学内「全国高校生童話大賞」係
- ⑧ 審査発表：毎年度12月上旬 入賞者本人宛通知
富士大学ホームページ公式サイト <http://fuji-u.ac.jp/>
全国高校生童話大賞ホームページ <http://www.koukousei-douwa.jp/>
- ⑨ 審査委員：小山田了三（富士大学学長）21(2009)年度前期まで
藤原 隆男（富士大学学長）21(2009)年度後期から
小野寺悦子（詩人・童話作家）
柏葉 幸子（童話作家）
牛崎 俊哉（日本こどもの本研究会会員）
畠中 祥夫（富士大学教授・国語教育）18(2006)年度後期から
- ⑩ 表彰：応募作品の中から、審査委員によって優秀な作品を選考し表彰する。
金の星賞、銀の星賞、銅賞の各作品の作者に表彰盾と副賞を進呈し、ノミネート作品には、入賞作品の収録冊子に作品名と作者名等を紹介する。
金の星賞（大賞） 1 編
銀の星賞（優秀賞） 3 編
銅賞（佳作） 7 編
ノミネート作品 20 編程度
- ⑪ 表彰式：毎年度12月下旬 会場 富士大学
金の星賞（大賞）、銀の星賞（優秀賞）受賞者表彰

(4) 事業の成果

- ① 全国高校生童話大賞「金の星賞」受賞作品一覧
 - 第1回 「干潟の夜に」千葉県 千葉高校3年 方丈真菜美 作
 - 第2回 「夢の羽 ～僕たちの約束～」岡山県 津山高等学校3年 藤原歆子 作
 - 第3回 「Comfortable Doll」栃木県 作新学院高等学校1年 山本晴佳 作
 - 第4回 「カラーメーター」埼玉県 栄東高等学校2年 岡安茉莉花 作
 - 第5回 「カッパのはなし」福島県 光南高校3年 矢吹優衣 作
 - 第6回 （該当作品なし）
 - 第7回 「鏡に映る夢」群馬県 新庄南高等学校2年 武田啓太 作
 - 第8回 「昨日オバケ」群馬県 桐生高等学校2年 石田祐也 作
 - 第9回 「うそつきねこムクリ」群馬県 高崎東高等学校3年 吉澤仁衣那 作
 - 第10回 「机の中の空」埼玉県 本庄第一高等学校2年 内田採香 作

② 作品集録の発行



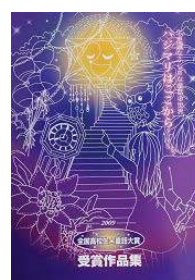
第1回



第7回



第8回



第9回



第10回

③ 放送メディアで受賞作品を朗読紹介

第10回全国高校生童話大賞 公開表彰式で受賞作品を朗読紹介



④ 第10回全国高校生童話大賞 審査委員寸評

1) 実行委員長の講評（抜粋）

「最終審査に残った作品は、どれも素晴らしく、各審査員の推す作品も各様で議論が白熱しました。大賞・金の星賞と優秀賞・銀の星賞の4篇は甲乙付け難い作品でした。それぞれの作品は、テーマも、内容も、表現方法も、その趣向は異なるのですが、いずれも高校生の童話らしい新しい発想と自分の世界がありました。童話の定番といえば、いつも出てくる妖精と魔女、動物や小鳥たちの交歓などですが、これにとらわれない自由な世界を創造したところに魅力を感じました。テーマや題材、プロット、物語性、まとまりなど一つひとつの作品が個性を主張しています。今年も私たちは高校生らしい新鮮な作品に接し、一様に心打たれました。懸命に取り組んだ作品群を目の当たりにして、その作品の数に圧倒されながらも、毎年、審査を楽しみにしています。」

2) 審査委員の寸評

1) 小野寺審査員

「読みはじめてすぐ、作品の中に引き込まれてゆくのがわかった。自分の小学生時代にあった事を、そのまま書いてくれたのではという既視感である。めめめとした独特の文体が最後まで読む人を引き付けてしまう語りの力があった。」

2) 柏葉審査委員

「今回読ませていただいた作品の中で、机の中の空のイメージが一番強烈だった。自分だけの小さな空から、みんなと一緒に大きな空へ飛び立つ。その物語としては、最後説得力に欠けるし、文章の幼さも気になるが、テーマと空がさすがにしく、大きな空へ飛び立とうとする主人公へ向ける作者の視線がやさしい。」

3) 牛崎審査委員

「いくつか難があるとはいえ、薄暗い資料室にあった古びた机の中に見つけた青い空の鮮やかさは出ている。その発見をきっかけに、他者と関わらなくても良しとしていた創太に変化が生れる。その空は、現実の空へと連なり、空想力が本来有していた生命力の向日性を教えてくれる。」

4) 畠中審査委員

「誰も行かない資料室の机の中に見つけた創太だけの空。健ちゃんに打ち明け、手の中に文鳥を持って二人は机の中の空で鳥になる。アイディアが前半の説明口調を押しつけ、結末部の欠点をかばって審査員の票を獲得した。創太に本当の空を気付かせる自己発見小説だが、ひとつの世界を作って高校生の童話らしい仕上がりが素晴らしい。」

(5) 成果と課題

① 成 果

- 1) 本事業は、創設以来毎年度実施し、平成 22(2010)年度現在で 10 回実施している。
- 2) 作品は、全国各都道府県から応募があり、その数は毎回千点前後にのぼり、これまでの応募総数は 1 万 1 千点を超えている。

回	応募校数	応募作品数	回	応募校数	応募作品数
第 1 回	375	1,268	第 6 回	228	837
第 2 回	374	1,344	第 7 回	229	837
第 3 回	385	1,331	第 8 回	263	1,155
第 4 回	368	1,355	第 9 回	242	1,261
第 5 回	320	1,118	第 10 回	203	1,127
応 募 総 数				2,987	11,633

- 3) 高校 3 年間で連続応募するケースや読み応えのある力作が毎年増加している。
- 4) 受賞作品集録発行、朗読紹介、ホームページでの音声紹介などを行い、地域や全国の高校生に読む楽しさ、聞く楽しさを提供している。
- 5) 作品応募者の中には、受賞を理由に所属県教育委員会の表彰を受けた生徒や、文学の世界を目指して進学を果たす生徒がいる。また、受賞作品の集録を高等学校の国語科の教材に活用したり、脚本にして演劇発表したりする例なども報告されている。以上のことから、高校生が文学に触れる機会や地域の活性化に貢献する願いは、叶いつつあり、好ましい影響が広がっている。

② 課 題

本事業の成果を維持し発展させること。

7. 文部科学大臣委嘱「図書館司書・司書補講習」の実施

昭和 42(1967)年より、東北・北海道地区における唯一の委嘱大学として、毎年 7～9 月の約 2 ヶ月間に、主に社会人を対象にして、文部科学大臣委嘱「司書及び司書補の講習」を「図書館専門職員養成講習」として開講しており、今年で 43 回目を迎える。

本講習は、公共・大学・専門等の図書館において働く専門的職員である「司書」、「司書補」を養成するために「図書館法」に基づき開講され、全国各地から毎年 100 人内外の受講者を集めている。昨年までに講習を受講し、資格を取得した者は、司書 2,142 人、司書補 1,043 人、合わせて 3,185 人に上り、全国各地で活躍している。

本講習では、さまざまな情報が錯綜する現代社会にあって、図書館学の専門知識と技術を身につけさせることにより、調査研究の資料・文献・記録の収集・整理・保管、利用提供する資料の管理等、専門業務において即戦力となる人材の育成を図っている。すなわち、ダイナミックに流動する高度情報化社会のニーズに応えるため、より広範囲で高度な情報・専門性の高い情報を提供できる即戦力としてのプロフェッショナル養成に主眼を置いている。夏期の 2 ヶ月間で「司書となる資格」又は「司書補となる資格」を取得できることは、現職者や社会人あるいは現役の学生にとって大変有意義なことである。受講生の年齢・学歴・職業等は多岐にわたるが、受講の目的意識が明確なため、真摯な生涯学習の場となっている。

本学の講習が他大学と大きく異なる点は、講師が図書館サービスの現場を経験した研究者及び現職者を中心に構成されていることである。それにより、講習は単なる机上論ではなく、今現在、実際に図書館で起こっていることに関する、生きた知識や具体的解決方法のスキルを教えるという現場に直結したものとなっている。

また、受講生同士の親睦を図る意味で、茶話会、バスハイク等も受講生自らによって企画・実施され、講習期間に限らず、何年にもわたって同窓会的なものが持続し、人的ネットワークが構築されている。講習で培った人脈が、就職に結びついた例もある。毎年、受講生手づくりの「文集」も発行される。そこには各人の志や価値観が端的に表現されているから、良い思い出となっている。

平成22(2010)年度「図書館司書・司書補講習」開講科目一覧			
司書コース () 内は単位数		司書補コース () 内は単位数	
甲群	生涯学習概論 (1)	図書館概論 (2)	生涯学習概論 (1)
	図書館経営論 (1)	図書館サービス論 (2)	図書館の基礎 (2)
	情報サービス概説 (2)	児童サービス論 (1)	図書館サービスの基礎 (2)
	レファレンスサービス演習 (1)	レファレンスサービス (1)	レファレンス資料の解題 (1)
	情報検索演習 (1)	図書館資料論 (2)	情報検索サービス (1)
	専門資料論 (1)	資料組織概説 (2)	図書館の資料 (2)
	資料組織演習Ⅰ (1)	資料組織演習Ⅱ (1)	資料の整理 (2)
乙群	図書及び図書館史 (1)	情報機器論 (1)	資料の整理演習 (1)
			児童サービスの基礎 (1)
			図書館特講 (製本と修理) (1)